

第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度

【計画素案】

広島県

目 次

第1章 総論

I 計画作成の趣旨等	
1 作成の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の基本的な方向	2
4 計画の期間	2
5 計画の点検・評価	3
II 区域の設定	
1 考え方	4
2 サービス区分による区域の設定	4
III 平成32(2020)年度の目標と取組	6
V 広島県障害者プランの4つの重点的な取組の取組状況	7

第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します

I 成果目標の設定	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	11
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	13
3 地域生活支援拠点等(システム)の整備	15
II 成果目標達成に向けた取組	
1 障害への理解促進	
(1) 障害に対する理解の促進	16
(2) あいサポートプロジェクトの推進	18
2 保健、医療の充実	
(1) 保健・医療提供体制の充実	20
(2) 医療と福祉の連携	24
3 地域生活の支援体制の構築	
(1) 障害福祉サービス等の提供	25
(2) 住まいの場の確保	28
(3) 相談支援体制の構築	29
(4) 権利擁護の推進	33
(5) 障害福祉サービスの質の向上等	35

第3章 経済的な自立と社会参加を促進します

I 成果目標の設定	
1 福祉施設から一般就労への移行等	41
II 成果目標達成に向けた取組	
1 自立と社会参加の促進	
(1) 雇用・就労の促進	43

(2) 情報の保障の強化	51
(3) スポーツ・芸術文化活動の振興	55

第4章 障害児の健やかな育成のための支援を行います

I 成果目標の設定	
1 障害児支援体制の整備	61
II 成果目標達成に向けた取組	
1 障害児の健やかな育成のための支援	
(1) 地域支援体制の構築	63
(2) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	66
(3) 関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進	70

第5章 障害福祉サービス等の見込量等

I 第4期広島県障害福祉計画の実施状況	77
II 第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画における 障害福祉サービス等の見込量等	
1 障害福祉サービス等の見込量（県全体）	83
2 障害福祉サービス等の見込量（圏域別，市町別）	
(1) 訪問系サービス	84
(2) 日中活動系サービス	86
(3) 居住系サービス	104
(4) 相談支援	107
(5) 障害児に関するサービス	110
3 地域生活支援事業の実施見込み	
(1) 市町地域生活支援事業	122
(2) 県地域生活支援事業等	123

第6章 資料

I ○○○○○○○○○○	作成中
II ○○○○○○○○○○	
III ○○○○○○○○○○	
IV ○○○○○○○○○○	
V ○○○○○○○○○○	

第1章

総論

I 計画作成の趣旨等

1 作成の趣旨

平成 18（2006）年4月に、障害種別に関わらないサービスの提供や身近な市町による一元的なサービス提供などが盛り込まれた「障害者自立支援法」が施行されました。

県では、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の整備を計画的に進めるため、これまで第1期から第4期計画を作成してきました。

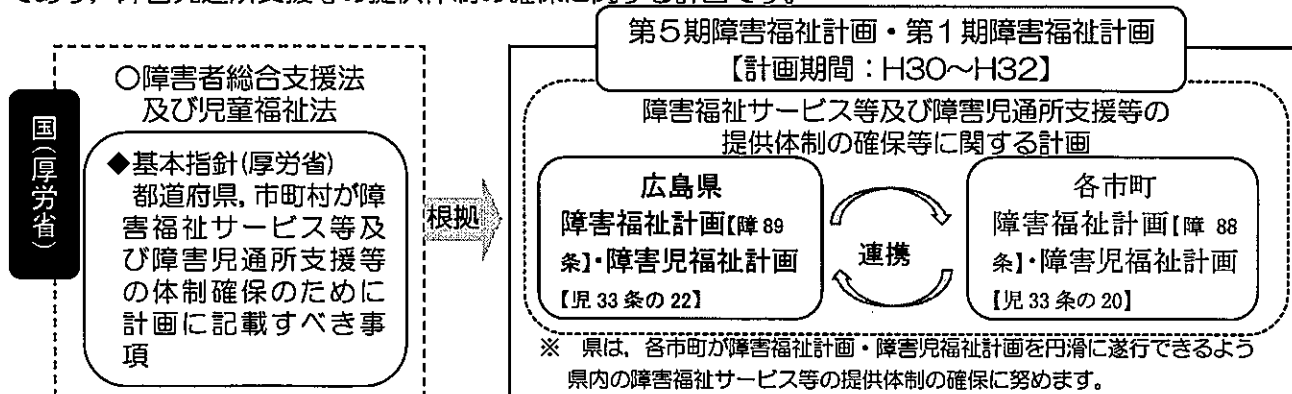
平成 29（2017）年度末で、第4期計画の期間が終了しますが、障害者の望む地域生活の支援の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応を図るために、平成 30（2018）年4月から、障害者総合支援法律及び児童福祉法の一部改正が施行されます。

県は、障害者及び障害児が、地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現を目標に、これまでの計画の達成状況や、今後想定される障害福祉サービス等のニーズを踏まえ、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの3年間を計画期間とする第5期広島県障害福祉計画及び第1期広島県障害児福祉計画を一体的に作成します。

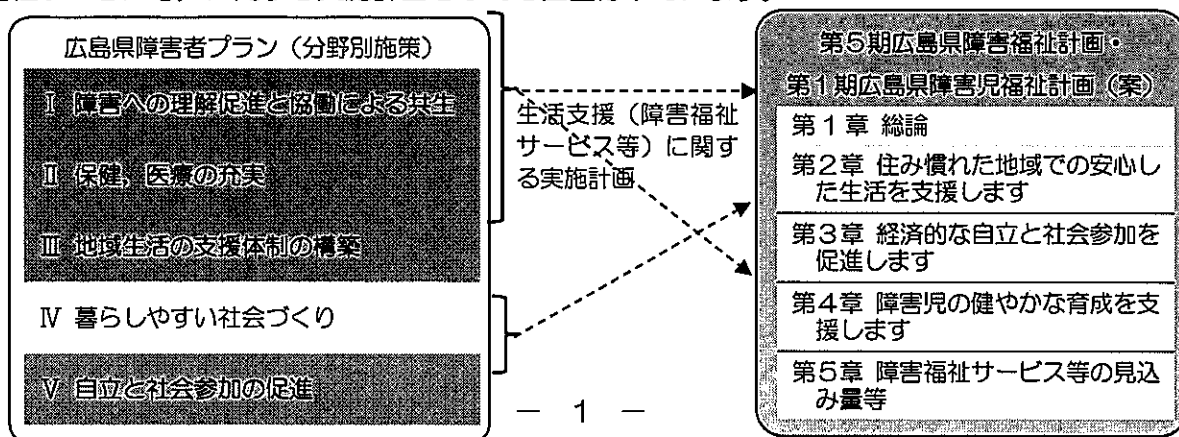
2 計画の位置付け

広島県障害福祉計画は、障害者総合支援法第89条第1項に基づく「都道府県障害福祉計画」であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画です。

広島県障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の22第1項に基づく「都道府県障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画です。



また、障害者の社会参加・参画に向けた障害者の生活全般にわたる幅広い施策のための計画として定めている「広島県障害者プラン」（計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度）の生活支援（障害福祉サービス等）に関する実施計画としても位置付けています。



3 計画の基本的な方向

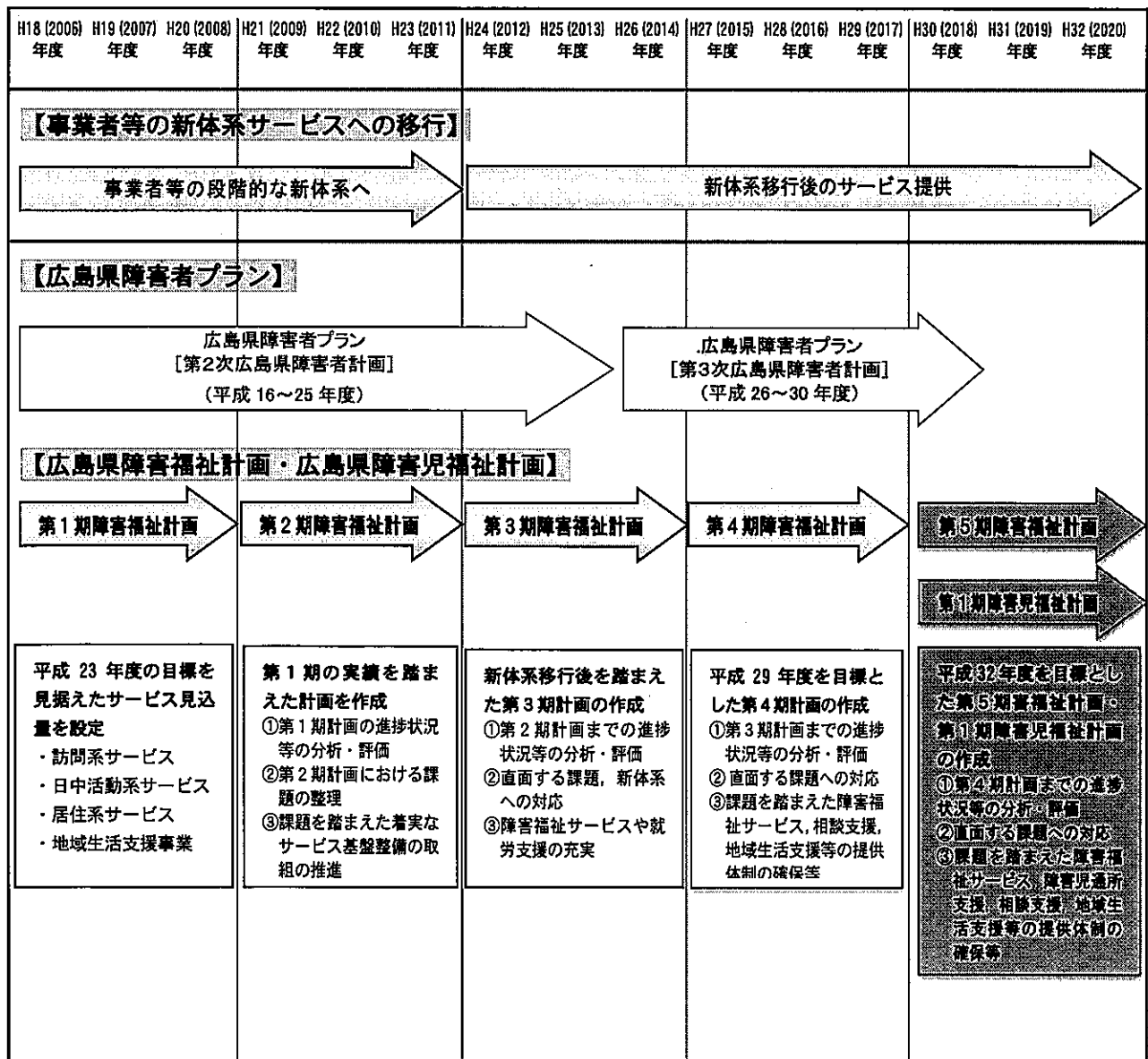
- ◆ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ◆ 県内どこでも必要なサービスの提供
- ◆ 地域生活への移行，地域生活の継続支援及び就労支援並びに障害児支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

4 計画の期間

第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画は，平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間とします。

《参考：広島県障害者プラン》

本計画を実施計画と位置付けている「広島県障害者プラン（第3次広島県障害者計画）」の計画期間は，平成26（2014）年度から平成30（2018）年度までの5年間となっています。



5 計画の点検・評価

(1) 広島県障害者施策推進協議会

県は、障害者、障害者団体、学識経験者などから構成される「広島県障害者施策推進協議会」にこの計画の進捗状況を毎年度報告し、点検・評価を受けるとともに、必要に応じてこの計画の内容を見直します。

(2) 広島県障害者自立支援協議会

県は、この計画の推進に係る具体的な課題について、障害者、障害者団体、医師、相談支援事業者、雇用関係機関、市町などで構成される「広島県障害者自立支援協議会」に意見を求めます。

■ 広島県障害者施策推進協議会と広島県障害者自立支援協議会

広島県障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、都道府県障害者計画や都道府県障害福祉計画に関して、施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を調査・審議する附属機関として設置されています。

広島県障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されています。

[障害者基本法]

第 36 条 都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市を含む）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

[障害者総合支援法]

第 89 条の 3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

II. 区域の設定

障害者総合支援法では、県が区域を設定し、障害福祉サービス等の計画的な整備を進めることとされています。(第89条第2項第2号)

このため、次のとおり区域を設定し計画的な整備を進めます。

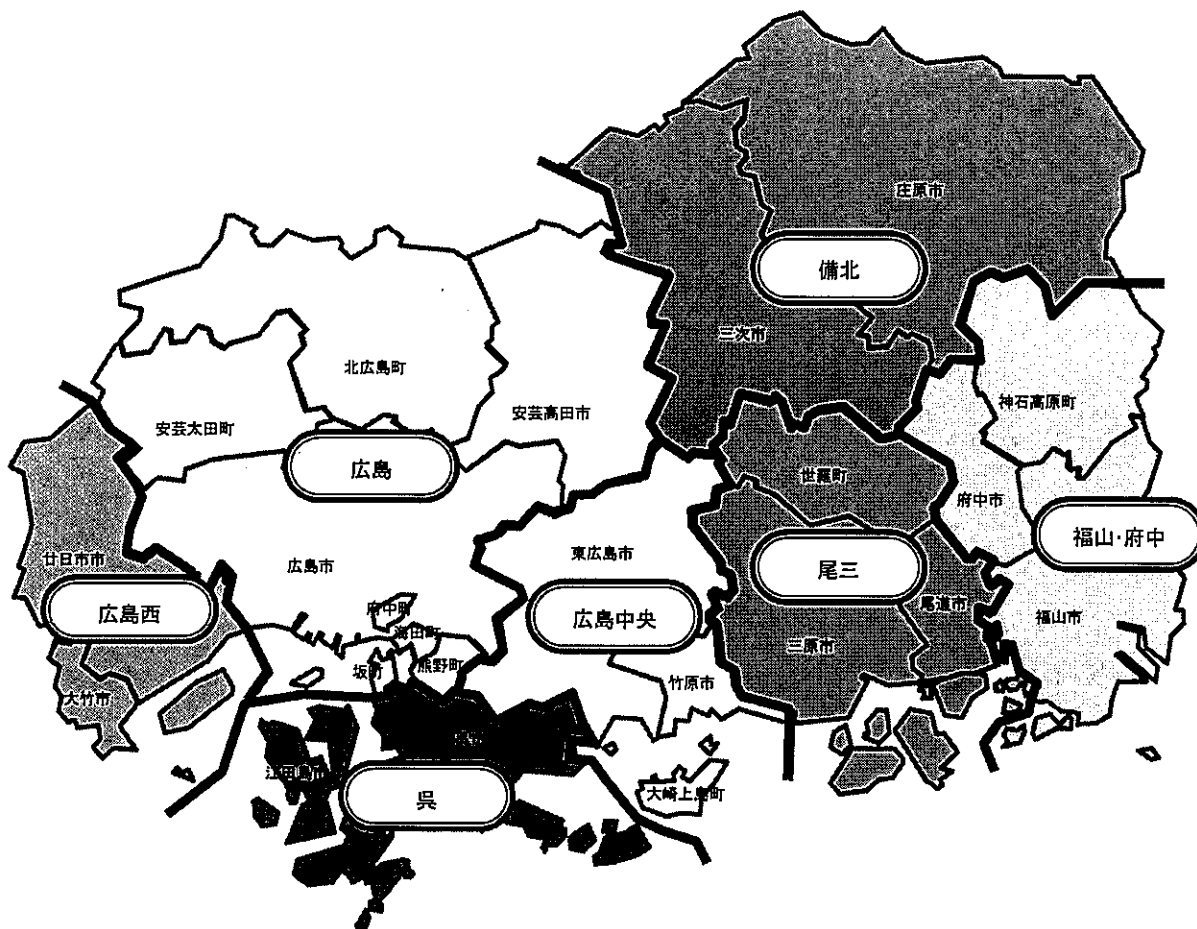
1 考え方

障害福祉サービス等の提供に当たっては、障害者が生活する「市町」を基本的な単位として、きめ細かサービスを提供することが必要ですが、広域的な提供体制の整備が必要な事業については、事業の内容やニーズに応じた広域的な単位を設定し、サービス提供体制づくりを進めます。

2 サービス区分による区域の設定

サービスの区分 考 え 方	区 域 具体的サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービス ・居住系サービス（共同生活援助に限る。） ・障害児通所支援 ・相談支援、障害児相談支援 <p>【考え方】 居宅における介護、地域の住まいの場、障害児に係るサービス及び相談の場などは、障害者等が地域で生活するための基本的なサービスであることから、市町を区域として設定します。</p>	<p>【区域】 市町</p> <p style="text-align: right;">第5期計画・ 第1期計画見込量</p> <p>↓</p> <p>【具体的サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問系サービス P84 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 ●居住系サービス P104 自立生活援助、共同生活援助（以下「グループホーム」という。） ●障害児通所支援 P110 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援 ●相談支援、障害児相談支援 P107 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、 障害児相談支援 P121
<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動系サービス（療養介護を除く。） <p>【考え方】 日中活動の場を提供するサービスは、広域的な提供体制の整備が必要であることから、障害者プランにおいて設定されている障害保健福祉圏域を区域として設定します。ただし、地域生活を支援する観点から、可能な限り市町でサービス量の確保に努めることとします。</p>	<p>【区域】 障害保健福祉圏域</p> <p style="text-align: right;">第5期計画・ 第1期計画見込量</p> <p>↓</p> <p>【具体的サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日中活動系サービス P86 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援 短期入所（福祉型・医療型）
<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動系サービス（療養介護） ・居住系サービス（施設入所支援及び障害児入所支援に限る。） <p>【考え方】 広域性をもった圏域を設定する必要があることから、県全域を区域とします。</p>	<p>【区域】 県全域</p> <p style="text-align: right;">第5期計画・ 第1期計画見込量</p> <p>↓</p> <p>【具体的サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日中活動系サービス P99 療養介護 ●居住系サービス P106 施設入所支援 P120 障害児入所支援

(参考) 広島県障害者プランにおける障害保健福祉圏域



圏域名	市町名
広島障害保健福祉圏域	広島市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町
広島西障害保健福祉圏域	大竹市, 廿日市市
呉障害保健福祉圏域	呉市, 江田島市
広島中央障害保健福祉圏域	東広島市, 竹原市, 大崎上島町
尾三障害保健福祉圏域	三原市, 尾道市, 世羅町
福山・府中障害保健福祉圏域	福山市, 府中市, 神石高原町
備北障害保健福祉圏域	三次市, 庄原市

※ この圏域は、保健・医療・福祉の総合的な連携を図るため、医療法に基づく広島県保健医療計画の「二次保健医療圏域」及び老人福祉法・介護保険法に基づく「ひろしま高齢者プラン」の「老人福祉圏域」と同じ圏域とするとともに、各計画の圏域の見直しの際には連動するものとして設定しています。

Ⅲ 平成 32 (2020) 年度の目標と取組

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画では、障害者等の地域生活への移行及び一般就労、障害児の地域での支援体制の整備について、平成 32 (20) 年度末に向けての具体的な数値目標を設定し、その推進に努めます。

計画の基本的な方向 (P2)

ひろしま未来チャレンジビジョン

「安心な暮らしづくり」～支援が必要な人が、地域で安心して生活できる環境が整っています。

成果目標 (平成 32 (2020) 年度)

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (P11)
 - 福祉施設から地域生活への移行者数 266人 (H28年度末入所者の8.7%)
 - 施設入所者数 (H28年度末⇒H32年度末) 3,044人⇒2,975人(△69人(△2.3%))
- 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行 (P13)
 - 精神障害者の地域移行に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 県、各圏域、23市町で設置
 - 精神科病床における1年以上長期在院者数 (H32年度末) 2,859人(65歳以上), 1,801人(65歳以上)
 - 入院後3か月時点の退院率 69% ○ 入院後6か月時点の退院率 84% ○ 入院後1年時点の退院率 90%
- 3 地域生活支援拠点等の整備 (P15)
 - 地域生活支援拠点等 (システム) 整備 23市町 [23か所]
- 4 福祉施設から一般就労への移行等 (P61)
 - 一般就労移行者数 (H28年度⇒H32年度) 395人⇒516人(約1.3倍)
 - 就労移行支援事業所利用者数 (H28年度末⇒H32年度末) 642人⇒771人(+20.1%)
 - 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所 47事業所 (全87事業所の54.0%)
 - 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率 (H32年度末) 81.7%
- 5 障害児の健やかな育成の支援 (P63)
 - 児童発達支援センター設置 23市町 ○ 保育所等訪問支援の実施 23市町
 - 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保 23市町
 - 医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置 県、各圏域、23市町で設置 (H30年度末)

成果目標の達成に向けた取組

1 障害への理解の促進	(1) 障害に対する理解の促進	各種協議等 県障害者プラン「重点的な取組」の取組状況 (P7)
	(2) あいサポートプロジェクトの推進	
	(1) 保健・医療提供体制の充実	
2 保健、医療の充実	(2) 医療と福祉の連携	
	(1) 障害福祉サービス等の提供	
	(2) 住まいの場の確保	
	(3) 相談支援体制の構築	
	(4) 権利擁護の推進	
3 地域生活の支援体制の構築	(5) サービスの質の向上等	
	(1) 雇用・就労の促進	
	(2) 情報の保障の強化	
	(3) スポーツ・文化芸術活動の振興	
	(1) 障害児の健やかな育成のための支援	
1 障害児の健やかな育成のための支援	(2) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	
	(3) 関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進	

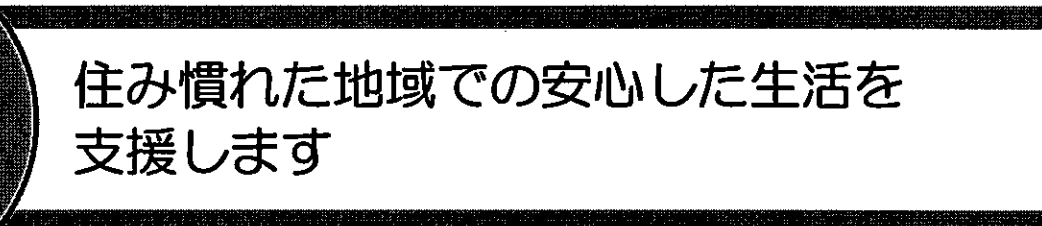
Ⅳ 広島県障害者プランの4つの重点的な取組の取組状況

広島県障害者プラン（平成26（2014）年3月策定）では、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度までの5年間で行う4つの取組を“重点的な取組”に位置付けて、具体的な取組を進めています。

<p>1</p>	<p>あいサポート運動の本格化</p> <p>県民をはじめ、企業・団体等が「様々な障害特性」「障害のある方が困っていること」「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解し、実践する「あいサポート運動」を通じて、県民一人ひとりが優しく相手に接することができる社会を実現します。</p>	<p>— (具体的な取組☞ P19, P44)</p> <p>取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県民オール「あいサポーター」 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな研修カリキュラムによる研修の充実 ・学生や保護者に対する研修及び企業内研修の強化 ・あいサポートリーダーの養成・登録 ② 「あいサポート企業・団体」の取組支援
<p>2</p>	<p>県立施設の機能強化</p> <p>発達障害児（者）への支援、高次脳機能障害児（者）の社会復帰支援、NICU退院児を含めた重症・重度心身障害児（者）の在宅支援等、ライフステージに応じた医療と福祉の高度な連携が求められる課題に対応していくため、県の障害者施策と整合性のある中長期的な整備方針のもと、県立施設の機能強化を図ります。</p>	<p>— (具体的な取組☞ P23, P64)</p> <p>取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発達障害に係る専門機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の一体化による充実・強化 ② 高次脳機能障害者の社会復帰支援の充実 ③ NICU退院児を含めた重症・重度心身障害児（者）の在宅支援機能等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・県立医療型障害児入所施設の療育環境の改善、レスパイト等に対応した短期入所定員の確保等
<p>3</p>	<p>情報の保障の強化</p> <p>意思疎通の支援を要する障害者への情報提供方法の工夫や情報伝達手段を確保し、障害者が地域で生活するために必要なコミュニケーション手段の確保と情報提供を推進します。</p>	<p>— (具体的な取組☞ P53, P54)</p> <p>取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広島県聴覚障害者情報提供施設の充実 ② 市町との役割分担による聴覚障害者の意思疎通支援 ③ 県立視覚障害者情報センターの充実 ④ 広島県障害者ITサポートセンターの充実 ⑤ 情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保
<p>4</p>	<p>雇用の促進</p> <p>障害者が社会を構成する一員として経済的に自立し、安定した生活ができるよう、一人ひとりの障害特性や意欲、適性及び能力に応じて雇用し、自立した生活が可能な賃金を支払う企業等の増加に取り組みます。</p>	<p>— (具体的な取組☞ P44～P48)</p> <p>取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関による一体的な企業等支援 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用のビジネスモデルの推奨 ・障害者雇用企業等の積極的公表 ② 優先調達等の推進 ③ 障害者雇用の気運醸成等



第2章



住み慣れた地域での安心した生活を
支援します

I 成果目標の設定

障害者が地域で安心した生活が送れるよう、福祉施設に入所している障害者や、入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進するため、具体的な数値目標を掲げて取り組むとともに、施設入所が真に必要と判断される障害者の数を踏まえた施設を確保し、その質の向上を目指します。

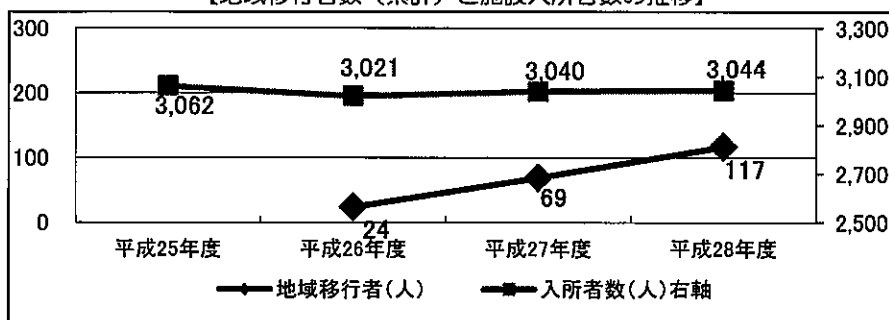
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 現状

県内で福祉施設を退所し、地域生活へ移行した障害者の人数は、第4期計画策定時の平成25(2013)年度末時点から平成28(2016)年度までの間で、117人となっています。

また、福祉施設の入所者数(以下、「施設入所者数」という。)は、平成28(2016)年度末現在3,044人で、平成25(2013)年度末時点の3,062人から18人減少しています。

【地域移行者数(累計)と施設入所者数の推移】



(2) 取組の方向

障害に対する理解の促進、障害の特性に配慮した住まいの場、相談、就労など必要な支援支援を通じて、障害者が地域で安心して生活できる体制を整備し、希望する障害者の地域生活への移行を進めます。

(3) 成果目標

平成28(2016)年度末時点において福祉施設に入所している障害者のうち、平成32(2020)年度末時点で、累計で266人(平成28(2016)年度末の施設入所者数の8.7パーセント)が地域生活へ移行するとともに、平成32(2020)年度末の施設入所者数を69人(平成28(2016)年度末の施設入所者数の2.3パーセント)減少させることをめざします。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行】

項目	数値	備考
福祉施設入所者数(A)	3,044人	平成28(2016)年度末時点
福祉施設入所者数(B)	2,975人	平成32(2020)年度末時点(見込み)
目標値	地域生活移行者数(C)	266人 (8.7%) 施設入所からグループホーム、在宅等へ移行する者の数(移行割合 C/A)
	削減見込み	69人 (2.3%) 平成32(2020)年度末時点の入所者削減数(A-B) (入所者削減割合(A-B)/A)

※ 上記の数値は、平成24(2012)年度の児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者を引き続き障害者支援施設として利用させることとした障害児施設等を除いて設定しています。

(4) 成果目標の考え方

県は、基本指針を踏まえ、市町に対して第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画作成に係る基本的な考え方を示し、各市町は、第4期障害福祉計画の進捗状況やそれぞれの地域のニーズ等の実情を踏まえ、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標値を設定しており、県は、これを基本として目標値を定めています。

【第5期障害福祉計画における各市町別目標値】

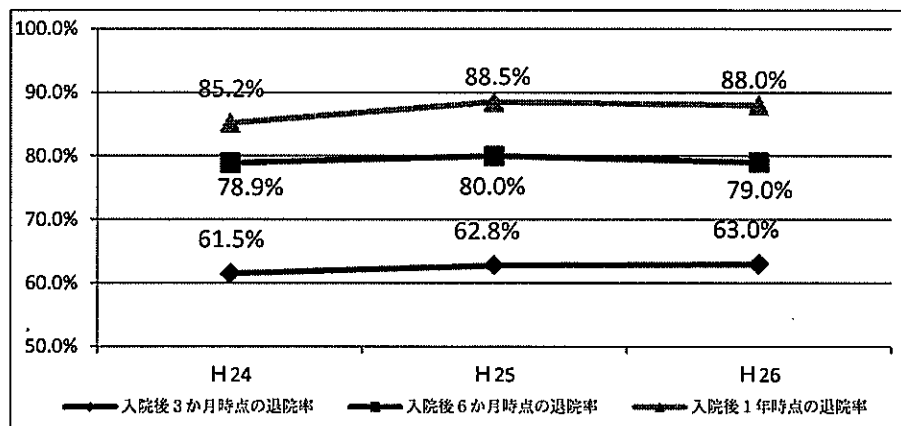
	施設入所者数 (平成28年度末) A	施設入所者数 (平成32年度末) B	施設入所から 地域生活への 移行者数 C	地域生活移行 割合 C/A	施設入所者削減 見込数 A-B	施設入所者削減 割合 (A-B) / A
広島圏域	1,217人	1,190人	110人	9.0%	27人	2.2%
広島市	956人	936人	87人	9.1%	20人	2.1%
安芸高田市	96人	94人	9人	9.4%	2人	2.1%
府中町	30人	29人	2人	6.7%	1人	3.3%
海田町	24人	23人	1人	4.2%	1人	4.2%
熊野町	29人	28人	3人	10.3%	1人	3.4%
坂町	13人	12人	2人	15.4%	1人	7.7%
安芸太田町	22人	22人	2人	9.1%	0人	0.0%
北広島町	47人	46人	4人	8.5%	1人	2.1%
広島西圏域	166人	162人	15人	9.0%	4人	2.4%
大竹市	40人	35人	4人	10.0%	5人	12.5%
廿日市市	126人	127人	11人	8.7%	-1人	-0.8%
呉圏域	385人	376人	35人	9.1%	9人	2.3%
呉市	326人	319人	30人	9.2%	7人	2.1%
江田島市	59人	57人	5人	8.5%	2人	3.4%
広島中央圏域	272人	267人	15人	5.5%	5人	4.4%
竹原市	57人	55人	6人	10.5%	2人	3.5%
東広島市	191人	189人	8人	4.2%	2人	1.0%
大崎上島町	24人	23人	1人	4.2%	1人	4.2%
尾三圏域	376人	368人	33人	8.8%	8人	2.1%
三原市	145人	142人	13人	9.0%	3人	2.1%
尾道市	191人	187人	18人	9.4%	4人	2.1%
世羅町	40人	39人	2人	5.0%	1人	2.5%
福山・府中圏域	447人	436人	41人	9.2%	11人	2.5%
福山市	367人	359人	33人	9.0%	8人	2.2%
府中市	58人	56人	6人	10.3%	2人	3.4%
神石高原町	22人	21人	2人	9.1%	1人	4.5%
備北圏域	181人	176人	17人	9.3%	5人	2.8%
三次市	104人	101人	10人	9.6%	3人	2.9%
庄原市	77人	75人	7人	9.1%	2人	2.6%
計	3,044人	2,975人	266人	8.7%	69人	2.3%

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

(1) 現状

平成 26 (2014) 年度NDB (レセプト情報・特定健診等情報データベース) 集計によると、県内の精神科病院に入院中精神障害者の入院後3か月時点、6か月時点及び1年時点の退院率は、それぞれ63.0パーセント、79.0パーセント及び88.0パーセントとなっています。【健康対策課】

【入院中の精神障害者 入院後3か月時点・6か月時点・1年時点の退院率】



(2) 取組の方向

入院中の精神障害者が地域で安心して生活できる体制を整備するとともに、精神科病院等の関係機関とも連携しながら、本人の意向に配慮しつつ、障害者の早期退院を促進し、障害者の地域生活への移行を進めます。

(3) 成果目標

ア 県及び圏域において、精神障害者の地域移行に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することをめざします

また、各市町において、同様に、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することをめざします。ただし、市町単独での設置が困難な場合は、複数市町による共同設置も可能とします。

【精神障害者の地域移行に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置】

項目	数値	備考
目標値	県、圏域 23市町	平成32(2020)年度末時点の設置状況

イ 平成32(2020)年度の精神病床における65歳以上の1年以上長期在院者数を2,859人に、65歳未満1年以上長期在院者数を1,801人に減少させることをめざします。

ウ 平成32(2020)年度における入院中の精神障害者の入院後3か月時点、6か月時点及び1年時点の退院率を、それぞれ69.0パーセント、84.0パーセント及び90.0パーセントとすることをめざします。

【入院中の精神障害者の地域生活への移行】

項目	数値	備考	
精神科病床における1年以上長期在院者数(65歳以上)	3,150人	平成26(2014)年度	
精神科病床における1年以上長期在院者数(65歳未満)	2,082人	平成26(2014)年度	
目標値	精神科病床における1年以上長期在院者数(65歳以上)	2,859人	平成32(2020)年度
	精神科病床における1年以上長期在院者数(65歳未満)	1,801人	平成32(2020)年度
	入院後3か月時点の退院率	69.0%	平成32(2020)年度
	入院後6か月時点の退院率	84.0%	平成32(2020)年度
	入院後1年時点の退院率	90.0%	平成32(2020)年度

(参考) 平成32年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を347人と見込む。

(4) 成果目標の考え方

県は、入院中の精神障害者の地域移行を進めるため、基本指針を踏まえ、入院後3か月、6か月及び1年時点の退院率を高め、長期在院者数を減少させる目標を定めています。

3 地域生活支援拠点等（システム）の整備

(1) 現状

第4期広島県障害福祉計画において、成果目標として、原則、各市町に1か所以上整備することを目指し、市町等の取組を支援してきましたが、国が平成28年9月に実施した全国調査によると、広島県を含め全国的に整備が進展していない状況にあります。

このため、改めて基本指針において、障害者等の地域生活支援を推進する多機能拠点である地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は複数事業所等が連携した面的な体制）を所定の期間内に整備するよう規定されました。

(2) 取組の方向

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、施設入所又は病院からの地域移行を進め、地域生活で生じる様々な課題に対応し、障害者等が地域生活を継続できるよう、市町による関係機関と連携した取組を支援することにより、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域生活支援拠点等（システム）の整備を促進します。

(3) 成果目標

地域生活支援拠点等を、原則、各市町に1か所以上整備することを目指します。ただし、1か所の拠点整備が困難な場合は、複数市町や圏域で1か所以上整備することも可能とします。

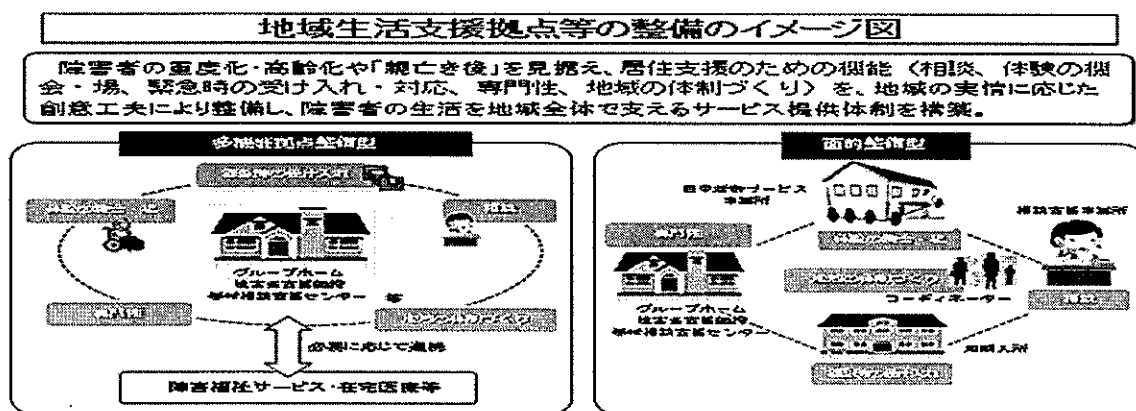
【地域生活支援拠点等の整備】

項目		数値	備考
目標値	地域生活支援拠点等（システム）の整備	23市町 【29か所】	平成32（2020）年度末時点の県内整備か所数

4 成果目標の考え方

県は、基本指針を踏まえ、市町に対して第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画作成に係る基本的な考え方を示し、各市町は、第4期障害福祉計画の進捗状況やそれぞれの地域のニーズ等の実情を踏まえ、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標値を設定しており、県は、これを基本として目標値を定めています。

[事業者指導G] [自立・就労G]



Ⅱ 成果目標の達成に向けた取組

1 障害への理解の促進

(1) 障害に対する理解の促進

ア 障害者の差別解消に向けた取組

《現状》

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が、平成28（2016）年4月1日から施行されました。

■障害者差別解消法

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

- 県では、国から示された対応指針を踏まえ、職員が遵守すべき服務規律としての職員対応要領の制定、職員対応要領ハンドブックの作成、専門相談員を配置した相談窓口の設置、事業者等への普及啓発活動の展開、障害者差別解消支援地域協議会の設置等に取り組んでいます。
- 県に寄せられた相談については、必要に応じて所管の行政機関等に橋渡しを行ったり、相談者と相手方との間に立って調整を行うなど、事案の解決に向けた取組を進めるとともに、障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例について情報共有化を行い、事案の解決方法等について協議を行っています。

【表1 平成28年度相談件数（障害者支援課）】

不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	計
33件	55件	88件

- また、あいサポート企業・団体による合理的配慮の提供事例について、県ホームページに掲載し、普及啓発に努めています。
- 市町に対しては、職員対応要領の制定、障害者差別解消支援地域協議会の設置、普及啓発活動について取組要請を行っています。

《課題》

- 障害者や障害者団体については、障害者差別解消法について普及啓発が進みつつありますが、平成29年度県政世論調査によると、調査対象者のうち、16.7%が「障害者差別解消法を知らない」という調査結果となっており、更なる普及啓発活動に取り組む必要があります。
- 職員対応要領の未制定、障害者差別解消法支援地域協議会の未設置、相談事例がない、もしくは、過少な市町もあることから、該当の市町に対して、引き続き、積極的な取組を働きかけていく必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 会議、研修、講演、出前講座等のあらゆる機会を利用し、障害者差別解消法の普及啓発に取り組みます。
- 障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例について情報共有や分析を行うとともに、効果的な事案解決方法等について協議し、実効性のある相談・支援体制となるよう取り組めます。

- 市町に対し、職員対応要領の制定、障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営、普及啓発活動について取組要請を行うとともに、地域全体としての相談解決機能の向上を図るために、県の障害者差別解消支援地域協議会とのネットワークの構築を進めます。

イ 交流活動の推進

《現状》

- 福祉情報の発信や障害者等との交流、就労移行支援の場となる福祉公共スペース「ふれ愛プラザ」の運営を支援し、「ノーマライゼーション」の推進と障害者福祉に対する県民の理解促進のための普及啓発活動に取り組んでいます。
- 障害者が利用している施設・作業所において製造されているスナックやスイーツなどの菓子類の品評会「ひろしまS-1サミット」を通じて、県民が障害者と触れ合いながら、障害者の活動や障害に対する理解を促進しています。
- 障害者スポーツの体験会、障害者が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」、障害者が参加、出演するコンサートや演劇など、県民と障害者が交流する多彩なイベントを実施、支援しています。

《課題》

- 障害に対する正しい理解と認識を深めるためには、県民が障害者と交流し、ふれあう機会をできるだけ多く確保する必要があります。
- 「ふれ愛プラザ」は、平成13（2001）年の設置から10年以上が経過しましたが、近年、来客数、売上額ともに減少傾向にあり、活気ある交流の場づくりが課題となっています。

【表2 ふれ愛プラザ 来客数と売上の推移】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
来客数	16,933人	16,960人	16,087人
総売上額	19,078千円	23,085千円	22,920千円

- 「ひろしまS-1サミット」などのイベントを通じて、県民が障害に対する正しい理解と認識を深める効果的なイベントとなるよう、実施形態や実施内容等について検証する必要があります。

《今後の具体的な取組》

- ホームページやSNS等を活用し、「ふれ愛プラザ」の商品と活動に関する情報や、福祉情報の提供を行うとともに、夏休み工作教室等の店舗内でのイベント開催、他団体のイベントへの出展、職場体験者や就業実習者の受入等により、障害者や障害者の活動を知る機会とするとともに、障害者と来客者が交流する場を創出していきます。
- 「ふれ愛プラザ」の来客数等が伸び悩んでいることから、消費者ニーズに対応した商品の企画開発やイベント等による商品PRに取り組み、来客者の増加に努めます。
- 集客力がある魅力的なイベントとなるよう創意工夫を行い、「ひろしまS-1サミット」、障害者スポーツの体験会、「あいサポートアート展」、障害者が参加、出演するコンサートや演劇などを通じて、県民と障害者が触れ合いながら、障害者の日頃の活動や障害についての理解を促進します。

ウ 地域とのつながり，利用者の安全確保

《現状》

- 利用者の安全確保において，権利擁護の視点を含めた職員研修の充実や，職員の処遇改善等による職場環境の改善を図る必要性が指摘されています。
- 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が改正され，洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について，避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。

《課題》

- 障害福祉サービス事業所等においては，地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し，平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ，利用者の安全確保に向けた取組を進めることが必要であり，県や市町はその支援を行うことが必要です。
- また，それらの取組の際には，日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながるとともに，一方で，発災時には障害福祉サービス事業所等が福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で，防災対策とともに考えていくことが必要です。
- 障害福祉サービス事業所等の利用者の安全確保のため，権利擁護の視点を含めた職員研修の充実や，職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく，いきいきと利用者に対し支援できるよう，職員の処遇改善等による職場環境の改善を図る必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 障害福祉サービス事業所等において，非常災害対策計画の策定，避難訓練等の実施が徹底されるよう指導助言を行います。
- 障害者支援施設等においては，地域住民等との連携・協力体制の構築が図れるよう，日頃から自発的な活動等を通じて地域との交流に努めるよう指導助言を行います。
- 県による虐待防止・権利擁護研修を実施し，参加促進を図るとともに及び事業所等における虐待防止・権利擁護研修の実施を促進します。
- 事業所内のキャリアパス制度の整備を推進し，職員の処遇改善等による職場環境の改善を図ります。

(2) あいサポートプロジェクトの推進

《現状》

- 県では，平成 23（2011）年 10 月から，あいサポート運動を進めています。県民オールあいサポーターに向けて，あいサポーターを養成するため，小・中学校，高校，企業，団体等へ出前講座等を実施するなどにより，あいサポーター数は着実に増加しています。
- また，企業・団体によるあいサポート運動を促進するため，平成 28（2016）年度にあいサポート運動に先駆的に取り組み，他の模範となる企業・団体を表彰する制度を創設するなどし，あいサポート企業・団体数の増加に取り組んでいます。

【表3 あいサポート運動の取組状況（平成 29（2017）年 3 月 31 日現在）】

あいサポーター数（累計）	173,167人
あいサポートリーダー養成数（累計）	284人
あいサポート企業・団体数（累計）	522企業・団体

- 平成29（2017）年9月から、配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない障害者等が、周囲に配慮を必要とすることを知らせる「ヘルプマーク」と、緊急連絡先や必要とする支援内容等を記載する「ヘルプカード」を無償配布しています。
- 障害者が芸術文化活動への参加を通じて、自身の生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成24（2012）年度から、「あいサポートアート展」を開催しています。

【表4 あいサポートアート展来場者数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
あいサポートアート展への来場者数	1,774人	2,307人	2,160人

《課題》

- 広く県民に、あいサポート運動を理解、認識してもらうために、県だけでなく、市町も主体的に運動に取り組む実施体制や実施方法について、市町及び障害者団体等との意見交換を行いながら、検討する必要があります。
- 平成26（2014）年度から養成を実施してきた、あいサポートリーダーの活動促進を図り、県内各地域において、サポート運動が実践活動を伴って展開される必要があります。〔自立・就労〕
- 近年、あいサポート企業・団体数が伸び悩んでおり、あいサポート運動に取り組む企業・団体の掘り起しを行う必要があります。
- 障害者等が周囲から配慮や支援が受けやすくなるよう、「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」の普及促進を図る必要があります。
- 「あいサポートアート展」の開催を含めた障害者の芸術文化活動を、広く県民に知ってもらう必要があります。

《今後の具体的な取組》

- あいサポーター研修の講師や地域活動支援を行う「あいサポートリーダー」、「就労支援リーダー」の養成・登録を行い、これらリーダーを活用した市町による地域住民・関係団体への研修や活動支援、企業内での研修や障害のある従業員への支援などにより、県民オールあいサポーターに向けた取組を強化し、誰もが障害者等に対して自然に手助けをする「心のバリアフリー化」を推進します。

【指標① あいサポートプロジェクトの推進】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
あいサポーター数(累計)	173,167人	190,000人	195,000人	200,000人
あいサポートリーダー養成数(累計)	284人	430人	490人	550人
あいサポート企業・団体数(累計)	522企業・団体	700企業・団体	800企業・団体	900企業・団体

※年度未現在

- 組織的な活動による大きな効果が期待できるあいサポート企業・団体に対する表彰を行うなど、あいサポート企業・団体数の増加に取り組みます。
- ポスター、ステッカー、県ホームページ等により、「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」の普及促進を図ります。
- 「あいサポートアート展」を県内複数個所で開催するとともに、市町巡回展示にも取り組み、県民の障害への理解と認識を深めていきます。

2 保健、医療の充実

(1) 保健・医療提供体制の充実

ア 保健活動の推進

《現状》

- 平成28年（2016）年「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると県民の49.2パーセントがストレスや悩みを抱え、10.5パーセント（20歳以上）が気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じており、精神疾患の発症予防や早期発見のため、専門医や精神保健福祉相談員による相談・訪問指導を実施しています。
- 障害者（児）は、日常の口腔管理や歯科治療が困難な場合も多く、口腔内の状態が悪化しやすい傾向にあります。障害者支援施設等は、運営に関する基準で、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならないとされています。
- 平成28（2016）年度に、広島県内の障害福祉サービス（日中活動）事業所、グループホーム及び障害者支援施設を対象に行った調査によると、協力歯科医療機関を設置している施設の割合は39.0パーセントです。また、1年に1回以上と定期的に利用者に対する歯科健診を実施している施設の割合は23.8パーセントです。

《課題》

- 思春期問題、アルコール依存症などの新たなニーズに対応した相談体制の充実を図る必要があります。
- 日常の口腔管理や歯科治療が困難な障害者（児）について、定期的な歯科健診の受診を図る必要があります。
- 障害者（児）が適切な歯科保健医療を受けられる環境を整備する必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 精神保健福祉の総合的な技術拠点である総合精神保健福祉センターにおいて、保健所、市町及び関係機関に対する技術指導・援助及び教育研修等の支援を行うとともに、思春期問題、薬物・アルコール依存などの新たなニーズに対する相談指導の充実を図ります。
- 「広島いのちの電話」、「こころの電話」などの専門相談窓口との連携による相談体制の充実を図ります。
- 平成24（2012）年9月に開設したひきこもり相談支援センターの相談支援機能の充実を図ります。
- 障害者支援施設等における協力歯科医療機関設置の働きかけや、簡易な歯科健診や施設職員及び障害者（児）の家族への研修・啓発等の実施により、障害者（児）の歯科保健に対する意識を高め、施設等における自発的かつ定期的な歯科健診の実施に繋がります。
- 障害者（児）の専門的な治療機能及び教育機能を有する広島口腔保健センターを活用し、専門的治療及び歯科疾患予防のための口腔ケアが実施できる歯科医師・歯科衛生士の養成研修等を行い、障害者（児）に対応可能な歯科医療機関の整備を進めます。

イ 専門的な医療の提供

《現状》

- 県立障害者リハビリテーションセンターは、相談から診断・治療・訓練・評価・スポーツ・文化活動等幅広い分野における障害者支援機能を有する施設として、さまざまな医療・福祉サービスの提供を行っています。

【表5 県立リハビリテーションセンターの利用状況の推移】

施設名	区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医療センター	日平均入院患者数	100.1人	126.3人	129.6人
	外来患者数	49,895人	53,291人	53,523人
若草園	月平均入園児	51人	45人	44人
若草療育園	月平均入所者	53人	53人	53人
あけぼの	月平均入所者	61人	50人	53人

- 発達障害を診療できる県内の専門医は、県西部地域に偏在しているとともに、絶対数が不足しているため、平成20（2008）年7月から、県立障害者療育支援センター・わかば療育園（東広島市）の発達外来を活用し、医師に対する臨床研修を行い、発達障害を診療診断・治療できる専門医及びコメディカルスタッフを養成する取組を行っています。

【表6 専門医・コメディカルスタッフ研修受講者】

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医師	1人	3人	3人	2人	3人	1人
コメディカル	6人	7人	8人	1人	1人	2人

- 発達障害が疑われる児童生徒等の受診希望が専門医に集中し、初診の待機期間の長期化が生じており、初期の診察や地域の中核となる専門医が不足するとともに、医療機関相互の連携と機能分化が進展していない状況にあります。
- このため、「発達障害児（者）医療支援体制に係る検討会」を平成26（2014）年度に設置し、医療機関の連携方策等について課題の共有を行うとともに、発達障害の診療を行うかかりつけ医を確保するため、平成27（2015）年度から「発達障害児・者診療医養成研修」を実施、また地域の中核的な専門的医療機関を確保するため、平成28年度からは国立精神・神経医療研究センターの専門的研修への医師派遣等の取組を行っています。
- また、県民の適切な受診機会を確保する観点から、発達障害の診断等を行うことができる専門的医療機関を県ホームページで公表しており、医療機関数、医師数とも年々増加しています。

【表7 発達障害の診療ができる医療機関数：県ホームページ掲載のみ】

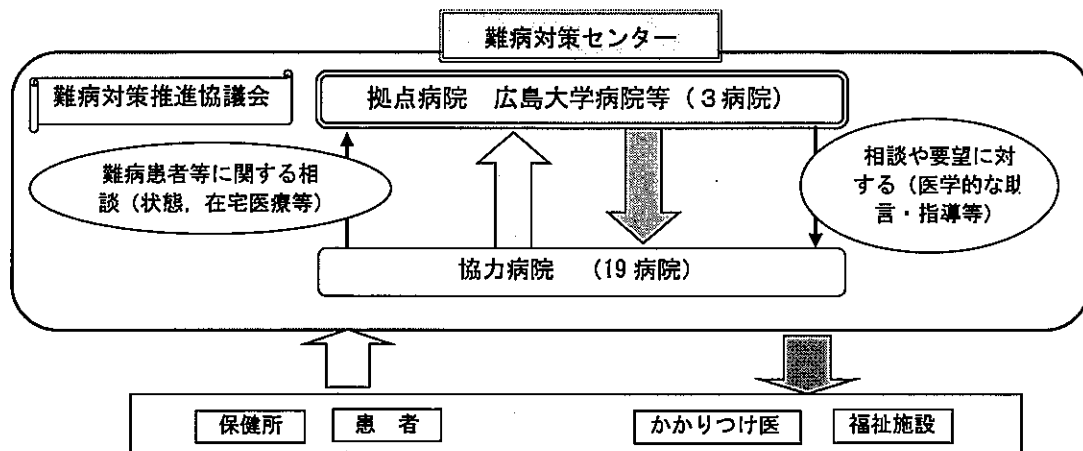
項目	平成21年度	平成24年度	平成27年度	平成29年度
医療機関数	68	75	107	97
医師数	91人	103人	147人	158人

【表8 発達障害児・者診療医養成研修受講者数】

区分	平成27年度	平成28年度
医師	52人	87人
医師以外	26人	154人

- 難病は、原因不明で、治療方法が確立されていない希少な疾病であり、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費を負担する場合も多くなっています。このため、難病のうち、一定の要件を満たし、患者の置かれている状況から見て良質かつ適切な医療の確保を図る必要が高いものを指定難病として認定し、医療費の公費負担を行っています。
- 在宅の重症神経難病患者が入院医療を必要とした場合、適切な入院施設が確保できるよう地域の医療機関の連携を図る難病医療ネットワーク事業を実施しており、難病医療拠点病院（3か所）を指定するほか、二次保健医療圏域に難病医療協力病院（19か所）を指定しています。

【図1 難病医療ネットワーク事業】



《課題》

- 県立障害者リハビリテーションセンターは、民間では対応しにくい専門的・先駆的な障害者医療の中核拠点として、引き続き広範な医療ニーズに対応するとともに、診療ニーズが高まる高次脳機能障害や発達障害にも対応していく必要があります。
また、重症・重度心身障害児（者）の入所ニーズへの対応や在宅支援機能の整備に取り組む必要があります。
- 平成29（2017）年9月の「重症心身障害児（者）及びその介護者に関する実態調査」（広島県）によると、介護者の40.3パーセントが解消できない介護による疲労を抱え、46.3パーセントが短期入所事業所の不足を感じています。
- 地域における発達障害の早期発見・早期支援を進めるうえで、できるだけ早期に適切な診断を受け、その後の適切な支援につなげる医療支援体制の構築が必要ですが、発達障害の確定診断ができる専門医や適切な初診対応ができるかかりつけ医はいまだ不足状態にあるとともに、地域的にも偏在しており、また、医療機関相互の連携が十分とれていないため、依然として一部の専門医療機関に患者が集中し、医療機関によっては、初診までに長期の待機期間が生じております。
- 発達障害児（者）は、コミュニケーションの困難さや感覚過敏などの個々の特性から、医療を継続して受けにくいことがあるため、発達障害の特性に応じた診療を行う医師の養成や発達障害児（者）の診療に対応できる医療機関を増やしていくことが必要です。
- また、発達障害児（者）が乳幼児期から成人期までのライフステージを通して、必要に応じて医療や支援を受けられるようにするため、地域のかかりつけ医と専門医療機関間や小児科医と精神科医間、地域の関係機関等との連携体制の構築が必要です。
- 難病患者の多くは、在宅での療養を行い地域で生活しながら病気の克服を願っており、難病患者等が安心して療養できる環境が求められています。介護者の負担を減らすため、障害福祉サービスの利用促進や、レスパイト入院のための制度の導入、入院が必要になった際の医療機関情報の提供や難病患者に対する包括的な支援を協議するシステムの構築が求められています。
- 平成25年度から障害に難病が加わったものの、障害福祉サービスについての周知が不十分のため、制度利用実績が少ない状況です。

《今後の具体的な取組》

- 県立障害者リハビリテーションは、民間では対応しにくい専門的・先駆的な障害者医療を担う中核拠点病院として、引き続き、高次脳機能障害や脊椎損傷、発達障害など様々な医療ニーズに

対応していきます。

- 障害児・者に係る高度で専門的な医療ニーズや診療ニーズに対応するため、県立障害者療育支援センター・わかば療育園を県立障害者リハビリテーションセンターに新築移転し、医療体制の一本化による充実・強化を図ります。
- 施設・設備が老朽化している県立医療型入所施設（わかば療育園，若草療育園，若草園）の療育環境の改善を図るとともに、レスパイト等に対応した短期入所定員の確保など重症心身障害児・者の抱える課題やニーズを踏まえた施設の機能強化を図ります。
- また、県内のレスパイト等に対応した医療型の短期入所定員の確保についても検討します。
- 発達障害について、引き続き、研修等により初期の診察や地域医療を担うかかりつけ医，及び地域の中核となる専門医の養成を行うとともに、各圏域等において各医療機関の医療機能を明確にし、地域の拠点となる専門医療機関と他の医療機関とのネットワーク化を図るなど、役割分担と連携を推進することにより、発達障害の早期把握・早期支援と初診待機期間の解消につなげられるよう地域の医療支援体制整備を進めていきます。

また、発達障害の診断等を行うことができる医療機関リストを県ホームページで公表し、県民への適切な受診機会を確保していきます。

【指標② 発達障害の診療ができる医師数】

指標・目標	現状(平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医師数	158 人	172 人	186 人	200 人

- また、作業療法士，言語聴覚士，臨床心理士等医療従事者による発達障害児（者）への療育技術の向上など療育体制の充実を図るとともに、地域における医療と療育の連携を進め、できるだけ身近な地域で早期に、医療支援や療育支援が受けられる体制整備を進めていきます。
- 発達障害児(者)がライフステージを通して、必要に応じて切れ目のない医療や支援を受けられるようにするため、かかりつけ医と専門医療機関，小児科医と精神科医間，地域の保健，福祉，教育，労働，司法等の関係機関との連携・協力体制の構築に取り組みます。
- 難病患者等は，長期にわたる継続治療とともに，緊急の場合の的確な専門治療が必要であるため，難病対策センターを中心とした難病医療拠点病院，難病医療協力病院との連携を強化するとともに，各市町，各保健所等が連携して，難病患者等の必要に応じた保健・医療・福祉のサービスが提供できるシステム体制の整備を進めます。
- 難病患者に対する包括的支援を検討するため地域生活支援拠点等の利用を進めます。
- 医療従事者等に対する難病研修会を行い，新たな医療技術や介護技術の普及に努めます。
- 難病患者のレスパイト入院が可能な制度の導入を検討します。
- 難病患者団体を通じて，障害福祉サービスの制度や利用方法についての周知を図ります。

【指標③ 医療従事者等に対する難病研修会】

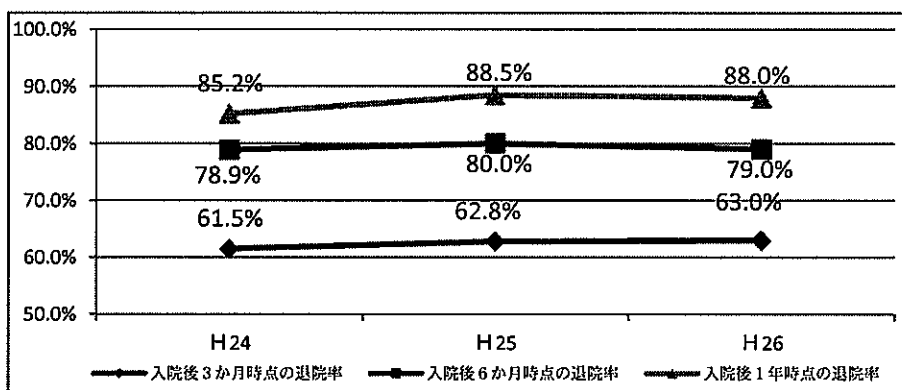
指標・目標	現状(平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療従事者研修会の開催	2 回	2 回	2 回	2 回

(2) 医療と福祉の連携
〔地域生活への移行支援〕

《現状》

- 平成 26 (2014) 年度 NDB (レセプト情報・特定健診等情報データベース) 集計によると、県内の精神科病院に入院中の精神障害者の入院後 3 か月時点、6 か月時点及び 1 年時点の退院率は、それぞれ 63.0%、79.0% 及び 88.0% となっています。

【図2 入院中の精神障害者 入院後3か月時点・6か月時点・1年時点の退院率】



- 平成 26 (2014) 年 4 月、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号。いわゆる「精神保健福祉法」) の改正が施行され、精神科病院の管理者に対し、医療保護入院者の退院促進のための体制整備等が義務付けられました。
- 矯正施設を退所する障害者等の円滑な社会復帰を促進するため、平成 22 (2010) 年 6 月に広島県地域生活定着支援センターを設置し、保護観察所等の関係機関と協働し、帰住先や福祉サービスの利用の調整など、地域の中で生活を営むことができるよう支援しています。

【表 9 地域生活定着支援センターの支援状況】

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
コーディネート業務	38 件	36 件	35 件
フォローアップ業務	53 件	44 件	46 件
相談支援業務	14 件	11 件	13 件

《課題》

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加 (就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携による支援体制を構築していく必要があります。
- 精神疾患に罹患しても地域や社会で生活できるようにするため、入院しても早期に退院できるよう早期受診・早期治療及び地域移行支援の仕組みの定着を図る必要があります。
また、退院促進の観点から、精神通院医療費の公費負担のあり方についても、検討する必要があります。
- 問題事例、困難事例が増加しており、広島県地域生活定着支援センター職員の専門的知識の向

上と、帰宅先確保や福祉的な支援が早期に継続して行われるよう、保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、市町等との連携を図る必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携による支援体制を構築します。
- 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、平成32年度末（第5期障害福祉計画の最終年度）、平成36年度末（2025年）の精神病床における入院需用（患者数）及び、地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標を明確にした上で、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業（支援）計画に基づき基盤整備を推し進めます。
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（昭和26年厚生労働省告示第65号）を踏まえて、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理し、相互の連携を推進するとともに、患者本位の医療を実現していけるよう、医療計画に基づき、各医療機関の医療機能を明確化します。
- 発症してから精神科を受診するまでの期間をできるだけ短縮するため、圏域単位でかかりつけ医と精神科医の連携会議を開催するなど、地域の連携体制を強化します。]
- 認知症疾患医療センターと地域包括支援センター等の介護サービスが連携し、気軽に相談でき、早期に鑑別診断を行う体制を構築します。
- 広島県地域生活定着支援センター職員の研修や、保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、市町等との定期的ケア会議等による事例検討や課題解決、情報共有等によるネットワークの構築に取り組みます。

3 地域生活の支援体制の構築

(1) 障害福祉サービス等の提供

ア 障害福祉サービス等の基盤整備

《現状》

- 障害福祉サービスの介護給付として、市町において居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護及び施設入所支援を実施しています。
- 平成29（2017）年4月1日現在、県内の指定障害福祉サービス事業所のうち、訪問系サービスの事業者数は、居宅介護で574となっています。（訪問系サービス事業所数の一覧 P00）
- 障害福祉サービスの訓練等給付として、市町において自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及びグループホームを実施しています。
- 平成29（2017）年4月1日現在、県内の指定障害福祉サービス事業所のうち、日中活動系サービスを提供する事業所等の数は、生活介護232、自立訓練（機能訓練）6、自立訓練（生活訓練）19、就労移行支援77、就労継続支援A型89、就労継続支援B型282となっています。（日中活動系サービス事業所数の一覧表P00）
- 平成29（2017）年4月1日現在、児童福祉法に基づき障害児の通所支援を行う事業所数は、児童発達支援121（うちセンター17）、医療型児童発達支援4、放課後等デイサービス337、保育所等訪問支援31となっています。（障害児通所支援事業所数の一覧表P00）
- 障害福祉サービス等の提供状況について、市町別の分析を行うため、平成29（2017）年度に、市町から関係データの提供を受け、データベース化を行いました。

- 65歳以上の高齢障害者について、必要とする障害福祉サービスが提供されるよう、会議等において、市町に対して介護保険と適切に連携するよう助言をしています。
- 平成25年度から障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となっています。

《課題》

- 県内どこでも必要な障害福祉サービスが保障されるよう、提供体制を確保する必要があります。
- 日中活動系サービスや障害児通所支援事業については、通える範囲内に事業所がないなどサービスを利用しにくい地域があります。
- 入所等から地域生活への移行を進めるためには、グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等を推進する必要があります。また、併せて必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することにより、地域における生活の維持及び継続が図られるようにする必要があります。
- 障害福祉サービス等のデータ分析を行い、市町障害福祉計画の進捗状況の管理や、不足しているサービスの確保に向けた政策的な誘導、過剰となっているサービスの適正管理等に活用する必要があります。
- 65歳以上の高齢障害者の介護保険制度への移行に際し、障害福祉部門と介護保険部門による十分な連携がとれていない面があります。
- 難病等患者に対し、障害福祉サービスについての周知が不十分のため、制度利用実績が少ない状況です。

《今後の具体的な取組》

- 障害福祉サービス等の提供については、市町の状況把握に努め、情報共有を図るとともに、必要なサービス量の確保のため、市町や関係機関に助言を行います。
- 障害福祉サービス等のデータ分析を継続的に行い、サービス提供体制の地域的な偏在状況等を把握するとともに、分析結果を市町等に提供し、今後の人口動態等を反映した必要なサービス見込み量の確保や地域におけるサービス提供の均てん化等への活用を図ります。
- 事業者が少ない行動援護、同行援護及び重度障害者等包括支援については、事業者への集団指導研修等を通じて事業内容の周知や人材育成を図り、事業者の参入を促進します。
また、中山間地域や島しょ部など、事業者の参入が進みにくい地域においては、介護保険事業者などを市町において基準該当福祉サービス事業者として認定や、介護サービスと障害福祉サービスを提供する共生型サービスの参入促進など、地域の実情に応じた事業者の確保を促進します。
- 地域で不足する日中活動系サービスや障害児通所支援事業所の整備を促進するため、国に対して国庫補助制度の拡充等を要望します。また、市町の障害福祉計画や障害児等のニーズに沿った整備を進めるため、それぞれの市町の障害福祉計画等で不足したサービス事業の整備や、県の補助に加えて市町が上乗せ補助を行う予定の整備については、優先採択します。
- 施設入所者の地域生活への移行を促進するため、グループホームの拡充と併せて必要な訪問系サービスや日中活動系サービス等の確保に努めます。
- 介護保険との関係について、相談支援専門員と介護支援専門員との情報共有化、両者の的確なバトンタッチ、併給の場合の両者によるダブルケア等、障害福祉と介護保険とが連携する仕組みづくりについて検討します。
- 難病患者団体を通じて、難病患者や支援者を含む関係者に対して障害福祉サービスの利用方法等について周知を図ります。

イ 地域生活を支えるサービス等

《現状》

- 市町地域生活支援事業は、市町が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態等による事業を計画的に実施するもので、障害福祉サービスに係る給付と並んで、障害児者の日常生活・社会生活を営むうえで重要な事業です。
- 市町は、相談支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付及び移動支援など障害者の生活の基礎となる事業や、社会的障壁の除去に向けた地域社会への働きかけの強化（理解促進研修・啓発事業）等の必須事業を実施しています。また、利用者ニーズに応じて市町の判断で実施することができる多種多様な任意事業（福祉ホームや日中一時支援、社会参加など）も実施しています。（市町地域生活支援事業の実施見込についてはP〇〇参照）
- 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を育成し、給付しています。また、人権啓発行事の「ヒューマンフェスタひろしま」において、身体障害者補助犬の授与式を実施するなど、県民に身体障害者補助犬の意義、役割等について普及啓発活動を行い理解促進に努めています。

【表 10 広島県内の身体障害者補助犬 実働状況(平成 29 年 4 月 1 日現在)】

項目	実働数(全国)
盲導犬	29 頭(950 頭)
介助犬	実働無(71 頭)
聴導犬	実働無(75 頭)

- 精神障害に係る緊急受診などに応じるため、精神科救急情報センターにおける相談・情報提供や、精神科救急医療施設及び精神科救急医療センターによる救急医療の提供を行っています。

《課題》

- 市町地域生活支援事業は、市町が地域の実情に応じて創意工夫により事業が実施できるという特性上、市町により実施される事業や事業形態が異なるなど、地域差が生じています。
- 市町地域生活支援事業は、障害者の生活に密着した事業で構成されており、サービスの多様化に伴い事業規模は拡大を続けていますが、国の財政的補助は十分に行われておらず、市町の財政負担は増加を続けています。

また、平成 29（2017）年度から、地域生活支援事業に含まれる補助事業のうち、政策的な課題に対応する国として促進すべき事業については地域生活支援促進事業として、5割の補助率を確保する等の見直しが行われておりますが、十分な財源確保が行われるかどうか留意する必要があります。

- 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）成立後 15 年が経過しましたが、法律の目的及び補助犬への理解が進んでいないことなどから、身体障害者補助犬の施設への同伴入場は必ずしも円滑に受け入れられていないという現状があります。
- 精神疾患の症状に応じて、速やかに精神科救急医療や専門医療を提供できる体制が必要です。このため、精神科救急情報センター、精神科救急医療施設及び精神科救急医療センターには 24 時間対応が求められています。

《今後の具体的な取組》

- 市町地域生活支援事業については、引き続き利用者の目線に立った柔軟で効果的なサービスが提供されるよう、市町に対する助言及び市町間の調整を行います。また、各市町が利用者のニーズに応じて必要なサービスを安定的に提供するためには、国の十分な財政措置が必要であるため、引き続き、他県と連携して要望するなど、国への働きかけを行います。

- 身体障害者補助犬の育成・給付を継続するとともに、身体障害者補助犬の同伴入場が円滑に受け入れられるよう、毎年開催される人権啓発行事の「ヒューマンフェスタひろしま」において、県民に広くその意義、役割等について周知するほか、飲食店、商業施設、医療機関など業種別団体等に対し、身体障害者補助犬に関する理解と対応について周知を図るなど、普及啓発に努めます。
- 精神科救急情報センター、精神科救急医療施設、精神科救急医療センターからなる24時間365日体制の精神科救急医療システムの運営を行います。

【指標④ 精神科救急医療体制】

指標・目標	現状(平成29年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
精神科救急医療体制整備	24時間 365日対応	24時間 365日対応	24時間 365日対応	24時間 365日対応

(2) 住まいの場の確保

ア 居住系のサービス基盤の整備

《現状》

- 平成29(2017)年4月1日現在、県内の指定障害者支援施設(施設入所支援)は64施設、共同生活援助(グループホーム)の事業者数は117となっています。(居住系サービス事業所数の一覧 P00)
- 施設入所者の現状をみると、障害支援区分5以下の利用者は減少又は横ばいである一方、区分6の利用者が増加しており、全体として施設入所者の重度化が進んでいるとともに、65歳以上の利用者の割合が増加しているなど、高齢化も進んでいます。

《課題》

- 地域における居住の場として地域生活への移行を促進するための受皿となるグループホームについて、設置されていない市町もあるなど、サービスを利用しにくい地域があります。
- 障害者支援施設と一体的に運営している障害児入所施設においては、経過措置の有効期限(平成32年度末)までに、障害児入所施設、障害者支援施設又は障害児入所施設と障害者支援施設の併設のいずれかの形態に移行する必要があります。

《今後の具体的な取組》

- グループホームが不足している地域においては、社会福祉施設等整備費補助金の優先的な採択による新設や既存建物の利活用などにより、必要なサービス量の確保に努めます。
- 障害者支援施設と一体的に運営している障害児入所施設に関して、障害者及び障害児の入所の必要量が確保できるよう取り組みます。

イ 住宅の確保

《現状》

- 障害者施策として地域包括ケアによる在宅中心の対応に移行しています。

《課題》

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律が改正され、入居支援等において新たな枠組み(空き家を利活用した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の登録制度等)が創設されたことから、同法に基づき組織された広島県居住支援協議会の支援体制等を見直す必要があります。

ます。

《今後の具体的な取組》

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正を受け、広島県居住支援協議会の支援体制等を再構築し、障害者の入居支援を図ります。

(3) 相談支援体制の構築

ア 身近な地域における相談

《現状》

- 市町において、障害者の相談に応じる相談支援事業が行われています。
- 障害者等の多様なニーズにきめ細かく対応するためには、地域の様々な機関が共通の目的に向けて情報を共有し、具体的に協働することが必要です。地域における障害者等への支援体制に関する課題を共有するとともに、市町自立支援協議会の取組を活性化するため、アドバイザー派遣による助言や、市町協議会事務局連絡会議の開催等により、市町への支援を行っています。

【表 11 アドバイザー派遣状況】

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
派遣市町数	9	10	11	11
派遣人員	12 人	24 人	27 人	27 人

【表 12 基幹相談支援センター設置市町数】

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
設置市町数 (か所数)	4 市 (8 か所)	5 市 (12 か所)	5 市 (13 か所)	5 市 (13 か所)

- 障害福祉サービスの支給決定プロセスについて、平成 27 (2015) 年度から、市町が支給決定を行うに際し、障害福祉サービス、地域相談支援及び障害児通所支援の利用者に対する支援の一環として、支給決定に係る申請があった全ての申請者に対して、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の提出が求められています。
- 相談支援従事者の初任者研修や現任研修を実施しています。
- 相談業務を主な機能としている地域生活支援拠点等の市町による整備が、進展していない状況にあります。

《課題》

- 市町は、障害者等の相談に応じ、情報提供や助言等が適切に行われるよう、地域の相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 計画相談支援及び障害児相談支援を円滑に実施するため、資格、経験等を活かし、将来展望を持って相談支援事業所で働き続けることができる相談支援専門員を確保する必要があります。
また、障害者等のニーズを十分に把握し、本人の希望する生活を実現するためのサービス利用支援に資するよう、相談支援専門員の質的向上と量的確保を図る必要があります。
- 相談支援事業所を指導する立場にある基幹相談支援センターの設置を促進する必要があります。
- 平成31 (2019) 年度からの相談支援従事者研修体系の大幅見直しに、的確に対応する必要があります。
- 地域生活支援拠点等は、障害者等の地域生活を支える地域システムを担うものであり、市町の自立支援協議会等で十分協議するなど、地域合意を得て整備を進めていく必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 市町にアドバイザーを派遣し、相談支援体制の整備や市町自立支援協議会の役割等について助言等を行い、広範な関係者で構成された協議会が、当該市町の障害福祉のあり方等について積極的な議論を行うなど、協議会の活性化を図ります。
- 市町協議会事務局連絡会議を開催し、各市町の取組状況や各市町が抱えている課題等について情報共有を行い、課題解決に向けた検討や相談支援体制のあり方等について協議を行います。
- 地域の相談支援の中核的な機関である基幹相談支援センターの設置促進に向けて、市町に対し、地域生活支援拠点等の整備と併せて、国の財政支援制度を活用しながら、地域の実情に応じた相談支援体制として整備するよう支援していきます。
- 相談支援従事者研修体系の大幅な見直しに対応するため、平成26(2014)年度に作成した「人材育成ビジョン」に基づき、人材育成研修を実施するとともに、相談支援に関して指導的な役割を果たすべく、新たに創設される主任相談支援専門員（仮称）の養成等に取り組みます。
- 相談支援従事者に対する研修内容の充実により、相談業務の質的向上を図ります。
- 各市町において、平成29(2017)年度に策定された地域生活支援拠点等（システム）の整備行程を明らかにしたロードマップが着実に実行され、障害者等の地域生活を支える地域システムとして稼働するよう、アドバイザーの派遣、市町協議会事務局連絡会議、先進事例説明会等を通じて、市町の取組を支援していきます。（⇒《成果目標1》P15ページ参照）

イ 専門的・広域的な相談

《現状》

- こども家庭センターでは、知的障害児（者）への専門的な相談や心理学的判定に応じるとともに、障害児の施設入所等の必要な支援を行っています。また、こども家庭センターでは、児童虐待の防止対策、配偶者からの暴力（DV）被害者への支援、子供の発達に係る相談など、子供や家庭の問題に関する総合的な相談支援を実施しています。

【表13 こども家庭センターにおける年度別相談種別受付状況】

種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度
心身障害	2,242件	2,044件	1,956件
養護	2,524件	2,576件	2,581件
育成	855件	774件	229件
非行	293件	235件	265件
その他	214件	202件	47件
計	6,128件	5,831件	5,078件

- 県立身体障害者更生相談所では、身体障害者への専門的な相談に応じるとともに、補装具、自立支援医療（更生医療）の給付等に係る市町に対する技術的な支援を行っています。

【表14 身体障害者の更生相談の状況】

項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度
県立身体障害者更生相談所	相談等実人員	3,671人	3,516人	3,848人
	相談件数	3,426件	3,311件	3,736件
	判定件数	2,356件	2,229件	2,224件

- 県では、ろうあ者専門相談員を6機関に配置し、聴覚障害者の意思疎通を支援し、更生援護等の相談に応じています。

【表 15 ろうあ者専門相談員の活動状況（相談件数）】（単位：件）

年度	家族関係	生活・生計	職業・職場	住居	健康・医療	教育・育児	施設・サービス	補装具・日	常生活用具	手帳・制度	年金・保険	その他	計
26年度	61	244	84	21	283	9	22	97	1	44	778	1,644	
27年度	69	255	78	52	240	30	25	44	1	25	837	1,656	
28年度	74	484	58	35	29	17	54	70	55	37	356	1,535	

- 県では、難病対策センターを設置し、地域で生活する難病患者等や日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労促進などを実施しています。
- また、広島難病団体連絡協議会に委託し、難病患者等へのピアカウンセリング事業を実施しています。

【表 16 難病対策センターの相談の状況】

相談件数			主な相談内容（平成28年度）	相談の多い疾患（平成28年度）
平成26年度	平成27年度	平成28年度	疾患・症状等病気に関すること 福祉制度関係 難病支援事業 医療費助成等経済面に関すること 講演会・交流会等難病支援事業	パーキンソン病 筋萎縮性側索硬化症 脊髄小脳変性症 潰瘍性大腸炎 クローン病
1,486件	1,772件	1,762件		

《課題》

- 難病患者の多くは、地域で生活しながら病気の療養等を行っており、難病患者が安心して在宅療養をおくることのできる相談体制の提供が求められています。
- また、難病の最新の医療情報や専門的医療を受けることのできる医療機関情報等を提供できる体制が求められています。

《今後の具体的な取組》

- 難病患者等やその家族の不安解消を図るため、難病対策センターが行う難病相談や、各保健所が実施する難病相談会及び小児慢性特定疾患児童等の家族の不安解消に向けた養育経験者によるピアカウンセリングを実施します。

【指標⑤ 小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業実施数】

指標・目標	現状(平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業実施数	6 か所	7 か所	7 か所	7 か所

- 難病医療コーディネーターの設置による、医療機関との連携強化や情報収集できる体制の確保を検討します。
- 難病患者等やその家族に対して、機会をとらえて相談支援センターの周知や各種講演会等の周知を図ります。

ウ 発達障害児（者）に対する相談支援

《現状》

- 発達障害のある人やその家族が、地域で安心して暮らすためには、ライフステージを通じた切れ目のない支援が行われる必要があります。このため、本県では、保健、医療、福祉、教育、労働等関係機関により構成された支援連携委員会において、情報共有を図りながら、早期発見から

発達支援、教育支援、就労支援などの取組を進めております。

- 発達障害児（者）に対する相談・療育・普及啓発・研修などに関する県内の総合拠点として、広島県発達障害者支援センターを設置（社会福祉法人つつじに委託）し、発達障害のある当事者やその家族への直接支援のほか、一次支援機関である市町等関係機関への助言、研修、関係機関調整等を行っています。

【表17 発達障害者支援センターの主な事業内容】

相談支援	本人・家族・関係者からの相談	普及啓発・研修	リーフレット配布，講師派遣
発達支援	アセスメント，支援計画，支援会議等	支援体制整備	市町への実態調査活動，支援体制整備検討委員会への出席助言
就労支援	アセスメント，就労支援機関との連携，企業訪問	人材育成	発達障害支援者各種研修
機関連携	コンサルテーション，ケース会議，各種委員会への出席，出張相談会	事業(所)のバックアップ	健診・保育所の環境設定，保育所支援事業(学習会・コンサルテーション)，発達障害専門相談会等
家族支援体制整備	ペアレントメンター研修，家族支援関係者会議	その他	当事者活動支援，親の会との連携

【表18 県発達障害者支援センター相談件数】

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談【実人数】※	253	268	317	359
相談【延件数】※	1,008	979	1,181	1,324
研修【回数】	87	113	121	112
研修【参加人数】	2,551	2,354	3,302	3,295

(※電話相談を含まない。)

【表19 地域支援体制マネジメント事業】

利用種類	平成27年度	平成28年度
研修	26	35
行動観察	31	50
健診等のフォロー教室に関する助言	14	17
アセスメント	14	14
会議，打ち合わせ	10	12
計	95	128

- また、発達障害児（者）ができるだけ身近な場所において必要な支援を受けられるよう、地域・市町単位で支援体制を整備することを基本に、発達障害の特性に応じた支援に係る専門的な知識・経験を有し、市町、事業所等における支援者・支援機関の連携や個別支援の方法についての実践的な活動を行う発達障害者地域支援マネジャーを広島県発達障害者支援センターに配置し、地域・市町をフォローする体制づくりを進めています。

《課題》

- 発達障害児（者）とその家族が、最も身近な地域・市町で、個々の特性に応じた適切な支援を受けられるよう、一次支援機関である市町、事業所等への支援・バックアップや、保育所、学校、職場等における支援者のスキル向上、相談支援の充実を図る必要があります。
- また、平成28（2016）年8月に施行された改正発達障害者支援法を受けて、司法手続きにおける配慮や家族支援の充実、就労定着等の支援体制の整備推進が求められています。

《今後の具体的な取組》

- 広島県発達障害者支援センターについては、専門機関として、機関コンサルテーションや支援者に対する研修等、二次的支援機関として現場をサポートする取組を充実していきます。
- 市町において、発達障害児（者）の自立と社会参加に資する支援体制の整備を図る地域支援マネジャーの活動について、支援を希望する機関の増加に対応するため、活動を強化していきます。
- これまで実施してきた市町支援に加え、事業所支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応

などの地域支援の強化や、医師や事業所職員も含めた地域の中核人材を育成し、重層的な支援体制の構築に向けて、取組を更に充実させます。

- また、改正発達障害者支援法を踏まえ、広島県発達障害者支援センターを核として、ハローワーク等と連携した就労定着支援、警察・司法関係者等と連携した権利擁護・司法手続き等における配慮の促進や、家族支援体制の充実等に取り組んでいきます。
- 発達障害に関する医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関により構成された支援連携委員会において、早期把握から発達支援、教育支援、就労支援など、ライフステージを通じて継続した支援体制の充実に向けて連携、支援に取り組んでいきます。

【指標⑥ 発達障害者支援センター取組みの充実策、県研修等事業の実施等】

指標・目標	現状平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
発達障害者支援地域協議会の開催回数	2	2	2	2
発達障害者地域支援マネージャーの配置人数	2	2	(2) <small>(前年度の実績を踏まえて後増)</small>	(2) <small>(前年度の実績を踏まえて後増)</small>
発達障害者支援センター実相談利用者数	563	580	600	620
発達障害者支援センターによる相談支援件数	1,528	1,600	1,640	1,680
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数(延)	739	800	830	860
発達障害者支援センター助言件数	652	710	730	760
発達障害者地域支援マネージャー助言件数	87	90	100	100
発達障害者地域支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数	3,345	3,450	3,550	3,650

(4) 権利擁護の推進

〔障害者虐待の防止〕

《現状》

- 平成24(2012)年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)が施行され、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の防止等に係る公共機関の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務等について規定されました。
- 障害者虐待防止法に基づき、平成24(2012)年度から、虐待防止ネットワーク推進会議を設置し、関係機関及び関係民間団体との連携協力体制を整備するとともに、障害者等からの相談受付、市町に対する情報提供、助言その他必要な援助を行うことなどを目的とした広島県障害者権利擁護センターを設置しています。

【表20 平成27(2015)年度 障害者虐待の件数(対象者:県内在住の障害者)】

区分	通報件数	認定件数
養護者による障害者虐待	96件	21件
障害福祉施設従事者等による障害者虐待	47件	13件
使用者による障害者虐待	19件	6件

- 成年後見制度が障害者等の財産の管理や日常生活を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成28(2016)年度、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号)が施行され、国は今後の実効性ある取組を盛り込んだ成年後見制度利用促進基本計画(平成29~33年度)を策定し、今後は、この国の基本計画を踏まえ、各市町

において成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、県では必要な助言等を行うこととしています。

《課題》

- 障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援体制を維持するため、定期的に推進会議を開催し、障害者等への適切な支援やネットワークの構築等について、意見交換を行う必要があります。
- 障害者虐待の防止や通報義務等について、障害者、養護者及び事業者等へ広報・啓発活動を行い、周知を図る必要があります。
- 障害者虐待防止法では、市町に障害者虐待に関する通報窓口・届出、相談等を行う「市町村障害者虐待防止センター」機能を果たすことが求められているため、相談支援専門員等の配置や市町職員等の専門的知識の充実を図り、虐待事案の未然防止及び早期発見に努める必要があります。
- 障害者関係団体等の人材育成等を促進し、指導的役割を担う人材の資質向上を図る必要があります。
- 障害者虐待防止法施行後の虐待の未然防止等の取組について、事業者間の格差が認められます。
- 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対しては、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図る必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 市町及び労働局等の関係機関との連携体制等を継続・強化するため、定期的に虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組について、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行います。
- 障害者虐待の未然防止、早期発見の取組や虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応のための体制づくり（責任者の配置、従業員への研修等）、その後の適切な支援について、事業者等への指導を行います。
- 虐待事案の未然防止及び早期発見のため、市町職員及び障害福祉サービス事業者等を対象とした虐待防止・権利擁護研修を毎年開催し、設置・管理者の未受講の受講を徹底するとともに、各事業所等における虐待防止委員会の設置を促進します。
- 障害者虐待の未然防止や権利擁護に関する研修等の指導者を養成するため、障害者関係団体等が推薦する者を国が実施する研修等へ参加させます。
- 広島県障害者権利擁護センターにおけるパンフレットの作成・配布、ホームページ等による情報発信等により、障害者虐待の通報義務等、障害者、養護者及び事業者等への普及・啓発活動に努めます。
- 相談支援事業者（相談支援専門員等）に、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町との連携の重要性について周知を図ります。
- 一時保護のために必要な居室の確保について、必要に応じて、市町域を超えた広域的な調整を行います。

【指標⑦ 障害者虐待の防止関係】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
虐待防止ネットワーク推進会議開催(回数等)	1回	1回	1回	1回
県虐待防止研修開催(回数, 人数等)	2回 504人	2回 500人	2回 500人	2回 500人
国虐待防止研修受講	4人	4人	4人	4人

- 成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者に対する支援や、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見の活動支援等、市町が地域生活支援事業の活用等により制度を利用促進できるよう助言・支援していきます。また、取組にあたっては、各市町が作成に努めることとされている市町成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるよう助言してまいります。

【指標⑨ 成年後見制度関係】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業(利用者数)	39人	66人	70人	73人
成年後見制度法人後見支援事業(実施市町)	2市町	9市町	9市町	9市町

(5) サービスの質の向上等

ア 質の確保

《現状》

- 県内の指定障害福祉サービス事業所は、種別に見てみると、近年横ばいか増加傾向にあります。就労継続支援A型・B型の事業所も年々増加傾向にあり、A型は平成25(2013)年4月の37件から平成29(2017)年4月の89件に、利用者数も平成25(2013)年度4月の13,935人から平成29(2017)年1月の32,030人といずれも2倍以上に増加しています。
- 特に就労継続支援A型事業において、全国的に望ましい事業運営からかけ離れた運営が行われている実態を踏まえ、これら一部の不適格業者を排除する目的で平成29(2017)年度から指定(運営)基準等の改正が行われました。
- 県及び市町では、事業者に対して運営基準等の順守状況を確認するため、定期的に実地指導を実施し、自ら提供するサービスの自己評価を行うよう指導を行っています。
- 事業者が適切なサービスを提供するために必要な情報を共有するため、制度改正や報酬改定等について、事業者への集団指導研修等を実施しています。
- 障害者総合支援法等の一部改正法により、障害福祉サービス等の情報公表制度が創設され、平成30(2018)年度から施行されます(就労継続支援A型事業は29(2017)年度から)。
- 福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、事業者は苦情解決のための第三者委員会を設けることとされています。また、福祉サービス利用援助事業の適正な運営や福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、広島県福祉サービス運営適正化委員会を設置しています。

【表21 福祉サービス運営適正化委員会(苦情件数)】

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
苦情件数(障害者分)	15件	21件	30件

※直近データ確認中。

《課題》

- 障害者福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、情報公表制度の効果的な活用により、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る必要があります。
- 事業者が、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常に障害者等の立場に立ち、効果的にサービスの質の向上を自主的に行う必要があります。
- 実地指導の平準化を図るため、市町職員を対象とした研修の実施や、県が実地指導を行っていない障害福祉サービスに係る市町の指導状況を把握する必要があります。
- 事業者内での苦情解決が難しいなどの理由により、障害者に係る苦情も含め広島県福祉サービ

ス運営適正化委員会への苦情・相談件数は増加しており、事業者による苦情解決体制や適正な運営を推進していく必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 実地指導を担当する市町職員を対象とした研修を実施し、事例の発表・研究等による指導ノウハウの普及を図るとともに、市町へ権限移譲を行った障害福祉サービス事業については、市町が実地指導を行う上での制度や介護報酬等の問題点を把握し、必要に応じて、国に働き掛けを行うなど、市町と連携し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 事業者が、常に障害者等の立場に立ち、効果的に提供するサービスの質の向上を自主的に行うよう、事業者への集団指導研修等を実施します。
- 情報公表制度について、より多くの利用者や相談支援専門員等が活用できるよう、利活用しやすい仕組みづくりや普及・啓発に向けた取組を実施し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 苦情解決による福祉サービスの質の向上を図るため、啓発パンフレットを配布します。
- 広島県福祉サービス運営適正化委員会では、引き続き事業者等に対する研修を実施するとともに、苦情・相談等に対応していきます。また、福祉サービス利用援助事業や苦情解決体制の適正な運営等を図るため、福祉サービス利用援助事業の運営監視や福祉サービスに係る苦情解決の巡回訪問等を実施します。

【指標◎ 事業者研修開催回数・巡回訪問実施数等】

指標・目標	現状(平成 28 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
苦情対応に係る研修	2回	2回	2回	2回

イ 人材育成・確保

《現状》

- 平成 27 (2015) 年度から、全ての障害福祉サービス等の支給申請に対し、計画相談支援(サービス等利用計画の作成)を実施していく必要があることから、平成 23 (2011) 年度以降、相談支援従事者初任者研修の受講定員を増枠したところですが、現在も支援業務に従事する相談支援専門員が不足しています。
- 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修修了年度から5年度の間に、相談支援従事者現任研修を修了することが必要であること以外の定めがないことから、相談支援専門員を対象とした研修の機会が不足しています。

【表 22 相談支援従事者初任者研修実施状況】

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
5日間研修修了者	347人	352人	333人	382人	370人	302人

- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、法定の更新研修は設定されておらず、現任者を対象とした研修の機会が不足しているため、平成 28 (2016) 年度からフォローアップ研修を実施しています。
- 障害者の就労移行や就労継続支援の従事者の質的向上を図る研修等の機会が不足しています。
- 発達障害児(者)への支援が、個々の特性に応じて身近な地域において行われるよう、支援に携わる市町、保育所、事業所職員等を対象に、発達障害の特性や支援方法等の基礎的な研修から、アセスメントや個々の特性に配慮した支援スキルの向上を図る実践的な研修を行うほか、教職員を対象とした学校での発達障害支援に関する研修を実施しています。
- また、発達障害の育児経験を持つペアレントメンターが、家族の不安に寄り添った相談・助言を行う家族支援体制を整備するため、ペアレントメンターの養成を行うとともに、メンターが活

動する事業の企画・調整等を担う市町職員を対象に、ペアレントメンター・コーディネーターの養成を行っています。

【表 23 研修受講者数】

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基礎研修	—	—	—	433人
相談支援スキルアップ研修	26人	28人	28人	31人
療育支援スキルアップ研修	34人	34人	35人	55人
就労支援スキルアップ研修	28人	28人	29人	38人
教育支援研修	—	—	—	149人
合 計	88人	90人	92人	706人

※ 平成 29（2017）年度から研修体系を見直し、発達障害に関する基礎的な知識やスキルを幅広い支援者に習得する基礎研修と、発達障害の特性に配慮した支援を行う中核的な人材養成を行うスキルアップ研修（相談、幼児期・学齢期（療育支援から変更）、成人期（就労支援から変更））を行っています。

- 2025 年（団塊世代が 75 歳に到達）には、現状の供給ベースでは、約 7,000 人の介護職員が不足すると推計される一方、労働力人口が減少傾向となり、福祉・介護分野の有効求人倍率が高い水準で推移し、福祉・介護施設・事業所の 6 割以上が人材の不足感を抱くなど、福祉・介護従事者の安定的な確保が困難となっています。
- 喀痰吸引等の業務を行うことができる人材を育成するため、介護職員等に対して喀痰吸引等研修を実施する登録研修機関を指定するとともに、喀痰吸引等研修の指導看護師を対象とした研修等を開催しています。

【表 24 県喀痰吸引等の実施状況（登録機関の状況・平成 29（2017）年 4 月 1 日現在）】

登録研修機関			登録特定行為 事業者	認定特定行為業務認定件数			
第1号	第2号	第3号		第1号	第2号	第3号	経過措置
18機関	25機関	14機関	456事業所	295件	615件	1,071件	5,313件

《課題》

- 相談支援従事者初任者研修の受講定員を拡大するためには、研修のグループワークにおいて、指導力を備えた演習グループリーダー（相談支援専門員）を多数確保する必要があります。
- 平成31（2019）年度からの相談支援従事者等の研修体系の大幅見直しに、的確に対応する必要があります。
- 障害福祉サービス等が適切に提供されるためには、事業所の従事者等の人材育成を図り、資質向上を図る必要があります。また、障害者の雇用や就労ニーズの高まりによって、資質の高い従事者等による継続的な支援が求められています。
- 高度、専門的な見識、技術を必要とする研修は、事業者単位で取り組むことが困難なため、行政や職能団体等による支援を行う必要があります。
- 福祉・介護事業者が採用を行うに当たっての採用力を強化するとともに、「選ばれる職場」となるよう福祉・介護への理解・関心層のすそ野を広げるとともに、福祉・介護業界全体が「魅力ある職場」となるよう底上げを図り、福祉・介護人材の確保・育成・定着を図る必要があります。
- 地域において福祉・介護人材を持続的に確保していくためには、市町やハローワーク、関係機関・団体等が一体となって、地域の実情に応じた取組を推進する必要があります。
- 制度を円滑に実施するためには、喀痰吸引等研修の受講ニーズに対応した登録研修機関及び研修講師を確保する必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 相談支援従事者初任者研修における演習グループリーダー研修の内容を充実し、事業所内又は事業所間の連携において OJT 効果を高めるとともに、相談支援従事者等の研修体系の大幅な見直しに対応するため、研修ファシリテーターを担える指導力を備えた相談支援専門員の育成に取り組みます。
- 指導力を備えた相談支援専門員の育成に当たって、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修への計画的な人材派遣を行います。

【指標⑩ 指導者養成研修派遣人数】

指標・目標	現状(平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
指導者養成研修派遣人数	4 人	4 人	4 人	4 人

- 相談支援従事者に対する研修内容の充実により、相談業務の質的向上を図るとともに、相談支援に関して指導的な役割を果たすべく、新たに創設される主任相談支援専門員（仮称）の養成に取り組みます。
- サービス管理責任者等の人材育成については、引き続き、フォローアップ研修を実施するとともに、平成 31（2019）年度から、新たに創設される基礎、実践、更新研修に取り組みます。
- 平成 26（2014）年度に広島県障害者自立支援協議会相談支援・研修部会において策定した「人材育成ビジョン」に基づき、県が行う研修だけでなく、関係団体等による研修実施を促進します。
- 発達障害のある者が、身近な地域で発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、支援者の資質向上を図るため、研修を実施します。また、発達障害の家族支援体制を整備するため、ペアレントメンター及びペアレントメンター・コーディネーターを養成します。

【指標⑪ 発達障害関係研修修了者】

指標・目標	現状(平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基礎研修修了者	433 人	400 人	400 人	400 人
スキルアップ研修修了者	124 人	125 人	125 人	125 人
教育支援研修	149 人	150 人	150 人	150 人
計	706 人	675 人	675 人	675 人
ペアレント・メンター	40 人	40 人	40 人	40 人
ペアレントメンター・コーディネーター	34 人	30 人	30 人	30 人

- 障害者の雇用や就労を支援する従事者の資質の向上を図るため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、先進事業所の視察研修の実施など、必要な知識や技法の習得に向けた取組を行います。
- 行政、関係機関・団体で構成する「広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会」において、人材のマッチング、職場改善・資質向上、イメージアップ・理解促進の3つの柱に沿った施策を総合的に推進します。
- 地域の実情に応じた人材確保策については、平成 27 年度から市町ごとの設置を促進している「地域人材確保推進体制」を中心として、行政、ハローワーク、関係機関・団体等が一体となった取組を促進します。
- 介護職員等による喀痰吸引等業務の従事者養成については、喀痰吸引等研修の受講ニーズを把握しながら、研修講師の養成機会の確保・提供や関係機関・団体等への登録研修機関登録の働きかけなど、研修実施体制の整備などに取り組みます。



第3章

経済的な自立と社会参加を促進
します

I 成果目標の設定

障害者の自立した地域生活や社会参加を実現するため、福祉施設を利用する障害者の一般就労への移行を推進し、具体的な数値目標を掲げて取り組むとともに、多様な就労の場の確保など、一般就労を希望する障害者の就労を支援します。

1 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 現状

県内で福祉施設を退所して一般就労した人の数は、平成 28 (2016) 年度の 1 年間で 395 人となっています。

(2) 取組の方向

障害者の自立した地域生活や社会参加を実現するため、福祉施設から一般就労への移行を希望する障害者の就労を支援します。

(3) 成果目標

ア 平成 32 (2020) 年度の 1 年間に、516 人が一般就労へ移行することをめざします。(平成 28 (2016) 年度の一般就労実績 395 人の 1.3 倍)

【福祉施設利用者の一般就労移行数】

項目		数値	備考
年間一般就労移行者数 (A)		395 人	平成 28 (2016) 年度の 1 年間に福祉施設を退所して一般就労した者の数
目標値	年間一般就労移行者数 (B)	516 人 (1.3 倍)	平成 32 (2020) 年度 1 年間に福祉施設を退所して一般就労する者の数 (一般就労移行者増加割合 B/A)

※ (B) のうち、就労移行支援事業及び就労継続支援の利用者は 483 人

イ 平成 32 (2020) 年度末時点で、771 人が就労移行支援事業所を利用することをめざします。(平成 28 (2016) 年度の利用者数 642 人から 20.1 パーセント増加)

【就労移行支援事業所の利用者数及び事業所ごとの就労移行率】

項目		数値	備考
就労移行支援事業所の利用者数 (A)		642 人	平成 28 (2016) 年度末時点の利用者数
目標値	就労移行支援事業所の利用者数 (B)	771 人 (20.1%)	平成 32 (2020) 年度末時点の利用者 (就労移行支援事業所利用者増加割合 B/A-1)

ウ 平成 32 (2020) 年度末における就労移行支援事業所数を 87 事業所と見込み、うち 54.0 パーセントの 47 事業所が就労移行率 3 割以上となることをめざします。

【事業所ごとの就労移行率】

項目		数値	備考
就労移行支援事業所数 (A)		87 か所	平成 32 (2020) 年度末時点 (見込み)
目標値	就労移行支援事業所数 (B)	47 か所 (54.0%)	平成 32 (2020) 年度において就労移行率が 3 割以上の事業所数 (3 割以上の事業所の割合 B/A)

エ 平成 32 (2020) 年度末における就労定着支援事業利用者の 1 年以上職場定着率を 81.7 パーセント以上となることをめざします。

【就労定着支援事業利用者の職場定着率】

項目		数値	備考
目標値	就労定着支援事業による支援開始した時点から 1 年後の職場定着率	80.7%	平成 31 (2019) 年度末時点における 1 年後職場定着率
		81.7%	平成 32 (2020) 年度末時点における 1 年後職場定着率

(4) 成果目標の考え方

県は、基本指針を踏まえ、市町に対して第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画作成に係る基本的な考え方を示し、各市町は、第 4 期障害福祉計画の進捗状況やそれぞれの地域のニーズ等の実情を踏まえ、第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の目標値を設定しており、県は、これを基本として成果目標を定めています。

※ 当該目標に係る福祉施設の範囲

就労移行支援、就労継続 (A 型・B 型)、生活介護及び自立訓練 (機能訓練・生活訓練)

Ⅱ 成果目標の達成に向けた取組

1 自立と社会参加の促進

(1) 雇用・就労の促進

ア 企業等の理解促進

《現状》

○ 県内に本社のある企業（対象労働者50人以上規模：2,124社）における障害者の実雇用率は、平成28（2016）年6月1日現在で1.99%と、法定雇用率（2.0%）には達しておらず、法定雇用率を達成している企業の割合は48.2%となっています。

また、法定雇用率未達成企業1,101社のうち、障害者を1人も雇用していない企業は643社で、未達成企業全体に占める割合は58.4%となっています。

○ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正により、平成30(2018)年度から、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられます。

また、平成30年4月から民間企業の障害者雇用率が2.3%（当分の間2.2%、3年を経過する日より前に2.3%）に引き上げられます。

○ 障害者雇用の促進に向け、企業に対し啓発広報活動を実施しています。

【表 25 県内に本社のある企業(50人以上規模)の障害者雇用状況】(各年6月1日現在)

項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
企業数(社) ①=②+③	2,007社	2,044社	2,086社	2,124社
雇用率達成企業数[社] ②	887社	921社	986社	1,023社
(割合[%]) ②/①	(44.2%)	(45.1%)	(47.3%)	(48.2%)
雇用率未達成企業数[社] ③	1,120社	1,123社	1,100社	1,101社
障害者雇用の数が0人の企業数[社] ④	648社	657社	637社	643社
(割合[%]) ④/③	(57.9%)	(58.5%)	(57.9%)	(58.4%)
雇用障害者数(人)(雇用率算定用換算人数)	8,232.0人	8,607.5人	9,073.5人	9,482.5人
雇用率(%)	1.84%	1.90%	1.95%	1.99%

○ 平成 23（2011）年 10 月から、県民をはじめ、企業・団体等が、「様々な障害特性」、「障害のある方が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解を深め、実践する「あいサポート運動」を、県民運動として実施しています。

【表 3 あいサポート運動の取組状況（平成 29（2017）年 3 月 31 日現在）】《再掲》

あいサポーター数（累計）	173,167人
あいサポートリーダー養成数（累計）	284人
うち就労支援リーダー養成数（累計）	149人
あいサポート企業・団体数（累計）	522企業・団体

《課題》

○ 県内に本社のある企業の実雇用率は法定雇用率を下回っており、また、法定雇用率を達成している企業の割合が半数以下であるなど障害者を雇用する企業に偏りが見られるなど、障害者の雇用が進んでいません。

- 平成28（2016）年4月に施行された改正障害者雇用促進法を踏まえ、障害者の雇用・就労の促進及び職場定着を促進するためには、企業経営者をはじめ、従業員が障害に対する偏見や無関心をなくすとともに、障害の特性や配慮等についての無理解を起因とした社会的な障壁を除去し、障害者の受入体制を整備していく必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 障害者雇用に関する啓発資料の作成・配布、雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」(<http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>)への掲載等により県内企業等への広報・啓発を行います。
- 障害者雇用に積極的な企業・事業所の表彰及び取組事例の紹介により雇用の促進を図ります。
- 障害者の特性を活かして重要な働き手として雇用する「ひろしま障害者雇用ビジネスモデル」を活用し、障害者雇用を行う企業等の見学会を実施し、障害者への理解促進と雇用促進を図ります。
- 障害者の積極的な雇用について経済団体に要請していきます。

【指標⑫ 県内に本社のある企業で雇用されている障害者の実数等】

指標・目標	現状(平成29年)	平成30年	平成31年	平成32年
県内に本社のある50人以上規模の企業で雇用される障害者の実人数	8,261人※1	8,279人	8,576人	8,884人

※1 2月中旬に判明

- 企業が障害者を積極的に雇用するためには、企業経営者の理解はもとより、従業員の理解による障害者への配慮や支援が重要であることから、企業内でのあいサポート研修を促進するとともに、職場の障害者への相談、支援を行う就労支援リーダーを養成し、企業内でのあいサポート運動の普及や障害者の職場定着への取組を支援していきます。

【指標① あいサポートプロジェクトの推進】《再掲》

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
あいサポーター数(累計)	173,167人	190,000人	195,000人	200,000人
あいサポートリーダー養成数(累計)	284人	430人	490人	550人
あいサポート企業・団体数(累計)	522企業・団体	700企業・団体	800企業・団体	900企業・団体

※年度末現在

イ 就業機会の拡充と雇用促進

《現状》

- 就職を希望する障害者に就業支援や生活支援を行い、障害者の職業生活における自立を図ることを目的とし、雇用、保健福祉、教育等の関係機関が連携した拠点として、障害者就業・生活支援センターを設置・運営しています。（全障害保健福祉圏域（7圏域）に設置）
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）において、国、地方公共団体等は、障害者就労施設等の受注の拡大を図るため、優先的に物品等を調達することや受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

- 障害者優先調達推進法に基づき、平成25（2013）年度から広島県優先調達方針を作成し、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の一層の推進に取り組んでいます。

また、優先発注制度の適用範囲について、平成26（2014）年度から障害者就労施設等が製作している物品すべてに対象を拡大しています。

【表 26 優先調達実績額】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
優先調達実績額	49,275千円	32,513千円	30,797千円

- 平成28（2016）年度の県内の公共職業安定所における障害者の新規求職申込件数、就職件数ともに過去最高となっています。

【表 27 新規求職申込件数・就職件数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規求職申込件数	3,964件	4,198件	4,299件
就職件数	2,145件	2,390件	2,406件

- 県内に本社のある企業（対象労働者50人以上規模：2,124社）において雇用されている障害者の人数は毎年増加し、平成28（2016）年6月1日現在では8,067人となっています。
- 就業機会の拡大及び雇用の促進・維持を図るため、雇用関係施策を実施しています。
- 物品調達において、障害者雇用事業者の受注機会の拡大に努めています。

《課題》

- 各圏域の障害者就業・生活支援センターの登録者数、相談・支援件数等は大幅に増加しており、一部センターの体制整備が課題となっています。

【表28 障害者就業・生活支援センターの取組】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
センター数	7か所	7か所	7か所
登録者数	663人	671人	740人
相談・支援件数	4,133件	3,832件	4,342件
職場実習等あっせん件数	56件	53件	56件
就職件数	60件	68件	55件

- 障害者の職場定着に当たっては、障害者の特性を把握、理解した上で、日常的な業務遂行を支援するとともに、当該障害者の勤務状況等に变化があった場合は、迅速かつ的確に対応する必要があります。
- 個々の就労支援機関に特徴や機能に差異等があることから、相互に関係機関が連携して支援を行うことが重要であり、各圏域の障害者就業・生活支援センター、広島障害者職業センター、広島障害者職業能力開発校、広島労働局等の関係機関がネットワークを形成し、就労支援を行う必要があります。
- 各圏域の障害者就業・生活支援センターは、自ら就労・定着支援を実施するほか、周囲の利用可能な社会資源と有機的に連携を図るコーディネート機能を果たす必要があり、特に、平成30（2018）年4月1日から、法定雇用率が引き上げられるとともに、その算定基礎に精神障害者が加えられるため、各センターの果たす役割は、今後、益々増加するものと考えられます。

【表 29 障害者の法定雇用率の引上げ（参考）】

事業主区分	現 行	平成 30（2018）年4月1日以降
民間企業	2.0%	2.2%
国，地方公共団体等	2.3%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%

（注）平成 33（2021）年4月までに更に 0.1%の引上げ予定

- 就労移行支援事業所を通じた就労移行実績が低調となっており、障害者の一般就労を効果的に支援する就労移行支援サービスの提供や、関係機関や民間企業との連携が十分とは言えない状況にあります。
- 県の物品等の購入予算の増額が見込めない財政状況にあつて、障害者就労施設等からの優先調達を一層推進するためには、県が発注したい物品等と障害者就労施設等が製造する製品との二一ズのスレを改善・解消するとともに、県全体で優先調達の推進に取り組む執行体制とする必要があります。
- 就労を希望する全ての障害者が、自己の能力と適性に於じて就業できる社会状況とは言えず、また、離職率も高くなっています。
- 企業経営者や従業員に若年性認知症に関する知識が十分でなく、若年性認知症の人の新規就労を阻む要因となっています。

《今後の具体的な取組》

- 各圏域の障害者就業・生活支援センターの会議やセンター全体の連絡会議等を通じ、圏域内外の連携を図り、就労支援ネットワークにおける効果的な活動事例や企業情報の共有を促進します。

【指標⑩ 障害者就業・生活支援センターの取組】

項 目	現状（平成28年度）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
登録者数	740人	815人	855人	897人
相談・支援件数	4,342人	4,516件	4,606件	4,698件
職場実習等あっせん件数	56件	62件	65件	68件
就職件数	55件	63件	67件	71件

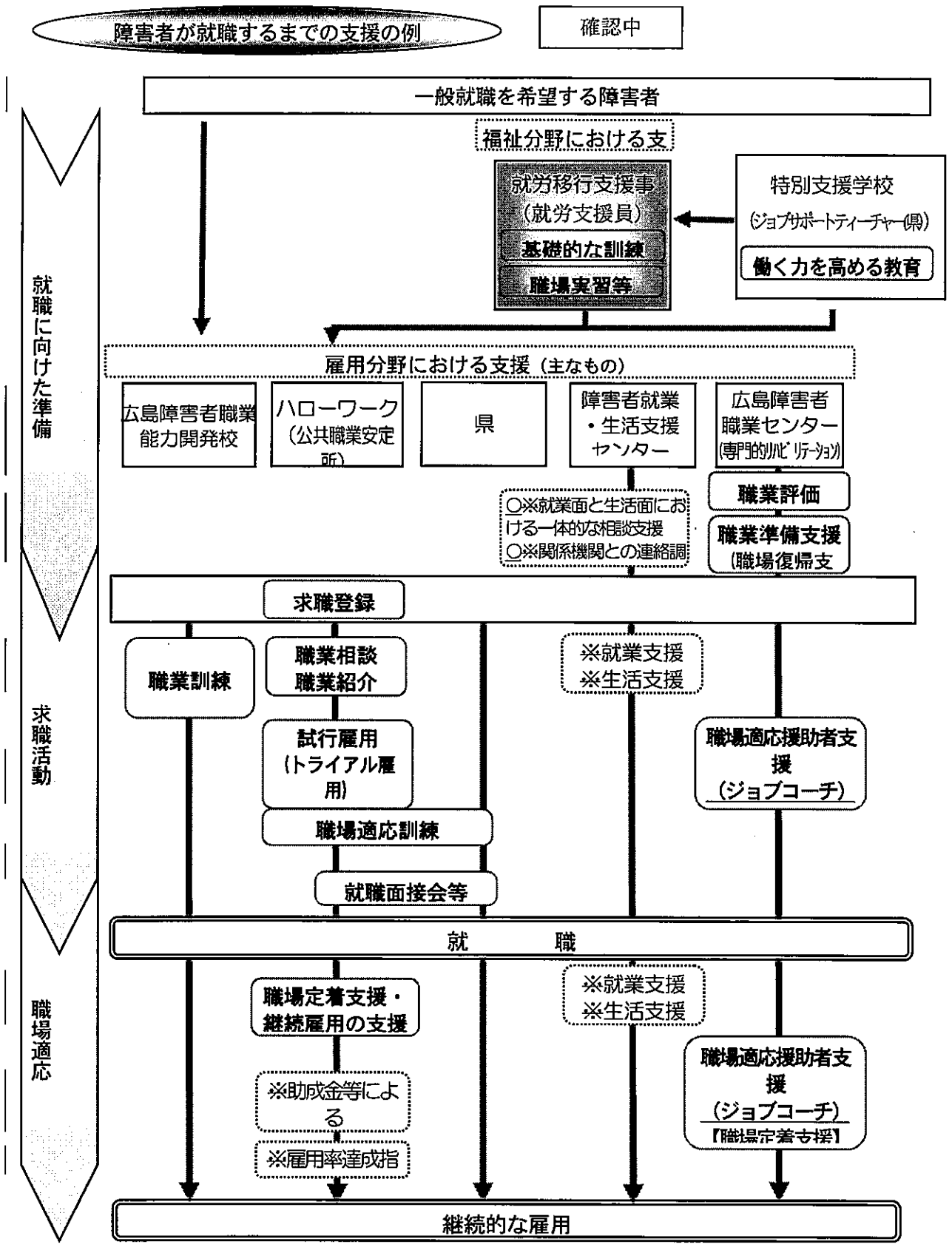
- 民間企業との連携が重要であることから、研修会、相談会等において、障害者雇用を希望する企業に積極的な参加を呼びかけます。また、障害の特性を理解した上で障害者雇用を開始するなど、経営者、従業員の意識の向上、改革を図る必要があることから、出前講座等によるあいサポート研修や、「あいサポート企業・団体」認定申請への働きかけを行います。
- 就業機会の拡大及び雇用の促進・維持を図るため、雇用関係施策を推進します。
 - ・障害者と事業主とが参加する合同就職面接会の共催による雇用・就業機会の拡大
 - ・職場適応訓練制度の活用による就業機会の拡大・雇用の維持
 - ・新たに障害者を常用雇用する等の要件を満たす中小企業に対する資金の融資による雇用促進
- 障害者の特性を活かして重要な働き手として雇用する「ひろしま障害者雇用ビジネスモデル」を活用し、障害者雇用を行う企業等の見学会を実施し、障害者への理解促進と雇用促進を図ります。（再掲）
- 障害福祉施設利用から一般就労を希望する障害者に対し、障害者就業・生活支援センターによる支援を行い、ハローワークを通じた一般就労を促進します。

- 障害者の一般就労を促進するため、障害者の就労ニーズや、就労に伴う課題を把握するとともに、効果的な対策の検討や先進事例等に係る情報共有化を行い、関係機関、民間企業等との連携による支援、取組の促進に努めます。
- 障害者の一般就労後の離職を防止し、職場定着を促進するため、平成 30（2018）年度から新たに導入される就労定着支援サービスの事業者参入に努めます。
- 優先調達方針を毎年度策定し、県全体で方針を共有、周知し、優先調達の執行体制を確立するとともに、事業所が提供可能な製品やサービス情報を収集し、県ホームページ等により情報提供、広報を行うなど、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ります。

【指標⑭ 障害者優先調達額】

指標・目標	現状（平成28年度末）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
優先調達額	30,797千円	34,500千円	35,000千円	35,500千円

- 県発注と提供できる製品・商品とのニーズのズレを改善・解消するために、県の発注実績を障害者就労施設等に情報提供するとともに、広島県就労振興センターによるニーズに適合した物品製造やマーケティング研修等について検討します。
- 優先調達制度を有効に活用するためには、障害者就労施設等が、県の入札参加資格を取得することが必要となるため、入札参加資格の取得を推奨し、随時、優先発注用品の情報提供に努めます。
- 入札参加資格を取得できない障害者就労施設等においては、広島県就労振興センターやトータルライフサポートふくやまによる共同受注窓口の活用を促進します。
- 物品調達において、障害者雇用事業者の受注機会の拡大に努めます。
- 農福連携による障害者雇用を促進するため、農業の専門家を事業所へ派遣し、農産物の生産、加工、販売までの営農指導や技術指導を行い、障害者の就農促進を支援していきます。
- 若年性認知症の人が、介護保険、障害福祉をはじめとした適切な福祉サービスの利用や就労につながるよう、自立等を支援するネットワークの構築を推進するとともに、支援機関における対応力の向上等を図るため、支援関係者に対する研修等を実施します。



ウ 工賃向上のための取組

《現状》

- 各就労継続支援B型事業所は、独自の受託元や販売先を確保し、事業所運営に努めていますが、単独の事業所での受注量増加や販路拡大には限界があり、事業者相互の連携が必要となっています。
- このため、平成 24（2012）年度から、県内の関係事業所を対象に、広島県就労振興センターによる共同受注窓口を整備し、事業者情報の収集・提供、企業・官公庁への営業・受注確保、事業所間の受注調整、発注者と事業所とのマッチング等を行っています。

【表 30 共同受注実績】

項目	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
件数	66 件	33 件	72 件
金額	3,088,902 円	2,066,265 円	4,031,584 円

- 就労継続支援B型事業所の月額平均工賃は、平成 28（2016）年度実績で 15,892円となっており、工賃を収入として、障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害基礎年金等による収入を合わせても、その額は十分ではありません。

《課題》

- 各事業所は、提供可能な製品やサービス情報の周知、広報を積極的に行うとともに、企業、官公庁等への営業活動に取り組み、更なる販路拡大を図る必要があります。
- 共同受注窓口は、企業、官公庁等のニーズを把握し、ニーズに即した商品開発や、サービス提供などを事業所に提案、調整するなど、事業所への支援機能の強化が求められています。
- 一人暮らしの障害者が 1 か月に必要な生活経費を約 10 万円とし、障害の程度に応じて一定額の障害基礎年金の支給を受けると試算した場合、生活経費として不足する約 35,000 円を自らの就労による工賃で賄う必要があるため、一層の工賃向上に取り組む必要があります。

【表 31 平成 21（2008）年度～平成 28（2016）年度の平均工賃の目標額と実績額】

項目		【第1期工賃向上に向けた取組】						【第2期工賃向上に向けた取組】		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
平均月額 工賃（円）	目標				16,000	17,300	18,700	16,500	18,700	17,500
	実績	13,291	13,474	14,397	15,668	15,551	15,644	15,939	15,892	—
21年度比（%）		—	101.4	108.3	117.9	117.0	117.7	119.9	119.6	—
前年度比増減額（円）		—	183	923	1,271	△117	93	295	△47	—

《今後の具体的な取組》

- 就労継続支援B型事業所が作成した事業所工賃向上計画について、各事業所において利用者に支払う工賃状況を管理できるよう、個別支援計画と連動した様式に変更し、計画についての的確なPDCAサイクルが実施できるよう取組を進めます。
- 第2期の工賃向上計画である「広島県工賃向上に向けた取組」（計画期間：平成 27（2015）年度～平成 29（2017）年度）について、事業所の工賃分析や取組のPDCAサイクルを踏ま

え、第3期の工賃向上計画を作成し、事業所の取組を支援していきます。

- 専門家による事業所への個別指導やセミナー等を行う事業所職員のスキルアップ研修の実施や、「ひろしまS-1サミット」の開催などを通じて、技術指導や経営指導を行い、製品の品質向上だけでなく、事業所の企画開発力や販売力の向上を図ります。
- 共同受注窓口の運営を行い、企業、官公庁等に働き掛け、受注確保、販路開拓、マッチング等を行うとともに、平成28（2016）年度に広島県就労振興センター、広島市と連携して作成した「ふれ愛プラザ」活性化実施計画に基づき、売上額増加に向けた取組を支援していきます。
- 農業の専門家を事業所へ派遣し、農産物の生産、加工、販売までの営農指導や技術指導を行うとともに、マルシェを開催し、生産物の品質向上や販路の拡大を支援していきます。
- 障害者就労施設等から積極的に物品等を購入している企業・団体について、「あいサポート企業・団体」として認定するとともに、模範となる企業・団体について表彰を行い、企業・団体から物品調達の促進を図ります。

エ 職業能力開発の充実

《現状》

- それぞれの障害者の態様に応じた訓練内容や受け入れ体制の整備については、国と連携しながら検討していくこととしています。

平成24（2012）年度から発達障害、高次脳機能障害及び精神障害の方を対象とした事務実務科を新設し、職業訓練の更なる充実を図っており、また、平成25（2013）年度からは重度視覚障害者を対象とした訓練科を設置しています。

平成29（2017）年度から、総合実務科に発達障害の方を対象とした「チャレンジコース」を新設し、就業に必要な社会生活技能などの習得支援を行います。

- 平成28（2016）年度の施設内訓練の定員充足率は、入校辞退を含めた合格者ベースでは、ほぼ100パーセントとなっています。委託訓練の定員充足率についても、90パーセント以上と、高い水準となっています。

■ 広島障害者職業能力開発校

広島障害者職業能力開発校は、障害者が様々な職業についての知識や専門的な技術、技能を習得するために、職業能力開発促進法に基づいて、国が設置し、広島県が委託を受けて運営する職業能力開発施設で、広島市南区に設置されています。

CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科、OA事務科などの訓練科目が設けられています。

【表 32 施設内訓練定員数（平成29年度）】

科名	定員数
CAD技術科(15人×2年)	30人
情報システム科(10人×2年)	20人
Webデザイン科(10人×2年)	20人
OA事務科	17人
重度視覚コース(OA事務科)	3人
事務実務科	10人
総合実務科	30人
チャレンジコース(総合実務科)	5人×2回

【表 33 委託訓練定員数(平成29年度)】

コース種類	定員数
知識・技能習得	70人
実践能力習得	10人
e-ラーニング	10人
特別支援学校早期訓練	2人
在職者訓練	30人

《課題》

- 障害者の就職件数は近年上昇傾向にある中で、就職に至らない比較的重度等の障害者の能力・適性に応じた職業訓練を行う必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 広島障害者職業能力開発校が中国・四国地域における障害者のための職業訓練の中核施設として、その機能が発揮できるよう、引き続き、訓練生一人ひとりの障害の態様に配慮したきめ細かな職業訓練を行います。

【指標⑮ 福祉施設から一般就労に移行する障害者に対する職業訓練修了者数】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉施設利用者の一般就労 (障害者委託訓練修了者)	2名	4名	4名	4名
福祉施設利用者の一般就労 (施設内訓練修了者)	未集計			

- さらに、就職支援活動に積極的に取り組むことにより、訓練生の就職率の向上を図ります。
- 引き続き、職業能力開発を必要とする障害者に適切な訓練機会が提供できるよう、ホームページによる情報の提供やオープンスクールの開催など効果的かつ積極的な広報活動に努めます。

【指標⑯ 広島障害者職業能力開発校の就職率】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就職率(施設内訓練修了者)	91.0%	80.0%	80.0%	80.0%
就職率(障害者委託訓練修了者)	44.4%	55.0%	55.0%	55.0%

※「第10次広島県職業能力開発計画」で数値目標を設定。H27年度までの実測値を基に目標を設定している。

(2) 情報の保障の強化

ア 情報バリアフリー化の推進

《現状》

- 県民だよりについては、希望者に点字版、テープ・デジ版を送付するとともに、県のホームページ上に点字データと音声データを掲載しています。
また、テレビ広報ではクローズド・キャプションを行っています。
- 県ホームページについては、高齢者や障害者を含めた誰もがホームページを支障なく利用できるようにするためのアクセシビリティガイドラインを策定しており、システムによりアクセシビリティをチェックする仕組みとなっています。
- 平成29(2017)年2月現在、行政文書等への音声コードの貼付の取組を実施している市町は12市町であり、活字読み上げ装置を設置している市町は22市町となっています。
- 県の行政文書等のうち可能なものから逐次音声コードの貼付を進めています。
- 県が主催するイベントのチラシ等のほか、身体障害者手帳の交付決定通知文書などの視覚に障害がある方を対象とした文書について、原則として音声コードの貼付をすることとしており、イベントチラシ等においては、平成28(2017)年度は20種類、126万部の添付実績がありました。

【表34 音声コード貼付状況（イベントチラシ）】

年度	種類	チラシ作成部数
平成26年度	19種類	746,000部
平成27年度	22種類	1,096,000部
平成28年度	20種類	1,268,000部

- 情報技術（IT）を利用した障害者の社会参加及び就労促進を図ることを目的に、障害者ITサポートセンターを設置しています。障害者ITサポートセンターでは、「障害者の情報通信機器の利活用に係る相談・情報提供事業」、「パソコン講習会開催事業」、「タブレット端末体験会開催事業」等を実施しています。

【表35 ITサポートセンター事業実施状況（平成28年度）】

項目	実績	障害種別内訳			
		肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他
相談件数	48件	7件	33件	0件	8件
パソコン講習会受講者数	30人	11人	3人	0人	16人
タブレット体験会受講者数	33人	10人	12人	0人	11人

- 聴覚障害者のための情報・意思疎通支援の拠点施設として、法定の聴覚障害者情報提供施設「広島県聴覚障害者センター」を平成29（2017）年1月に移転開所しました。同センターでは、手話・字幕入りビデオ・DVDの制作・貸出、情報機器などの貸出、ホームページや広報誌などによる情報提供や相談対応など、聴覚障害者の自立と社会参加を支援しています。

【表36 聴覚障害者センター 利用者数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	2,425人	2,943人	5,472人

- 県立視覚障害者情報センターでは、主な業務として点字刊行物、視覚障害者用の録音物等の貸出し・閲覧、点訳・朗読奉仕員等の養成を行っています。

【表37 県立視覚障害者情報センター 貸出図書タイトル数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
貸出図書タイトル数*	62,345件	62,074件	63,821件

*視覚障害者用図書サイト（サピエ）からのダウンロード件数を含む。

《課題》

- 県ホームページのアクセシビリティガイドラインは、日本工業規格（JIS）や総務省の運用モデルに沿って作成し、JIS規格の等級A及びAAを達成しているものの、今後も維持していくためには、全庁的な対応が必要となっています。
- イベントチラシ等への音声コードの貼付について、周知徹底を継続的に行い、各所属の認識を高める必要があります。
- 情報技術（IT）に関しては日々発展を続けており、広島県障害者ITサポートセンターは常に最新の情報を把握して講習等に反映させていく必要があります。
- 広島県聴覚障害者センターでは、施設・機能を拡充した施設の円滑な運営を行うとともに、利用者のニーズに応じたきめ細かいサービスを提供するためには、ボランティアの協力が求められています。

また、聴覚障害者の障害特性に適した様々なコミュニケーション手段の情報発信、相談機能（聞こえに関する相談等）等の充実を図り、様々な聴覚障害者のニーズに応じたサービス提供が求められています。

- 県立視覚障害者情報センターの点字・録音図書の製作は、ボランティアの協力を得て行っています。

《今後の具体的な取組》

- 県民だよりの点字版、テープ・デジター版の送付、テレビ広報のクローズドキャプションを継続して実施することとします。

また、県ホームページのアクセシビリティについては、操作研修におけるガイドラインの周知を行うとともに、等級AAを維持することとします。

【指標⑰ 広報関係】

指標・目標	現状(平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県ホームページアクセシビリティ	方針未策定	等級A達成	等級AA達成	等級 AA

- 研修会や説明会等において、県の行政文書等への音声コードの貼付について周知徹底を図るとともに、各所属の認識を高めていきます。
- 市町に行政文書等への音声コード貼付及び活字文書読上げ装置設置状況調査を行い、貼付状況を把握するとともに、市町の音声コード貼付及び活字文書読上げ装置の設置を促進します。

【指標⑱ 市町の音声コード貼付部数及び活字文書読上げ装置設置数】

指標・目標	現状(平成 28 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
音声コード貼付部数	203,000 部	215,000 部	221,000 部	227,000 部
活字読上げ装置設置数(累計)	102 台	113 台	119 台	125 台

- 広島県障害者ITサポートセンターについては、引き続き、ITに関する情報収集に努め、時代やニーズに沿った講習等を実施するなど、情報格差の解消を図り、障害者自らITの習得・利活用が行えるよう支援します。

【指標⑲ ITサポートセンター講習会受講者数】

指標・目標	現状(平成 28 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
講習会受講者数	63 人	70 人	70 人	70 人

- 聴覚障害者の障害特性やニーズに応じたイベント、相談対応の充実とともに、県民と聴覚障害者との交流促進を図り、ボランティアの育成、組織化等による施設機能の向上に努めます。

【指標⑳ 聴覚障害者センター利用者数】

指標・目標	現状(平成 28 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	5,472 人	8,000 人	9,000 人	10,000 人

イ 意思疎通支援の充実

《現状》

- 平成25(2013)年度から、聴覚障害者の意思疎通支援に係る都道府県と市町の役割分担が明確化され、原則、市町において意思疎通支援者の派遣を行い、県では、市町の登録通訳者等で対

応できない場合や市外・県外派遣に対応するために、広域的な対応が必要な派遣ネットワーク事業を実施しています。

【表38 手話通訳者・要約筆記者派遣実績】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
手話通訳者派遣件数	169件	164件	122件
要約筆記者派遣件数	56件	66件	64件

- 視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう者の意思疎通や移動を支援するため、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行っています。

【表39 盲ろう者向け通訳・介助員派遣実績】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
盲ろう者向け通訳・介助員派遣件数	1,716件	1,833件	1,885件

《課題》

- 県及び市町の役割分担に沿って効果的・安定的に県内すべての地域で意思疎通支援者の派遣事業を実施する必要があります。

【表40 意思疎通支援に係る県と市町の役割】

区分	実施主体	手話通訳	要約筆記者	触手話・指字等
養成	市町【意思疎通支援を行う者の養成】	手話奉仕員の養成	—	—
	県・指定都市・中核市 【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成】	手話通訳者の養成	要約筆記者の養成	盲ろう者向け通訳・介助員の養成
派遣	市町【意思疎通支援を行う者の派遣】	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	—
	県・指定都市・中核市 【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣】	・複数市町の住民が参加する障害者団体の会議、研修、講演等への派遣 ・市町が派遣できない場合の派遣（県）		盲ろう者向け通訳・介助員の派遣
連絡調整	県【派遣に係る相互間の連絡調整】	A市在住の者がB市に出向く場合などにおいて、県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定		—

- 障害特性に応じた多様な意思疎通支援が可能となるよう、盲ろう・失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮した支援を充実する必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 県内すべての市町で派遣事業が安定的に実施できるよう人材の養成・確保に努めるとともに、関係団体と連携し、派遣事業を円滑に実施します。
- 失語症者に対する意思疎通支援者の養成及び派遣や、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業におけるニーズに応じた個別給付での対応検討等、関係団体と連携して支援体制の整備に努めます。

【指標④ 人材養成・確保】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者養成講座修了者数	89人	80人	80人	80人
要約筆記者養成講座修了者数	48人	40人	40人	40人
盲ろう者向け通訳・介助員養成講座修了者数	15人	15人	15人	15人

(3) スポーツ・芸術文化活動等の振興

ア 障害者スポーツの推進

《現状》

- 障害者スポーツは、障害者の機能回復、健康の保持・増進及び社会参加の推進を図ることを目的としており、これまで様々な競技の大会開催への支援や、全国障害者スポーツ大会への派遣など、障害者の社会参加を促進する事業に取り組んでいます。
- 一方、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定され、競技スポーツとしての魅力にも関心が高まってきたことから、平成28(2016)年1月に、本県の障害者スポーツを統括する団体として、広島県障害者スポーツ協会を設立し、「裾野を拡げる」取組から、選手の「競技力の向上」を目指す取組まで幅広い取組支援を通じて、県民が障害者スポーツに親しめる環境づくりを行っています。

【表41 広島県障害者スポーツ協会の取組】

普及啓発・広報	パラアスリートによる講演会や各種障害者スポーツ体験会の開催、広報誌の発行、障害者スポーツ用品の貸出、HPによる情報発信等
選手の育成・強化等	H28.10 締結の障害者スポーツ分野における4者協定(※)に基づき、広島大学病院スポーツ医科学センターと連携した、強化指定選手に対するメディカルチェックの実施や強化プログラムの作成、障がい者スポーツ指導員の養成、優秀選手等の表彰等

※ 国立大学法人広島大学、広島県障害者スポーツ協会、NPO法人STAND及び広島県による障害者スポーツ分野における連携協定

【表42 障害者スポーツ大会の参加者数の推移】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
陸上競技大会への参加者数	464人	447人	492人
全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣	78人	76人	77人

【表43 障がい者スポーツ指導員養成者数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障がい者スポーツ指導員養成者数(初級,中級)(累計)	495人	538人	598人

【表44 県立障害者リハビリテーションセンタースポーツ交流センター(おりづる)利用者の推移】

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	障害者	一般	障害者	一般	障害者	一般
スポーツ施設	42,559人	33,220人	43,474人	37,220人	45,532人	40,792人
文化施設	6,326人	4,963人	6,317人	4,953人	5,770人	5,367人
小計	48,885人	38,183人	49,791人	42,173人	51,302人	46,159人
合計	87,068人		91,964人		97,461人	

※「障害者」は介助者を含む。

《課題》

- 障害のある人もない人も共に、地域において、気軽にスポーツ・レクリエーション・文化活動等に参加し、これらを楽しむ機会の確保が求められています。

- バリアフリー化を含む施設の整備等、必要な環境整備の促進を図る必要があります。
- 2020東京パラリンピックに向けた選手の育成・強化に向け、障害特性を考慮したメディカルサポートの強化、アスリート育成に必要な指導者の養成、競技団体の活動支援等の取組を強化していく必要があります。
- 本県の障害者スポーツの振興を図るには、一般スポーツ部門からの支援や協力が必要であり、一般スポーツ団体と連携した推進体制を整備する必要があります。
また、障害者スポーツ活動が県内各地域において展開されるためには、各市町レベルでの取組が必要です。

《今後の具体的な取組》

- 障害者スポーツの大会や体験会等を継続して実施するとともに、障害のある人もない人も、身近な地域で共にスポーツを楽しむ機会を促進します。
- 県立の社会体育施設や学校体育施設のバリアフリー化等、施設の安心・安全の向上に取り組めます。
- 広島県障害者スポーツ協会が実施する普及啓発、体験会等の「裾野を拡げる」取組から選手の育成・強化等「競技力の向上」を目指す取組まで一貫した取組を支援し、障害者スポーツの振興を図ります。
- 一般スポーツと障害者スポーツとの連携を強化するため、一般の公認スポーツ指導者に対して障がい者スポーツ指導員養成講習会の受講を働きかける等、指導者の一元化を促し、障害の有無に関わらず、県内のスポーツ活動全体を効果的・効率的に推進します。
- 広島県障害者スポーツ協会の安定的運営や社会的信用を高めるため、当協会の法人化に向けた取組を支援します。

【指標② 障害者スポーツ関係】

指標・目標	現状 (平成 28 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
全国障害者スポーツ大会メダル獲得率 (個人競技)	50.8%	52.6%	54.8%	57.1%
障がい者スポーツ指導員養成者数	598 人	630 人	660 人	690 人
東京パラリンピックへの本県在住の出場選手数	(平成 28(2016)年リオ大会) (※) 0 人	—	—	4 人

(※)過去5大会の最多出場選手数：3人（平成 16(2004)年アテネ大会）

イ 芸術文化活動の充実

《現状》

- 障害者が絵画、音楽などの芸術文化活動を行うことは、県民の障害者に対する理解の促進と、障害者自身の健康維持・増進や自立と社会参加の促進に大きな役割を担っています。
- 平成24（2012）年度以降毎年、障害者が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」を開催しています。
- また、平成28（2016）年度には、相談支援や人材育成等により障害者の芸術活動を支援する、「広島県アートサポートセンター」を設置しました。芸術に関するセミナーや、障害者芸術を支援する方々に向けたワークショップを開催するほか、指導者派遣等も実施しています。

■あいサポートアート展

共生社会の実現に向けて、障害のある方の芸術文化活動を応援し、障害のある方への県民の理解を深めることを目的として、広島県内に、在住、在勤、在学、通所している障害のある方が、製作した絵画、書道、立体造形、手芸、陶芸等の美術作品展を平成24（2012）年度から実施しています。

平成28（2016）年度は、広島県立美術館およびふくやま美術館において、409点の作品を展示しました。

【表4 あいサポートアート展来場者数】《再掲》

項 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
あいサポートアート展への来場者数	1,774人	2,307人	2,160人

- 障害者アートの魅力を多くの方に知っていただくため、県の推奨するキャッチフレーズとコラボしたアートポスターを制作し、各種イベント・東京ブランドショップ「TAU」での展示を行うとともに、あいサポートアート展入選作品を題材とした雑貨・文具等の商品化への取組を支援しています。

《課題》

- 障害者の芸術作品への評価の高まりが見られる中、芸術作品の販売やその二次利用による商品化等が進んでおり、障害者の経済的自立の面からも効果的であるため、明確な権利関係の下、こうした取組を進めて行く必要があります。
- 文化・芸術については、障害のある人もない人も誰もが等しく芸術文化活動を享受できる環境づくりを、より一層推進する必要があります。
- 障害者の中には、日ごろから芸術文化活動に取り組んでいる人も多く、優れた感性や能力を持っていながら、広く県民に知られていません。このため、優れた芸術作品の発掘や、県内外への発信を行い、全国規模で活躍できる芸術家を育成する取組を進める必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 障害者芸術文化活動の普及と芸術家の育成を図るため、身近な地域で芸術文化活動を行う環境を整備する「裾野を拡げる」という視点や、芸術性の高い作品を評価・発掘し、県内外に発信する「優れた才能を伸ばす」という視点から芸術文化の振興を図ります。
また、障害者の芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、県民の障害者への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加を促進します。
- 県内の障害者芸術文化振興の総合的な支援拠点「広島県アートサポートセンター」における、普及啓発、人材育成、相談支援、指導者派遣、障害者芸術関係者によるネットワーク構築等の取組を通じ、活動基盤の充実・強化を図るとともに、利用者の立場に立った文化・芸術活動に関する幅広い情報提供を行っていきます。
- 障害者の芸術作品を公募し、展示する「あいサポートアート展」について、県内複数の市町での開催、市町巡回展示など、芸術性の高い作品の評価・発掘、県内外への情報発信を行い、全国規模で活躍できる芸術家を育成する取組を進めます。
また、音楽、演劇、ダンス等「舞台芸術」の分野の振興を図るため、「あいサポートふれあいコンサート」を開催し、優れた舞台芸術者を輩出する体制整備を支援します。
- 障害者の芸術作品の商品化について、障害者の経済的自立の面からも効果的であるため、明確な権利関係の下、商品化の取組を促進します。

【指標③ 障害者芸術文化活動振興関係】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
あいサポートアート展への来場者数	2,160人	2,600人	2,800人	3,000人
広島県アートサポートセンター 相談、指導者等派遣件数	172件	200件	220件	240件



第4章

障害児の健やかな育成のための支援
を行います

I 成果目標の設定

障害児が身近な地域で一貫した支援を受けながら、社会との関りを持ち、健やかに育つことができるよう、障害児を地域で支援する体制の構築の整備を推進するため、具体的な数値目標を掲げて取り組むとともに、医療的ケア児など特別な支援を必要とする障害児に対する支援体制や障害児相談支援体制の構築などに取り組みます。

1 障害児支援体制の整備

① 地域における重層的な障害児支援体制の構築

(1) 現状

地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援のほか、地域の障害児やその家族の相談対応、障害児を預かる施設への援助・助言等を行う児童発達支援センターについては、県内の全ての圏域で設置されていますが、市町ごとにみると未設置の市町があります。

また、保育所等訪問支援についても、全ての市町で実施されていない状況です。

(2) 取組の方向

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各市町において、児童発達支援センターの設置を推進します。

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制の整備を進めます。

(3) 成果目標

ア 児童発達支援センターを、原則各市町に1か所以上設置することを目指します。ただし、市町単独での設置が困難な場合は、圏域で設置することも可能とします。

【児童発達支援センター設置市町数】

項目		数値	備考
目標値	児童発達支援センターの設置	23市町	平成32(2020)年度末時点の県内設置市町数

イ すべての市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制を整備します。

【保育所等訪問支援実施市町数】

項目		数値	備考
目標値	保育所等訪問支援の実施	23市町	平成32(2020)年度末時点の県内実施市町数

(4) 成果目標の考え方

県は、基本指針を踏まえ、市町に対して第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画作成に係る基本的な考え方を示し、各市町は、第4期障害福祉計画の進捗状況やそれぞれの地域のニーズ等の実情を踏まえ、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標値を設定しており、県は、これを基本として目標値を定めています。

② 重症心身障害児・医療的ケア児に対する支援の充実

(1) 現状

医療技術の進歩を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加していますが、医療的ケア児を受け入れられる事業所は少なく、身近な地域で十分に支援が受けられる状況にはなっていません。

県内で、主に重症心身障害児の発達支援を行っている事業所は、児童発達支援が 16 事業所、放課後等デイサービスが 12 事業所となっています。（平成 29 年 4 月 1 日現在）

(2) 取組の方向

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、各市町において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を進めます。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、県、各圏域及び各市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、支援体制の整備を進めます。

(3) 成果目標

ア 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、原則各市町に 1 か所以上確保することを目指します。ただし、市町単独での設置が困難な場合は、圏域で確保することも可能とします。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

項目		数値	備考
目標値	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	23 市町	平成 32（2020）年度末時点の県内確保市町数
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	23 市町	平成 32（2020）年度末時点の県内確保市町数

イ 県、各圏域及び各市町において、医療的ケア児支援のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。ただし、市町単独での設置が困難な場合は、県が関与した上で、圏域で設置することも可能とします。

【医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置】

項目		数値	備考
目標値	医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置	県、圏域 23 市町	平成 30（2018）年度末時点の県内設置数

(4) 成果目標の考え方

県は、基本指針を踏まえ、市町に対して第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画作成に係る基本的な考え方を示し、各市町は、第 4 期障害福祉計画の進捗状況やそれぞれの地域のニーズ等の実情を踏まえ、第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の目標値を設定しており、県は、これを基本として目標値を定めています。

Ⅱ 成果目標の達成に向けた取組

1 障害児の健やかな育成のための支援

(1) 地域支援体制の構築

ア 重層的な地域支援体制の構築

《現状》

- 平成24（2012）年8月に「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）が成立し、同法の基本理念を踏まえた障害児への支援体制づくりが進められています。
- 県立障害者リハビリテーションセンター、障害者療育支援センター及び福山若草園の県立3施設において、発達障害児や重度心身障害児を含めた障害児に対し、民間では対応しにくい専門的・先駆的な医療・福祉サービスを提供しています。
- 身近な地域で支援を受けられるよう、市町を実施主体として、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援からなる障害児通所支援が実施されています。
- 児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援の事業所は、全ての障害保健福祉圏域において、少なくとも1か所以上が指定されていますが、市町ごとにみると未実施の市町があります。また、事業所によっては、サービス内容・質に格差があるとの指摘があります。
- 児童発達支援センターは、地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援のほか、地域の障害児やその家族の相談対応、障害児を預かる施設へ援助・助言する保育所等訪問支援などの地域支援を行っています。
- 児童発達支援センターは、すべての圏域に設置されていますが、市町ごとにみると未設置の市町があります。また、保育所等訪問支援についても、すべての市町で実施されていない状況です。

【表45 圏域・市町ごとの事業所指定状況（平成29年9月1日現在）】

事業所等	圏域ごとの配置状況	市町ごとの配置状況
児童発達支援センター	7圏域	9市町
児童発達支援（児童発達支援センターを含む。）	7圏域	17市町
放課後等デイサービス	7圏域	19市町
保育所等訪問支援	7圏域	10市町
障害児相談支援	7圏域	10市町

- 在宅の障害児等に対する療育相談・指導及び保育所等施設に対する療育技術の指導を行う「障害児等療育支援支援事業」を実施しています。

《課題》

- 障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援制度に基づく障害児への専門的な支援体制の確保及び関係機関との連携を図っていく必要があります。
- 発達障害児への支援、高次脳機能障害児の社会復帰支援、NICU 退院児を含めた重症・重度心身障害児の在宅支援等、ライフステージに応じた医療と福祉の高度な連携が求められる課題に対応していく必要があります。
- 障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が必要で

す。

- 障害児通所支援事業所及び障害児入所施設は、障害児に対し、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン等を活用し、常に支援の質の向上と内容の適正化を図る必要があります。
- 障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っているため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 県立施設が引き続き、専門的・先駆的な医療・福祉サービスの提供やマンパワーの育成などにおいて公的施設の役割を果たすとともに、障害の多様化・重度化やサービスの対象範囲の拡大など、障害者のニーズの変化にも適切に対応していきます。
- 施設・設備が老朽化している県立医療型障害児入所施設（わかば療育園，若草療育園，若草園）の療育環境の改善を図るとともに、レスパイト等に対応した短期入所定員の確保など重症心身障害児の抱える課題やニーズを踏まえた施設の機能強化を図ります。
- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各市町において、児童発達支援センターの整備を促進します。（⇒《成果目標1①》P61ページ参照）
- 児童発達支援センターについては、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密に連携した重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。
- 障害児入所施設についても、児童発達支援センターと同様に専門的機能の強化を図った上で、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関となるよう、短期入所や親子入所等の実施体制の整備を促進します。
- 障害児通所支援事業所等における支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて、事業者等に対し適切かつ計画的に指導等を行うとともに、県ホームページ等を通じて各事業所等のサービス内容等の情報を公表します。
- 地域で不足する障害児通所支援事業所の整備を促進するため、国に対して国庫補助制度の拡充等を要望します。また、市町の障害児福祉計画や障害児等のニーズに沿った整備を進めるため、それぞれの市町の障害児福祉計画で不足したサービス事業の整備や、県の補助に加えて市町が上乗せ補助を行う予定の整備については、優先採択します。
- 社会福祉施設等整備費補助金において、主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援及び放課後等デイサービスを優先的に採択するなど、必要なサービス量の確保に努めます。
- 障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な移行を図るため、市町と緊密に連携し、必要な障害福祉サービス事業所の確保に努めます。

イ 発達障害児支援の充実

《現状》

- 発達障害は早期に適切な支援を行うことにより、発達障害があっても、日常生活や社会生活に

適応することは可能であるため、早期把握、早期支援の取組が特に重要です。このため、市町の相談機関、保育所・幼稚園における日常の集団生活における行動観察や乳幼児健診における気づきを強化する等、発達障害の早期把握に取り組むとともに、気づいた段階から必要な支援につなげられるよう、各市町への助言や関係機関の研修等を実施しています。

- 発達に課題のある子どもが、身近な地域で適切に診断、診察、助言を受けることができるよう、診療医養成研修を実施するとともに、「わかば療育園」等での臨床研修による専門医の養成に取り組んでいます。また、県民への適切な受診機会を確保するため、県HPにおいて発達障害の診断を行うことができる専門医療機関を公表しています。
- 子どもが発達障害の診断を受けて間もない親や子育てに不安や悩みを感じている保護者等に対し、発達障害のある子の親として、共感的に傾聴し不安な気持ちに寄り添って心のサポートを行うペアレント・メンターに係る体制を整備し、発達障害児（者）への家族支援体制の充実を図っています。
- 各市町の子どもの発達等に関する身近な相談窓口で、安心して相談ができ、乳幼児期の早い段階から、子どもやその家族を総合的に支援していく体制整備に取り組んでいます。
- また、発達障害児（者）に対する相談・療育・普及啓発・研修などに関する県内の総合拠点である広島県発達障害者支援センターにおいて、発達障害のある当事者やその家族への直接支援のほか、地域支援マネジャーによる現地指導等による市町や関係機関に対する間接支援、福祉・就労・教育等の従事者に対するアセスメントや相談スキル向上の研修を行う等、相談機能の強化に取り組んでいます。

《課題》

- 保護者の障害受容が難しい等の理由により療育・精神障害者保健福祉手帳の取得していない方や、「気づき」の段階において気になる状態にあるにも関わらず地域に利用できるサービスがないなどの理由により、発達に課題があるものの児童発達支援などの個別給付のサービス利用に至らないケースがあります。
- 各市町では乳幼児健康診査等により、発達に課題のある子どもを支援するフォローアップ親子教室など子育て支援を行っていますが、市町の取組状況には差異があります。
- 発達障害の確定診断ができる専門医や適切な初診対応ができるかかりつけ医はいまだ不足状態にあるとともに、地域的にも偏在しており、また、医療機関相互の連携が十分とれていないため、依然として専門医療機関に患者が集中し、初診までに長期の待機期間が生じています。
- 児童発達支援や放課後等児童デイサービス等の障害児通所事業所は、年々増加していますが、その療育の質の確保・向上を図るとともに、地域において発達障害児等における医療と療育の連携を図り、早期に医療支援及び療育支援が受けられる体制づくりが必要です。
- 成育歴やケアの方法等について、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録・整理することができる「サポートファイル」は、特に乳幼児期から学童期、成人期といったライフステージの変わり目に、各支援機関との間で有効な情報共有ツールですが、十分には活用されていない状況です。
- 発達障害児とその家族が、できるだけ身近な地域・市町で、気づきの段階から個々の特性に応じた適切な支援を受けられるよう、一次支援機関である市町、事業所等への支援・バックアップや、保育所、学校等における支援者のスキル向上、相談支援の充実を図る必要があります。（再掲）

- また、平成 28（2016）年8月に施行された改正発達障害者支援法を受けて、司法手続きにおける配慮や家族支援の充実等の支援体制の整備推進が求められています。

《今後の具体的な取組》

- 気になる子どもに対して、「気づき」の段階から保育・母子保健と連携しつつ、地域で早期に療育支援を行うとともに、養育者への相談や、専門的医療機関への受診待機期間のフォローとしての役割等を担う障害児等療育等支援事業を継続して実施し、障害児福祉サービスとの車の両輪による重層的な支援体制を構築していきます。
- 保育所・幼稚園の現場や、乳幼児健診における気づきの強化を行うとともに、養育者に対して、気づいた段階から市町の母子保健活動や子育て支援等において、発達障害に関する基礎的な知識や地域の支援機関に関する情報提供等の助言を行います。
- また、家族が取り組む発達支援のスキルを高めるペアレントトレーニング等の支援、発達障害の育児経験を持つペアレントメンターによる家族の不安に寄り添った相談・助言等、子どもや養育者の意思を尊重しながら、精神的負担の軽減や適切な支援につながるように、家族支援体制の充実に取り組みます。
- 発達に課題のある子どもに対する、適切な支援や支援スキルの向上を図るため、市町、保育所・幼稚園、障害児通所事業所等の職員に対する研修や療育現場での指導を実施し、療育の質の向上を図るとともに、医療と療育の連携を進め、早期にできるだけ身近な地域で発達障害児の医療支援と療育支援が受けられる体制整備を進めます。
- 発達に課題がある子どもの早期からの適切な支援や、保護者の不安軽減を図るため、乳幼児健康診査結果やその後の支援状況について保護者了解の下、各支援機関との情報共有のツール「サポートファイル」を活用する等により、保育所や幼稚園、小学校等への引き継ぎや、連携して対応する体制整備を進めます。
- 広島県発達障害者支援センターについては、専門機関として、機関コンサルテーションや支援者に対する研修等、二次的支援機関として現場をサポートする取組を充実していきます。（再掲）
- 市町において、発達障害児の自立と社会参加に資する支援体制の整備を図る地域支援マネージャーの活動について、支援を希望する機関の増加に対応するため、活動を強化していきます。（再掲）
- これまで実施してきた市町支援に加え、事業所支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応などの地域支援を強化するとともに、医師や事業所職員も含めた地域の中核人材を育成し、重層的な支援体制の構築に向けて、取組を更に充実させます。（再掲）
- 警察、司法関係者職員が実施する発達障害に係る研修やケース会議へ、広島県発達障害者支援センターの職員派遣を行うなど、意思疎通手段等が配慮されるなどの発達障害児の権利利益を擁護するための必要な体制整備を進めます。
- 家族に対する発達障害の正しい理解や家族が取り組む発達支援のスキルを高めるペアレントトレーニング等の支援、発達障害の育児経験を持つペアレントメンターが家族の不安に寄り添った相談・助言等の実施等、家族支援体制の充実に取り組みます。

(2) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

ア 重症心身障害児・医療的ケア児に対する支援の充実

《現状》

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、人工呼吸器等の使用やたんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。重症心身障害児のうち医療的ケアが必要な障害児を含む。）が増加しています。
- 一方、医療的ニーズの高い重症心身障害児を主に支援する事業所が少なく、身近な地域で支援が受けられる状況にはなっていません。

【表46 主に重症心身障害児の発達支援を行っている事業所（平成29年4月1日現在）】

区分	全事業所数	主に重症心身障害児の発達支援を行っている事業所	割合
児童発達支援	128 事業所	16 事業所	12.5%
放課後等デイサービス	345 事業所	12 事業所	3.5%

- 在宅の重症心身障害児や医療的ケア児（以下「重症心身障害児等」という。）については、受け入れ可能な短期入所事業所等の社会資源が少なく、家族等の介護者の負担が大きくなっています。
- 児童福祉法の改正により、地方公共団体は、医療的ケア児が地域において必要な支援を適切・円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備について、必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

《課題》

- 重症心身障害児者等に対する支援が適切に行える人材及び事業所等を確保する必要があります。
- 地域において医療的ケア児の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関の連携を強化し、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を円滑に受けられることができる体制の整備を行う必要があります。
- 医療型障害児入所施設は、NICU 長期入院児の後方支援の役割のほか、重症心身障害児の在宅生活を支援する役割も期待されていることから、地域のニーズに応じた拡充が必要です。

《今後の具体的な取組》

- 重症心身障害児者等が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備を促進します。（⇒《成果目標1②》P62ページ参照）
- 医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材や医療的ケア児に係る関係分野の支援を総合調整するコーディネーターを養成するための研修の実施等により、支援の充実を図ります。
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の整備に向けて、関連分野の支援を総合調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の各市町への配置（市町単独での配置が困難な場合は圏域での配置も可）を促進します。

【指標③ 医療的ケア児支援に係るコーディネーター配置】

指標・目標	現状（平成28年度）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	－	8人	11人	23人

- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるようにするため、各圏域及び各市町において、保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関等で構成される協議の場の設置等により、各関連分野が

共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の整備を促進します。

また、この支援体制において、医療的ケアが必要な障害児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、支援の充実に努めます。(⇒《成果目標1②》P62ページ参照)

- 重症心身障害児者等の在宅支援機能の整備を図るため、県立施設における短期入所専用居室の整備、NICU退院児の在宅移行準備を行う施設としての親子入園の環境整備等、在宅支援機能の強化を図ります。
- 社会福祉施設等整備費補助金において、主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援及び放課後等デイサービス、医療機関や介護保険施設による医療型短期入所事業所を優先的に採択するなど、必要なサービス量の確保に努めます。

イ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援

《現状》

- 強度行動障害を有する児童・生徒は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことを特徴としているため、事業所での受け入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性が懸念される一方、事業所等において、適切な支援を行うことにより他害行為など危険を伴う行動の回数が減少するなど、支援の有効性も報告されています。
- 高次脳機能障害は、病気やケガなどにより脳が損傷し、その後遺症として、集中力が低下したり、感情や行動の抑制がきかなくなったりして、日常生活や社会生活に支障をきたした状態をいいますが、外見からは分かりにくいいため、周囲の人から誤解を受けたりトラブルになることもあり、事業所や学校等での受け入れが難しい場合があります。
- 障害者リハビリテーションセンター・広島県高次脳機能センターは、専門的・先駆的な医療拠点として、高次脳機能障害の診断・治療からリハビリ・社会復帰までを支援しています。

《課題》

- 強度行動障害や高次脳機能障害の特性についての知識を持ち、適切な支援ができる人材が不足しており、障害児通所支援事業所等での受け入れが難しい状況です。
- 高次脳機能障害児者の診療体制については、圏域ごとに高次脳機能地域支援センターを指定するなど体制整備を図っていますが、地域の相談支援事業所等との連携強化などが課題となっています。

《今後の具体的な取組》

- 強度行動障害支援者研修を実施し、適切な支援ができる人材の育成を図り、障害児通所支援事業所等での受け入れなど、強度行動障害を有する児童・生徒の支援を強化します。
- 高次脳機能障害についての理解を深めるための講演会の開催や保健師や事業所職員等支援従事者向けの研修を開催し、高次脳機能障害を有する児童・生徒の支援を強化します。

ウ 虐待を受けた児童に対する支援体制の整備

《現状》

- 児童虐待相談件数は、近年、増加傾向にあります。このうち障害児がどの程度占めているか不明ですが、同様に増加傾向にあるものと推察されます。

【表 47 児童虐待相談件数】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
県こども家庭センター	1,524件	1,559件	1,850件	1,890件	2,066件
市町(広島市を除く。)	1,579件	1,818件	1,793件	1,901件	2,071件

- 児童福祉法の改正により、要支援児童等（支援を要する妊婦、児童及びその保護者）と思われる者を把握した病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者（歯科医師を含む。）は、その旨を市町に情報提供するように努めることとされました。

また、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、こうした情報提供を妨げるものと解釈してはならないことが明文化されました。

- 市町は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされ、①市町の設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関は、専門職を置くこと、②調整機関に配置される専門職は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることが義務化されました。

《課題》

- 虐待の防止や通報義務等について、広報・啓発活動を行い、周知を図る必要があります。
- 虐待の防止、虐待を受けた障害児の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援体制を維持するため、定期的に推進会議を開催し、障害児への適切な支援やネットワークの構築等について、意見交換を行う必要があります。
- 指定障害児入所支援においては、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られますが、従業員による障害児への虐待事案が発生しており、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、従業員に対する研修等の実施を徹底する必要があります。
- 虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めることが必要です。

《今後の具体的な取組》

- 虐待の未然防止及び早期発見のため、障害児入所施設及び障害児通所支援事業者等を対象とした虐待防止・権利擁護研修を毎年開催し、設置・管理者の未受講の受講を徹底するとともに、各事業所等における虐待防止委員会の設置を促進します。
- 虐待を受けた障害児へ早期に対応するため、障害児入所施設等での短期入所や親子入所等の実施体制の整備を推進します。

- 法務局，市町，学校，保育，県医師会等の関係機関との連携体制等を継続・強化するため，定期的に児童虐待防止連絡会議を開催し，障害児を含む児童に対する虐待の未然の防止，虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応，再発の防止等に取り組むとともに，児童虐待防止対策等に必要体制の整備を図ります。
- 被措置児童等の虐待の未然防止，早期発見の取組や虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応のための体制づくり（責任者の配置，従業員への研修等），その後の適切な支援について，事業者等への指導を行います。

(3) 関係機関と連携した支援，地域社会への参加・包容の推進

ア 保育，保健医療，教育，就労支援等の関係機関と連携した支援

〈現状〉

- 共生社会の形成促進の観点から，保健，医療，保育，教育，就労支援等の関係機関が連携し，障害児及びその家族に対して，乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制を構築することが求められています。
- 市町において，乳幼児の健康診査や家庭訪問などを実施し，子供の健康の保持増進を図り，疾病の予防や障害の早期発見に取り組んでいます。
平成27（2015）年度の健診受診率は，1歳6か月健康診査 93.9%，3歳児健康診査は91.4%となっています。
- 先天性の代謝異常等を早期に発見し，適切に治療することにより障害を予防するため，新生児に対して，先天性代謝異常等検査を実施しています。
- 身体に障害がある子供について，市町が実施する自立支援医療費（育成医療）給付や重度心身障害児（者）医療費に対して助成を行っています。
- 児童発達支援や放課後等デイサービス，障害児相談支援の事業所は，全ての障害保健福祉圏域において，少なくとも1か所以上が指定されています。
- 児童発達支援に加え，保育所等訪問支援などの地域支援を行い，障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては，全ての圏域に設置されていますが，市町ごとにみると未設置の市町があります。また，保育所等訪問支援についても，全ての市町で実施されていない状況です。（再掲）
- 県教育委員会では，園・学校等に対して，個別の指導計画等を作成して，適切な支援を計画的に行うよう取り組んでいます。

なお，特別支援学校については，個別の指導計画等の作成率は100%となっています。

【表48 公立幼稚園，公立小・中・高等学校における個別の指導計画，個別の教育支援計画の作成状況】

区分	個別の指導計画	個別の教育支援計
公立幼稚園	80.0%	51.4%
公立小学校	65.5%	38.7%
公立中学校	52.6%	46.2%
公立高等学校	69.5%	29.3%

*特別支援教育課調べ：作成率は特別な支援を必要とする幼児児童生徒全員について作成した園，学校の割合（平成28年9月1日現在）

《課題》

- 県及び市町は、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した障害児支援を提供する体制の構築を図る必要があります。
- 広島県内の幼児健康診査の受診率は、わずかながら全国平均を下回っており、保護者に対して、確実に受診するよう働きかける必要があります。また、未受診児の中には、支援を必要とする子供がいることから、未受診時や家庭の状況把握など、関係機関が連携した継続的な取組が必要となっています。
- 県及び市町は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握し、障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行う必要があります。
- 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成については、園・学校等で取組みが進んでいますが、特別な支援を必要とする幼児児童生徒全員に対する作成率は低いものとなっています。
- 園、学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒全員に対して、引き続き個別の指導計画等の作成を促す必要があります。
- また、関係機関との連携については、個人情報管理の徹底等が課題となっています。園・学校等では保護者を介して個別の指導計画等を活用した連携を図るなどの工夫をしています。

《今後の具体的な取組》

- 子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえて、障害児について、教育、保育等の利用状況を踏まえた居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保を図ります。
- 共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。
- 障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策とも緊密な連携を図ります。
- 乳幼児健康診査の確実な受診を促すとともに、育児不安等に対する相談支援や、疾病及び発達障害などの早期発見・早期支援に向けた乳幼児健康診査事業の一層の充実を図るよう市町を支援します。
- 母子保健と子育て支援が一体となった総合相談拠点である「ひろしま版ネウボラ」を設置することにより、妊娠期から出産、育児期の継続的な保護者とのつながりを持つことで、ハイリスク家庭の早期発見につなげます。

【指標④ 乳幼児健康診査の未受診率】

指標・目標	現状(平成27年度)	平成31年度
乳児健診	—	3.0%
1歳6か月児	6.1%	4.0%
3歳児	8.6%	6.0%

- 保育所等における障害児の受入れ体制、障害児通所支援の体制整備に当たっては、子育て支援担当部局や保健医療担当部局と連携し、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課

後児童クラブ)等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

- 障害児支援が適切に行われ、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれるため、障害児支援担当部局と教育委員会等とが連携し、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等の緊密な連携を図ります。
- 市町教育委員会及び県立学校に対し、校種間連携や関係機関等との連携を行うなどする際に、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成・活用し、障害特性等に応じた指導の充実を図るよう、引き続き指導・助言を行います。
- 特別な支援が必要な幼児児童生徒全員に対し、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成するよう、市町教育委員会及び県立学校に対し、啓発を続けます。また、作成に係る研修を実施し、必要性の周知とともに、作成に関するノウハウの習得や、実態把握を図ります。
- 障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行に当たっては、県は市町と連携し、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、障害児が指定障害児入所施設等へ入所した後から、退所後の支援を見据えて、連絡調整を図ります。

イ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

《現状》

- 保育所等訪問支援について、全ての圏域に配置されていますが、全ての市町には配置されていません。
- 地域の保育所や放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）における障害児の受入れについては、例えば、専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するために必要な経費について補助を行うことなどにより、年々着実に進んでいます。また、乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設に入所する障害児数が増加するなど、一般施策等における対応の必要性が拡大しています。

【表 49 障害児保育実施状況（3月末現在）】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度
実施保育所数	451 か所	443 か所
受入れ児童数	1,250 人	1,630 人

【表 50 放課後児童クラブ実施状況（5月1日現在）】

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児受入クラブ数	453 か所	465
登録障害児数	1,257 人	1,436 人

《課題》

- 障害児の放課後等の支援については、子ども・子育て支援施策である放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）や教育施策である放課後子供教室等における受入れを引き続き推進する必要があります。
その際は、保育所等訪問支援などを活用して、必要に応じて専門的なバックアップを行う必要があります。
- 障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援を通じて、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要があります。
- 保育所や放課後児童クラブにおける障害児への受入れ体制が充実するよう、継続して取り組んでいく必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に地域の保育、教育等の支援を受けて成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、各市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に努めます。（⇒《成果目標1①》P61 ページ参照）
- 障害児が地域の子ども同士のふれあいの中で健やかに育つよう、保育所や放課後児童クラブにおける受入れ体制の充実を図ります。

【指標⑳ 子ども・子育て支援の提供体制の整備】

指標・目標	利用ニーズ (利用希望者数)	受入れ人数(見込み)		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所	人	人	人	人
認定こども園	人	調整中		人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	人	人	人



第5章

障害福祉サービス等の見込量等

I 第4期広島県障害福祉計画の実施状況

1 ひろしま未来チャレンジビジョンの実現に向けた具体的指標

(1) 障害者の自立を支援するための就労支援

【指標①】雇用されている障害者の人数を平成26(2014)年より1,800人増やします。

平成26.6.1	平成28.6.1	増減	評価
12,757人	15,390人	+2,633人	達成

(2) 障害者が地域で生活するための住まいの確保

【指標②】グループホームの利用者数を平成25年度の1.3倍に引き上げます。

平成25年度	平成28年度	増減	評価
1,663人	1,942人	1.17倍	やや低調

(3) 障害者の地域での生活を支える社会づくりの推進

【指標③】「あいサポーター」の数を163,000人にします。

平成26.11.30	平成28.3.31	進捗率	進捗
135,383人	173,167人	106.2%	達成

「あいサポートリーダー」を300人養成します。

平成26.11.30	平成28.3.31	進捗率	進捗
50人	284人	94.7%	順調

2 数値目標

	項目	H29(2017) 年度目標値	H28(2016) 年度実績	進捗率 H28/H29
1	福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行	345人	117人	33.9%
	施設入所者の減少	119人	18人	15.1%
2	入院中の精神障害者の地域生活への移行	—	—	—
	入院後3か月時点の退院率	64%	(※58%)	(※90.6%)
	入院後1年時点の退院率	91%	(※87%)	(※95.6%)
	長期在院者減少数	953人	(※267人)	(※28.0%)
3	地域生活支援拠点等の整備	23市町(23か所)	0市町(0か所)	0.0%(0.0%)
4	福祉施設利用者の年間一般就労移行者数	446人	395人	88.6%
	就労移行支援事業所利用者数	1,089人	642人	59.0%
	就労移行率3割以上の就労移行支援事業所	53事業所	17事業所	32.1%

(注※) 入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する数値については、平成28(2016)年度実績が平成30年11月に公表予定であるため、平成27(2015)年度の実績を括弧内に記載しています。

3 障害福祉サービス等

(1) 障害福祉サービス

	項 目	単 位	H29年度見込量	H28年度実績	見込量との対比
1	訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護，重度障害者等包括支援）	時間/月	182,069	161,390	88.6%
		人/月	5,609	5,080	90.6%
2	生活介護	人日/月	121,232	120,621	99.5%
		人/月	6,047	5,991	99.1%
3	自立訓練（機能訓練）	人日/月	1,128	717	63.6%
		人/月	75	49	65.3%
4	自立訓練（生活訓練）	人日/月	5,645	3,965	70.2%
		人/月	399	277	69.4%
5	就労移行支援	人日/月	17,607	10,467	59.4%
		人/月	1,087	624	57.4%
6	就労継続支援A型	人日/月	27,074	34,516	127.5%
		人/月	1,340	1,715	128.0%
7	就労継続支援B型	人日/月	98,252	94,612	96.3%
		人/月	5,487	5,370	97.9%
8	療養介護	人/月	682	641	115.5%
9	短期入所（福祉型）	人日/月	12,263	11,004	89.7%
		人/月	1,661	1,543	92.9%
10	短期入所（医療型）	人日/月	871	822	94.3%
		人/月	150	146	97.3%
11	共同生活援助	人分/月	2,214	1,942	87.7%
12	施設入所支援	人分/月	2,943	3,033	103.1%
13	計画相談支援	人分/月	3,054	3,320	108.7%
14	地域移行支援	人分/月	73	4	5.5%
15	地域定着支援	人分/月	76	36	47.7%

(2) 障害福祉サービス

	項 目	単 位	H29年度見込量	H28年度実績	見込量との対比
1	児童発達支援	時間/月	23,525	20,135	85.6%
		人/月	3,144	2,921	92.9%
2	放課後等デイサービス	人日/月	45,878	59,263	129.2%
		人/月	5,297	6,039	114.0%
3	保育所等訪問支援	人日/月	186	83	44.6%
		人/月	126	82	65.1%
4	医療型児童発達支援	人日/月	1,092	1,141	95.7%
		人/月	117	99	84.6%
5	障害児相談支援	人/月	1,063	982	92.4%
6	福祉型児童入所支援	人/月	118	135	114.4%
7	医療型児童入所支援	人/月	187	120	64.2%

4 市町地域生活支援事業

	項 目	単 位	H29年度見込量	H28年度実績	見込量との対比
1	理解促進研修・啓発事業	実施市町	19	17	89.5%
2	自発的活動支援事業	実施市町	14	13	92.9%
3	障害者相談支援事業	実施個所	78	82	105.1%
4	基幹相談支援センター	設置市町	9	5	55.6%
5	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施市町	21	16	76.2%
6	住宅入居等支援業	実施市町	10	6	60.0%
7	成年後見制度利用支援事業	人/年	71	39	54.9%
8	成年後見制度法人後見支援事業	実施市町	7	2	28.6%
9	意思疎通支援	—	—	—	—
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	573	416	72.6%
	手話通訳者設置事業	人/月	80	72	90.0%
10	日常生活用具給付等	—	—	—	—
	介護・訓練支援用具	件/年	263	232	88.2%
	自立生活支援用具	件/年	779	533	68.4%
	在宅療養等支援用具	件/年	752	565	75.1%
	情報・意思疎通支援用具	件/年	690	505	73.2%
	排泄管理支援用具	件/年	56,471	55,654	98.6%
	居宅生活動作補助用具	件/年	123	76	61.8%
11	手話奉仕員養成事業	人/年	371	310	83.6%
12	移動支援事業	人/月	4,986	3,923	78.7%
13	地域活動支援センター	人/月	1,973	1,827	92.6%
14	福祉ホーム	人/月	82	70	85.4%
15	日中一時支援事業	人/月	1,825	1,462	80.1%

5 県地域生活支援事業

	項 目	単 位	H29年度見込量	H28年度実績	見込量との対比
1	県立障害者自立支援協議会	設置個所	1	1	100.0%
2	県相談支援体制整備事業（アドバイザー配置）	人	10	11	110.0%
3	障害児等療育支援事業（療育支援施設事業）	実施個所	11	11	100.0%
4	発達障害者支援センター（実相談利用者）	人/年	270		%
5	障害者就業・生活支援センター	設置個所	7	7	100.0%
6	高次脳機能センター（相談等新規実利用者）	人/年	270	260人	96.3%
7	高次脳機能地域支援センター	設置個所	7	7	100.0%
8	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業（手話通訳者）	人/年	52	89	171.2%
9	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業（要約筆記者）	人/年	25	48	192.0%
10	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人/年	15	15	100.0%
11	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人/年	26	26	100.0%
12	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町相互間の連絡調整事業	実施の有無	実施	実施	—

6 障害保健福祉圏域別利用状況

(1) 障害福祉サービス

	サービス種別	単位	区分	障害保健福祉圏域						計		
				広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中		備北	
1	訪問系サービス(※)	時間/月	H25	90,609	3,794	6,933	6,821	10,479	17,453	1,818	137,907	
			H28	107,983	4,137	8,282	6,948	12,947	19,593	1,500	161,390	
			H29見込	124,976	4,667	8,330	8,118	13,156	20,557	2,265	182,069	
			H28/H29	86.4%	88.6%	99.4%	85.6%	98.4%	95.3%	66.2%	88.6%	
		人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	2,275	165	401	352	469	1,313	105	5,080	
	H29見込	2,734	201	324	338	549	1,343	120	5,609			
	H28/H29	83.2%	82.1%	123.8%	104.1%	85.4%	97.8%	87.5%	90.6%			
2	生活介護	人/月	H25	40,598	6,371	12,553	10,188	13,766	20,713	5,719	109,908	
			H28	45,402	7,386	13,241	10,636	14,732	23,704	5,520	120,621	
			H29見込	47,039	7,880	12,890	10,793	14,565	22,016	6,050	121,232	
			H28/H29	96.5%	93.7%	102.7%	98.5%	101.2%	107.7%	91.2%	99.5%	
		人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	2,217	370	646	630	741	1,121	266	5,991	
	H29見込	2,328	390	643	567	758	1,081	280	6,047			
	H28/H29	95.2%	94.9%	100.5%	111.1%	97.8%	103.7%	95.0%	99.1%			
3	自立訓練(機能訓練)	人/月	H25	436	30	70	115	16	0	0	667	
			H28	449	21	50	108	31	22	36	717	
			H29見込	648	70	85	138	91	66	30	1,128	
			H28/H29	69.3%	30.0%	58.8%	78.3%	34.1%	33.3%	120.0%	63.6%	
		人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	33	2	3	6	2	1	2	49	
	H29見込	48	4	5	7	5	4	2	75			
	H28/H29	68.8%	50.0%	60.0%	85.7%	40.0%	25.0%	100.0%	65.3%			
4	自立訓練(生活訓練)	人/月	H25	1,655	500	391	112	283	762	99	3,802	
			H28	2,131	127	476	90	325	797	19	3,965	
			H29見込	3,658	141	404	101	371	850	120	5,645	
			H28/H29	58.3%	90.1%	117.8%	89.1%	87.6%	93.8%	15.8%	70.2%	
		人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	155	7	31	19	30	33	2	277	
	H29見込	285	8	25	15	23	36	7	399			
	H28/H29	54.4%	87.5%	124.0%	126.7%	130.4%	91.7%	28.6%	69.4%			
5	就労移行支援	人/月	H25	3,237	373	596	1,268	1,255	2,301	504	9,534	
			H28	4,758	301	1,345	1,266	1,163	1,460	174	10,467	
			H29見込	7,414	644	1,728	1,631	2,445	2,913	832	17,607	
			H28/H29	64.2%	46.7%	77.8%	77.6%	47.6%	50.1%	20.9%	59.4%	
		人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	307	18	70	71	65	81	12	624	
	H29見込	490	39	96	86	170	162	44	1,087			
	H28/H29	62.7%	46.2%	72.9%	82.6%	38.2%	50.0%	27.3%	57.4%			
6	就労継続支援A型	人/月	H25	5,152	731	1,896	1,124	796	5,091	725	15,515	
			H28	14,580	1,389	3,580	1,914	2,259	9,829	965	34,516	
			H29見込	10,909	1,114	2,580	2,310	1,275	7,331	1,555	27,074	
			H28/H29	133.7%	124.7%	138.8%	82.9%	177.2%	134.1%	62.1%	127.5%	
		人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	734	71	175	89	110	488	48	1,715	
	H29見込	526	53	129	117	60	370	85	1,340			
	H28/H29	139.5%	134.0%	135.7%	76.1%	183.3%	131.9%	56.5%	128.0%			
7	就労継続支援B型	人/月	H25	23,030	2,384	8,964	5,621	10,843	16,286	4,930	72,058	
			H28	34,811	3,411	10,891	6,913	13,163	20,175	5,248	94,612	
			H29見込	39,545	3,516	9,566	7,192	12,762	20,471	5,200	98,252	
			H28/H29	88.0%	97.0%	113.9%	96.1%	103.1%	98.6%	100.9%	96.3%	
		人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	1,989	207	585	393	741	1,157	298	5,370	
	H29見込	2,200	216	533	406	664	1,203	265	5,487			
	H28/H29	90.4%	95.8%	109.8%	96.8%	111.6%	96.2%	112.5%	97.9%			
8	療養介護	人/月	H25	283	49	79	46	50	91	29	627	
			H28	296	49	77	45	51	94	29	641	
			H29見込	316	51	81	54	52	98	30	682	
			H28/H29	93.7%	96.1%	95.1%	83.3%	98.1%	95.9%	96.7%	94.0%	
9	短期入所(福祉型)	人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	
			H28	4,944	1,133	1,340	487	870	2,125	555	11,004	
			H29見込	5,852	1,419	1,114	543	879	1,923	533	12,263	
			H28/H29	76.8%	79.8%	120.3%	89.7%	99.0%	110.5%	104.1%	89.7%	
		人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	661	152	157	108	188	231	46	1,543	
	H29見込	782	183	142	108	162	239	45	1,661			
	H28/H29	84.5%	83.1%	110.6%	100.0%	116.0%	96.7%	102.2%	92.9%			
10	短期入所(医療型)	人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	
			H28	425	83	87	69	91	67	0	822	
			H29見込	395	93	77	172	27	92	15	871	
			H28/H29	107.6%	89.2%	113.0%	40.1%	337.0%	72.8%	0.0%	94.4%	
		人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	71	16	10	18	13	18	0	146	
	H29見込	65	15	11	25	8	23	3	150			
	H28/H29	109.2%	106.7%	90.9%	72.0%	162.5%	78.3%	0.0%	97.3%			

サービス種別	単位	区分	障害保健福祉圏域							計
			広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北	
11 共同生活援助	人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-
		H28	593	97	204	146	293	475	134	1,942
		H29見込	715	129	194	166	346	520	144	2,214
		H28/H29	82.9%	75.2%	105.2%	88.0%	84.7%	91.3%	93.1%	87.7%
12 施設入所支援	人/月	H25	1,221	157	410	269	386	448	175	3,066
		H28	1,218	166	385	268	370	447	179	3,033
		H29見込	1,171	152	389	261	368	437	165	1,171
		H28/H29	104.0%	109.2%	99.0%	102.7%	100.5%	102.3%	108.5%	103.1%
13 計画相談支援	人/月	H25	408	52	188	75	204	91	56	1,074
		H28	1,517	117	372	200	400	518	196	3,320
		H29見込	1,155	177	277	142	374	778	151	3,054
		H28/H29	131.3%	66.1%	134.3%	140.8%	107.0%	66.6%	129.8%	108.7%
14 地域移行支援	人/月	H25	9	2	1	1	1	1	0	15
		H28	1	0	1	1	0	1	0	4
		H29見込	21	8	11	7	6	7	13	73
		H28/H29	4.8%	0.0%	9.1%	14.3%	0.0%	14.3%	0.0%	5.5%
15 地域定着支援	人/月	H25	1	1	7	3	4	0	0	16
		H28	5	0	11	8	10	2	0	36
		H29見込	19	8	11	9	14	8	7	76
		H28/H29	26.3%	0.0%	100.0%	88.9%	71.4%	25.0%	0.0%	47.4%

※ 訪問系サービス：居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護，重度障害者等包括支援の合計値

(2) 児童福祉サービス

サービス種別	単位	区分	障害保健福祉圏域							計
			広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北	
1 児童発達支援	人/月	H25	4,841	581	1,743	841	3,643	4,426	75	16,150
		H28	7,149	609	1,806	1,416	3,704	5,338	113	20,135
		H29見込	9,349	751	2,138	965	4,260	5,688	374	23,525
		H28/H29	76.5%	81.1%	84.5%	146.7%	86.9%	93.8%	30.2%	85.6%
	人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-
		H28	748	134	335	299	501	867	37	2,921
		H29見込	945	155	363	220	601	807	53	3,144
		H28/H29	79.2%	86.5%	92.3%	135.9%	83.4%	107.4%	69.8%	92.9%
2 放課後等デイサービス	人/月	H25	16,216	1,604	2,016	1,085	1,336	2,847	348	25,452
		H28	33,480	3,433	4,313	3,142	3,376	10,932	587	59,263
		H29見込	31,682	2,283	3,044	1,279	1,964	5,153	473	45,878
		H28/H29	105.7%	150.4%	141.7%	245.7%	171.9%	212.1%	124.1%	129.2%
	人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-
		H28	2,711	366	447	755	460	1,242	58	6,039
		H29見込	3,052	359	422	412	261	726	65	5,297
		H28/H29	88.8%	101.9%	105.9%	183.3%	176.2%	171.1%	89.2%	114.0%
3 保育所等訪問支援	人/月	H25	2	4	7	1	46	8	0	68
		H28	55	2	1	5	3	17	0	83
		H29見込	22	5	7	10	105	30	7	186
		H28/H29	250.0%	45.0%	14.3%	50.0%	2.9%	56.7%	0.0%	44.8%
	人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-
		H28	54	2	1	5	3	17	0	82
		H29見込	21	5	7	6	53	30	4	126
		H28/H29	257.1%	45.0%	14.3%	83.3%	5.7%	56.7%	0.0%	65.3%
4 医療型児童発達支援	人/月	H25	551	0	13	112	23	126	0	825
		H28	826	0	5	154	28	128	0	1,141
		H29見込	695	14	17	166	51	146	3	1,092
		H28/H29	118.8%	0.0%	29.4%	92.8%	54.9%	87.7%	0.0%	104.5%
	人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-
		H28	63	0	1	13	5	17	0	99
		H29見込	67	2	5	13	6	22	2	117
		H28/H29	94.0%	0.0%	20.0%	100.0%	83.3%	77.3%	0.0%	84.6%
5 障害児相談支援	人/月	H25	48	33	69	45	71	2	49	317
		H28	230	78	179	77	168	236	14	982
		H29見込	249	109	173	65	161	276	30	1,063
		H28/H29	92.4%	71.6%	103.5%	118.5%	104.3%	85.5%	46.7%	92.4%
6 福祉型児童入所支援	人/月	H25	49	2	20	14	11	31	10	137
		H28	50	3	19	15	10	27	11	135
		H29見込	43	1	16	11	9	29	9	118
		H28/H29	116.3%	300.0%	118.8%	136.4%	111.1%	93.1%	122.2%	114.4%
7 医療型児童入所支援	人/月	H25	62	4	15	19	8	20	8	136
		H28	53	8	14	15	8	18	4	120
		H29見込	86	5	20	26	11	28	11	187
		H28/H29	61.6%	160.0%	70.0%	57.7%	72.7%	64.3%	36.4%	64.2%

(2) 市町地域生活支援事業

No.	サービス種別	単位	区分	障害保健福祉圏域						計	
				広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中		備北
1	理解促進研修・啓発事業	実施回	H25	4	1	1	2	3	1	0	12
			H28	6	1	1	3	3	1	2	17
			H29見込	6	1	1	3	3	3	2	19
			H28/H29	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	33.3%	100.0%	89.5%
2	自発的活動支援事業	実施回	H25	3	1	0	2	3	2	0	11
			H28	3	1	2	2	3	2	0	13
			H29見込	4	1	1	2	3	3	0	14
			H28/H29	75.0%	100.0%	200.0%	100.0%	100.0%	66.7%	—	92.9%
3	障害者相談支援事業	実施回	H25	28	6	6	8	6	3	12	69
			H28	33	6	6	8	6	9	14	82
			H29見込	32	7	8	8	6	3	14	78
			H28/H29	103.1%	85.7%	75.0%	100.0%	100.0%	300.0%	100.0%	105.1%
4	基幹相談支援センター	設置回	H25	1	0	0	1	1	1	0	4
			H28	2	0	0	1	1	1	0	5
			H29見込	4	1	0	1	1	1	1	9
			H28/H29	50.0%	0.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	55.6%
5	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施回	H25	3	2	2	2	3	1	2	15
			H28	5	2	2	3	3	1	0	16
			H29見込	7	2	2	3	3	2	2	21
			H28/H29	71.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%	76.2%
6	住宅入居等支援事業	実施回	H25	1	1	0	1	2	1	0	6
			H28	1	1	0	1	2	1	0	6
			H29見込	2	1	1	1	3	1	1	10
			H28/H29	50.0%	100.0%	0.0%	100.0%	66.7%	100.0%	0.0%	60.0%
7	成年後見制度利用支援	人/年	H25	10	0	0	3	1	4	0	18
			H28	19	0	1	6	3	4	6	39
			H29見込	41	2	2	7	3	7	9	71
			H28/H29	46.3%	0.0%	50.0%	85.7%	100.0%	57.1%	66.7%	54.9%
8	成年後見制度法人後見支援事業	実施回	H25	1	0	0	0	0	1	0	2
			H28	1	0	0	0	0	1	0	2
			H29見込	4	0	0	0	1	2	0	7
			H28/H29	25.0%	—	—	—	0.0%	50.0%	—	28.6%
9	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/月	H25	264	35	30	34	24	63	7	457
			H28	236	28	46	24	23	58	1	416
			H29見込	279	41	33	40	21	67	92	573
			H28/H29	84.6%	68.5%	139.4%	60.0%	109.5%	86.6%	1.1%	72.6%
10	手話通訳者設置事業	人/月	H25	13	3	2	1	1	50	1	71
			H28	14	3	2	1	2	49	1	72
			H29見込	15	3	2	1	2	56	1	80
			H28/H29	93.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.5%	100.0%	90.0%
11	介護・訓練支援用具	人/年	H25	92	9	15	13	33	43	9	214
			H28	124	10	19	16	17	41	5	232
			H29見込	106	12	21	16	37	56	15	263
			H28/H29	117.0%	83.3%	90.5%	100.0%	45.9%	73.2%	33.3%	88.2%
12	自立生活支援用具	人/年	H25	379	23	28	75	74	58	16	653
			H28	303	20	29	32	58	78	13	533
			H29見込	392	28	36	74	77	142	30	779
			H28/H29	77.3%	71.4%	80.6%	43.2%	75.3%	54.9%	43.3%	68.4%
13	在宅療養等支援用具	人/年	H25	313	33	45	36	74	129	34	664
			H28	253	15	26	50	72	128	21	565
			H29見込	347	27	44	38	81	170	45	752
			H28/H29	72.9%	55.6%	59.1%	131.6%	88.9%	75.3%	46.7%	75.1%
14	情報・意思疎通支援用具	人/年	H25	315	34	36	38	56	77	11	567
			H28	247	16	44	43	44	104	7	505
			H29見込	337	27	48	39	76	146	17	690
			H28/H29	73.3%	59.3%	91.7%	110.3%	57.9%	71.2%	41.2%	73.2%
15	排泄管理支援用具	人/年	H25	20,990	2,482	6,514	3,663	5,796	10,532	2,607	52,554
			H28	22,844	2,677	6,599	3,841	6,114	10,946	2,633	55,654
			H29見込	22,468	2,796	6,608	3,985	6,276	11,388	2,950	56,471
			H28/H29	101.7%	95.7%	99.9%	96.4%	97.4%	96.1%	89.3%	98.6%
16	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	人/年	H25	54	13	1	11	5	9	6	99
			H28	37	7	5	4	10	9	4	76
			H29見込	51	13	9	16	13	14	7	123
			H28/H29	72.5%	53.8%	55.6%	25.0%	76.9%	64.3%	57.1%	61.8%
17	手話奉仕員養成研修事業	人/年	H25	97	41	27	42	38	110	19	374
			H28	90	32	22	23	32	92	19	310
			H29見込	90	49	32	35	26	124	15	371
			H28/H29	100.0%	65.3%	68.8%	65.7%	123.1%	74.2%	126.7%	83.6%
18	移動支援事業	人/月	H25	3,124	216	151	233	246	586	22	4,578
			H28	2,425	262	142	208	251	614	21	3,923
			H29見込	3,374	252	171	235	269	641	44	4,986
			H28/H29	71.9%	104.0%	83.0%	88.5%	93.3%	95.8%	47.7%	78.7%
19	地域活動支援センター	人/月	H25	1,258	89	82	191	72	90	99	1,881
			H28	1,041	93	59	338	99	95	102	1,827
			H29見込	1,191	138	92	228	113	92	119	1,973
			H28/H29	87.4%	67.4%	64.1%	148.2%	87.6%	103.3%	85.7%	92.6%
20	福祉ホーム	人/月	H25	26	1	3	9	6	7	9	61
			H28	34	0	4	8	7	8	9	70
			H29見込	44	1	3	10	8	7	9	82
			H28/H29	77.3%	0.0%	133.3%	80.0%	87.5%	114.3%	100.0%	85.4%
21	日中一時支援事業	人/月	H25	329	99	192	130	353	377	42	1,522
			H28	335	85	222	49	316	404	51	1,462
			H29見込	479	113	204	155	430	381	63	1,825
			H28/H29	69.9%	75.2%	108.8%	31.6%	73.5%	106.0%	81.0%	80.1%

Ⅱ 第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画における障害福祉サービス等の見込量等

「障害者が地域社会で自立し、安心して生活できる社会」を実現するためには、必要な障害福祉サービス等の確保とその質の向上は基本的な課題です。

各市町においては、国の基本指針に即し、これまでの利用実績や住民のニーズ調査など、地域の実情を踏まえつつ、各市町において定めた平成32(2020)年度の地域生活への移行や一般就労への移行などの目標の達成に向けて、障害福祉サービス等の必要量を見込んでいます。

県では、各市町が見込む必要量の確保を支援するとともに、その質の向上に努めます。

1 障害福祉サービス等の見込量（県全体）

(1) 障害福祉サービス

サービス種別	実績	第5期広島県障害福祉計画における見込量			
	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
訪問サービス	161,390時間/月	184,746時間/月	197,708時間/月	211,382時間/月	
	5,080人/月	5,601人/月	5,879人/月	6,172人/月	
生活介護	120,621人日/月	125,861人日/月	128,936人日/月	132,240人日/月	
	5,991人/月	6,269人/月	6,410人/月	6,567人/月	
自立訓練（機能訓練）	717人日/月	1,006人日/月	988人日/月	988人日/月	
	49人/月	67人/月	67人/月	67人/月	
自立訓練（生活訓練）	3,965人日/月	5,428人日/月	5,965人日/月	6,506人日/月	
	277人/月	364人/月	398人/月	432人/月	
就労移行支援	10,467人日/月	11,479人日/月	12,028人日/月	12,532人日/月	
	624人/月	687人/月	724人/月	759人/月	
就労継続支援A型	34,516人日/月	40,574人日/月	43,312人日/月	46,484人日/月	
	1,715人/月	1,976人/月	2,110人/月	2,261人/月	
就労継続支援B型	94,612人日/月	105,696人日/月	111,516人日/月	117,724人日/月	
	5,370人/月	6,022人/月	6,343人/月	6,658人/月	
就労定着支援	—	285人/月	321人/月	357人/月	
療養介護	641人/月	662人/月	672人/月	681人/月	
短期入所（福祉型）	11,004人日/月	10,259人日/月	10,897人日/月	11,527人日/月	
	1,543人/月	3,488人/月	3,671人/月	3,852人/月	
短期入所（医療型）	822人日/月	1,005人日/月	1,048人日/月	1,103人日/月	
	146人/月	196人/月	205人/月	216人/月	
自立生活援助	—	60人/月	66人/月	75人/月	
共同生活援助	1,942人/月	2,168人/月	2,251人/月	2,341人/月	
施設入所支援	3,033人/月	3,023人/月	3,001人/月	2,975人/月	
計画相談支援	3,320人/月	3,104人/月	3,209人/月	3,316人/月	
地域移行支援	4人/月	30人/月	39人/月	43人/月	
地域定着支援	36人/月	70人/月	80人/月	91人/月	

(2) 児童福祉サービス

サービス種別	実績	第1期広島県障害児福祉計画における見込量			
	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
児童発達支援	20,135人日/月	21,619人日/月	22,586人日/月	23,587人日/月	
	2,921人/月	3,213人/月	3,350人/月	3,497人/月	
医療型児童発達支援	1,141人日/月	1,113人日/月	1,130人日/月	1,147人日/月	
	99人/月	110人/月	111人/月	112人/月	
放課後等デイサービス	59,263人日/月	65,497人日/月	69,429人日/月	73,268人日/月	
	6,039人/月	8,114人/月	8,580人/月	9,638人/月	
保育所等訪問支援	83人日/月	132人日/月	153人日/月	176人日/月	
	82人/月	124人/月	137人/月	151人/月	
居宅訪問型児童発達支援	—	96人日/月	101人日/月	115人日/月	
	—	26人/月	28人/月	32人/月	
障害児相談支援	982人/月	1,218人/月	1,298人/月	1,379人/月	
福祉型児童入所支援	135人/月	人/月	人/月	人/月	
医療型児童入所支援	120人/月	人/月	人/月	人/月	

2 障害福祉サービス等の見込量（圏域別，市町別）

(1) 訪問系サービス

ア 訪問系サービス①（県全域，広島圏域，広島西圏域，呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	161,390 時間/月	184,746 時間/月	197,708 時間/月	211,382 時間/月
	5,080 人/月	5,601 人 / 月	5,879 人 / 月	6,172 人 / 月
広島圏域	107,983 時間/月	124,408 時間/月	133,236 時間/月	142,836 時間/月
	2,275 人/月	2,500 人 / 月	2,616 人 / 月	2,742 人 / 月
広島市	102,936 時間/月	118,861 時間/月	127,444 時間/月	136,538 時間/月
	2,037 人/月	2,233 人 / 月	2,333 人 / 月	2,438 人 / 月
安芸高田市	548 時間/月	711 時間/月	711 時間/月	711 時間/月
	38 人/月	42 人 / 月	42 人 / 月	42 人 / 月
府中町	1,904 時間/月	2,090 時間/月	2,200 時間/月	2,305 時間/月
	93 人/月	110 人 / 月	117 人 / 月	125 人 / 月
海田町	1,380 時間/月	1,410 時間/月	1,459 時間/月	1,764 時間/月
	33 人/月	36 人 / 月	38 人 / 月	41 人 / 月
熊野町	656 時間/月	556 時間/月	572 時間/月	588 時間/月
	38 人/月	35 人 / 月	36 人 / 月	37 人 / 月
坂町	345 時間/月	490 時間/月	540 時間/月	605 時間/月
	17 人/月	21 人 / 月	26 人 / 月	31 人 / 月
安芸太田町	54 時間/月	130 時間/月	140 時間/月	150 時間/月
	9 人/月	13 人 / 月	14 人 / 月	15 人 / 月
北広島町	160 時間/月	160 時間/月	170 時間/月	175 時間/月
	10 人/月	10 人 / 月	10 人 / 月	13 人 / 月
広島西圏域	4,137 時間/月	5,137 時間/月	5,454 時間/月	5,819 時間/月
	165 人/月	180 人 / 月	183 人 / 月	186 人 / 月
大竹市	411 時間/月	636 時間/月	656 時間/月	678 時間/月
	20 人/月	29 人 / 月	29 人 / 月	29 人 / 月
廿日市市	3,726 時間/月	4,501 時間/月	4,798 時間/月	5,141 時間/月
	145 人/月	151 人 / 月	154 人 / 月	157 人 / 月
呉圏域	8,282 時間/月	8,581 時間/月	9,235 時間/月	9,638 時間/月
	401 人/月	420 人 / 月	431 人 / 月	441 人 / 月
呉市	8,070 時間/月	8,287 時間/月	8,932 時間/月	9,326 時間/月
	380 人/月	395 人 / 月	405 人 / 月	414 人 / 月
江田島市	212 時間/月	294 時間/月	303 時間/月	312 時間/月
	21 人/月	25 人 / 月	26 人 / 月	27 人 / 月

※ 訪問系サービス：居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援

イ 訪問系サービス②（広島中央圏域，尾三圏域，福山・府中圏域，備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	6,948 時間/月	8,642 時間/月	8,983 時間/月	9,344 時間/月
	352 人/月	411 人 / 月	434 人 / 月	458 人 / 月
竹原市	1,160 時間/月	1,886 時間/月	1,886 時間/月	1,886 時間/月
	37 人/月	40 人 / 月	40 人 / 月	40 人 / 月
東広島市	5,520 時間/月	6,176 時間/月	6,507 時間/月	6,858 時間/月
	293 人/月	336 人 / 月	358 人 / 月	381 人 / 月
大崎上島町	268 時間/月	580 時間/月	590 時間/月	600 時間/月
	22 人/月	35 人 / 月	36 人 / 月	37 人 / 月
尾三圏域	12,947 時間/月	13,779 時間/月	15,024 時間/月	16,135 時間/月
	469 人/月	494 人 / 月	524 人 / 月	552 人 / 月
三原市	4,378 時間/月	4,338 時間/月	4,642 時間/月	4,728 時間/月
	166 人/月	170 人 / 月	179 人 / 月	182 人 / 月
尾道市	8,371 時間/月	9,210 時間/月	10,140 時間/月	11,160 時間/月
	280 人/月	300 人 / 月	320 人 / 月	345 人 / 月
世羅町	198 時間/月	231 時間/月	242 時間/月	247 時間/月
	23 人/月	24 人 / 月	25 人 / 月	25 人 / 月
福山・府中圏域	19,593 時間/月	22,254 時間/月	23,741 時間/月	25,315 時間/月
	1,313 人/月	1,459 人 / 月	1,546 人 / 月	1,638 人 / 月
福山市	17,596 時間/月	20,058 時間/月	21,188 時間/月	22,333 時間/月
	1,195 人/月	1,325 人 / 月	1,391 人 / 月	1,458 人 / 月
府中市	1,635 時間/月	1,926 時間/月	2,273 時間/月	2,692 時間/月
	96 人/月	114 人 / 月	134 人 / 月	158 人 / 月
神石高原町	362 時間/月	270 時間/月	280 時間/月	290 時間/月
	22 人/月	20 人 / 月	21 人 / 月	22 人 / 月
備北圏域	1,500 時間/月	1,945 時間/月	2,035 時間/月	2,295 時間/月
	105 人/月	137 人 / 月	145 人 / 月	155 人 / 月
三次市	805 時間/月	1,080 時間/月	1,150 時間/月	1,380 時間/月
	54 人/月	80 人 / 月	86 人 / 月	93 人 / 月
庄原市	695 時間/月	865 時間/月	885 時間/月	915 時間/月
	51 人/月	57 人 / 月	59 人 / 月	62 人 / 月

※ 訪問系サービス：居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	120,821 人日/月	125,861 人日/月	128,936 人日/月	132,240 人日/月
	5,991 人/月	6,269 人 / 月	6,410 人 / 月	6,567 人 / 月
広島圏域	45,402 人日/月	46,068 人日/月	46,788 人日/月	47,638 人日/月
	2,217 人/月	2,275 人 / 月	2,311 人 / 月	2,355 人 / 月
広島市	37,064 人日/月	37,564 人日/月	37,937 人日/月	38,394 人日/月
	1,804 人/月	1,842 人 / 月	1,860 人 / 月	1,882 人 / 月
安芸高田市	2,039 人日/月	1,939 人日/月	1,977 人日/月	2,015 人日/月
	100 人/月	103 人 / 月	105 人 / 月	107 人 / 月
府中町	1,840 人日/月	2,000 人日/月	2,200 人日/月	2,400 人日/月
	94 人/月	100 人 / 月	110 人 / 月	120 人 / 月
海田町	957 人日/月	935 人日/月	956 人日/月	956 人日/月
	46 人/月	45 人 / 月	46 人 / 月	46 人 / 月
熊野町	1,263 人日/月	1,283 人日/月	1,302 人日/月	1,340 人日/月
	63 人/月	67 人 / 月	68 人 / 月	70 人 / 月
坂町	413 人日/月	449 人日/月	488 人日/月	531 人日/月
	20 人/月	22 人 / 月	24 人 / 月	27 人 / 月
安芸太田町	593 人日/月	648 人日/月	648 人日/月	702 人日/月
	28 人/月	36 人 / 月	36 人 / 月	39 人 / 月
北広島町	1,233 人日/月	1,250 人日/月	1,280 人日/月	1,300 人日/月
	62 人/月	60 人 / 月	62 人 / 月	64 人 / 月
広島西圏域	7,386 人日/月	8,216 人日/月	8,415 人日/月	8,614 人日/月
	370 人/月	413 人 / 月	423 人 / 月	433 人 / 月
大竹市	1,402 人日/月	1,400 人日/月	1,400 人日/月	1,400 人日/月
	65 人/月	70 人 / 月	70 人 / 月	70 人 / 月
廿日市市	5,984 人日/月	6,816 人日/月	7,015 人日/月	7,214 人日/月
	305 人/月	343 人 / 月	353 人 / 月	363 人 / 月
呉圏域	13,241 人日/月	13,283 人日/月	13,463 人日/月	13,623 人日/月
	646 人/月	658 人 / 月	667 人 / 月	675 人 / 月
呉市	11,359 人日/月	11,383 人日/月	11,563 人日/月	11,723 人日/月
	556 人/月	568 人 / 月	577 人 / 月	585 人 / 月
江田島市	1,882 人日/月	1,900 人日/月	1,900 人日/月	1,900 人日/月
	90 人/月	90 人 / 月	90 人 / 月	90 人 / 月

イ 生活介護②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	10,636人日/月	11,433人日/月	11,413人日/月	11,413人日/月
	630人/月	636人/月	636人/月	636人/月
竹原市	1,482人日/月	1,458人日/月	1,438人日/月	1,438人日/月
	69人/月	73人/月	72人/月	72人/月
東広島市	8,553人日/月	9,275人日/月	9,275人日/月	9,275人日/月
	527人/月	527人/月	527人/月	527人/月
大崎上島町	601人日/月	700人日/月	700人日/月	700人日/月
	34人/月	36人/月	37人/月	37人/月
尾三圏域	14,732人日/月	15,019人日/月	15,510人日/月	16,011人日/月
	741人/月	758人/月	772人/月	788人/月
三原市	4,922人日/月	5,039人日/月	5,240人日/月	5,341人日/月
	241人/月	241人/月	245人/月	250人/月
尾道市	8,457人日/月	8,630人日/月	8,920人日/月	9,310人日/月
	431人/月	445人/月	455人/月	465人/月
世羅町	1,353人日/月	1,350人日/月	1,350人日/月	1,360人日/月
	69人/月	72人/月	72人/月	73人/月
福山・府中圏域	23,704人日/月	26,242人日/月	27,497人日/月	28,841人日/月
	1,121人/月	1,249人/月	1,309人/月	1,375人/月
福山市	20,417人日/月	22,852人日/月	24,102人日/月	25,441人日/月
	957人/月	1,072人/月	1,130人/月	1,193人/月
府中市	2,595人日/月	2,700人日/月	2,700人日/月	2,700人日/月
	131人/月	142人/月	142人/月	142人/月
神石高原町	692人日/月	690人日/月	695人日/月	700人日/月
	33人/月	35人/月	37人/月	40人/月
備北圏域	5,520人日/月	5,600人日/月	5,850人日/月	6,100人日/月
	266人/月	280人/月	292人/月	305人/月
三次市	3,097人日/月	3,200人日/月	3,400人日/月	3,600人日/月
	148人/月	160人/月	170人/月	180人/月
庄原市	2,423人日/月	2,400人日/月	2,450人日/月	2,500人日/月
	118人/月	120人/月	122人/月	125人/月

ウ 自立訓練（機能訓練）①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	717人日/月	1,006 人日/月	988 人日/月	988 人日/月
	49人/月	67 人 /月	67 人 /月	67 人 /月
広島圏域	449人日/月	571 人日/月	571 人日/月	571 人日/月
	33人/月	42 人 /月	42 人 /月	42 人 /月
広島市	382人日/月	469 人日/月	469 人日/月	469 人日/月
	28人/月	34 人 /月	34 人 /月	34 人 /月
安芸高田市 ¹	22人日/月	22 人日/月	22 人日/月	22 人日/月
	1人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
府中町	22人日/月	20 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	1人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
海田町	6人日/月	9 人日/月	9 人日/月	9 人日/月
	1人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
熊野町	8人日/月	8 人日/月	8 人日/月	8 人日/月
	1人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
坂町	0人日/月	10 人日/月	10 人日/月	10 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
安芸太田町	9人日/月	18 人日/月	18 人日/月	18 人日/月
	1人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
北広島町	0人日/月	15 人日/月	15 人日/月	15 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
広島西圏域	21人日/月	42 人日/月	42 人日/月	42 人日/月
	2人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
大竹市	0人日/月	20 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
廿日市市	21人日/月	22 人日/月	22 人日/月	22 人日/月
	2人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
呉圏域	50人日/月	99 人日/月	99 人日/月	99 人日/月
	3人/月	5 人 /月	5 人 /月	5 人 /月
呉市	28人日/月	77 人日/月	77 人日/月	77 人日/月
	2人/月	4 人 /月	4 人 /月	4 人 /月
江田島市	22人日/月	22 人日/月	22 人日/月	22 人日/月
	1人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月

工 自立訓練（機能訓練）②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	108人日/月	109 人日/月	89 人日/月	89 人日/月
	6人/月	6 人 /月	5 人 /月	5 人 /月
竹原市	23人日/月	22 人日/月	22 人日/月	22 人日/月
	1人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
東広島市	65人日/月	67 人日/月	67 人日/月	67 人日/月
	4人/月	4 人 /月	4 人 /月	4 人 /月
大崎上島町	20人日/月	20 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	1人/月	1 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
尾三圏域	31人日/月	53 人日/月	55 人日/月	55 人日/月
	2人/月	3 人 /月	4 人 /月	4 人 /月
三原市	8人日/月	8 人日/月	10 人日/月	10 人日/月
	1人/月	1 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
尾道市	23人日/月	45 人日/月	45 人日/月	45 人日/月
	1人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
世羅町	0人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0人/月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
福山・府中圏域	22人日/月	67 人日/月	67 人日/月	67 人日/月
	1人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
福山市	0人日/月	23 人日/月	23 人日/月	23 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
府中市	22人日/月	44 人日/月	44 人日/月	44 人日/月
	1人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
神石高原町	0人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0人/月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
備北圏域	36人日/月	65 人日/月	65 人日/月	65 人日/月
	2人/月	5 人 /月	5 人 /月	5 人 /月
三次市	0人日/月	30 人日/月	30 人日/月	30 人日/月
	0人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
庄原市	36人日/月	35 人日/月	35 人日/月	35 人日/月
	2人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月

才 自立訓練（生活訓練）①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	3,965人日/月	5,428 人日/月	5,965 人日/月	6,506 人日/月
	277人/月	364 人 /月	398 人 /月	432 人 /月
広島圏域	2,131人日/月	3,245 人日/月	3,683 人日/月	4,138 人日/月
	155人/月	216 人 /月	244 人 /月	273 人 /月
広島市	2,011人日/月	3,100 人日/月	3,533 人日/月	3,981 人日/月
	146人/月	203 人 /月	230 人 /月	258 人 /月
安芸高田市	0人日/月	22 人日/月	22 人日/月	22 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
府中町	62人日/月	60 人日/月	60 人日/月	60 人日/月
	3人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
海田町	0人日/月	9 人日/月	9 人日/月	9 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
熊野町	2人日/月	14 人日/月	14 人日/月	14 人日/月
	1人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
坂町	13人日/月	17 人日/月	22 人日/月	29 人日/月
	2人/月	3 人 /月	4 人 /月	5 人 /月
安芸太田町	2人日/月	8 人日/月	8 人日/月	8 人日/月
	1人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
北広島町	41人日/月	15 人日/月	15 人日/月	15 人日/月
	2人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
広島西圏域	127人日/月	187 人日/月	187 人日/月	187 人日/月
	7人/月	14 人 /月	14 人 /月	14 人 /月
大竹市	46人日/月	60 人日/月	60 人日/月	60 人日/月
	2人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
廿日市市	81人日/月	127 人日/月	127 人日/月	127 人日/月
	5人/月	11 人 /月	11 人 /月	11 人 /月
呉圏域	476人日/月	477 人日/月	505 人日/月	534 人日/月
	31人/月	33 人 /月	35 人 /月	37 人 /月
呉市	454人日/月	457 人日/月	485 人日/月	514 人日/月
	30人/月	32 人 /月	34 人 /月	36 人 /月
江田島市	22人日/月	20 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	1人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月

力 自立訓練（生活訓練）②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
広島中央圏域	90人日/月	140人日/月	140人日/月	120人日/月	
	19人/月	20人/月	20人/月	19人/月	
	竹原市	19人日/月	19人日/月	19人日/月	19人日/月
		1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
	東広島市	71人日/月	101人日/月	101人日/月	101人日/月
		18人/月	18人/月	18人/月	18人/月
大崎上島町	0人日/月	20人日/月	20人日/月	0人日/月	
	0人/月	1人/月	1人/月	0人/月	
尾三圏域	325人日/月	450人日/月	454人日/月	463人日/月	
	30人/月	36人/月	37人/月	38人/月	
	三原市	43人日/月	52人日/月	56人日/月	65人日/月
		3人/月	4人/月	5人/月	6人/月
	尾道市	267人日/月	360人日/月	360人日/月	360人日/月
		26人/月	30人/月	30人/月	30人/月
世羅町	15人日/月	38人日/月	38人日/月	38人日/月	
	1人/月	2人/月	2人/月	2人/月	
福山・府中圏域	797人日/月	874人日/月	941人日/月	1,009人日/月	
	33人/月	41人/月	44人/月	47人/月	
	福山市	725人日/月	787人日/月	854人日/月	922人日/月
		29人/月	35人/月	38人/月	41人/月
	府中市	58人日/月	77人日/月	77人日/月	77人日/月
		3人/月	4人/月	4人/月	4人/月
神石高原町	14人日/月	10人日/月	10人日/月	10人日/月	
	1人/月	2人/月	2人/月	2人/月	
備北圏域	19人日/月	55人日/月	55人日/月	55人日/月	
	2人/月	4人/月	4人/月	4人/月	
	三次市	0人日/月	20人日/月	20人日/月	20人日/月
		0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
	庄原市	19人日/月	35人日/月	35人日/月	35人日/月
		2人/月	2人/月	2人/月	2人/月

キ 就労移行支援①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	10,467人日/月	11,479 人日/月	12,028 人日/月	12,532 人日/月
	624人/月	687 人 /月	724 人 /月	759 人 /月
広島圏域	4,758人日/月	5,074 人日/月	5,292 人日/月	5,492 人日/月
	307人/月	336 人 /月	352 人 /月	366 人 /月
広島市	4,077人日/月	4,391 人日/月	4,577 人日/月	4,718 人日/月
	266人/月	295 人 /月	309 人 /月	320 人 /月
安芸高田市	186人日/月	83 人日/月	83 人日/月	83 人日/月
	10人/月	5 人 /月	5 人 /月	5 人 /月
府中町	188人日/月	225 人日/月	225 人日/月	225 人日/月
	12人/月	15 人 /月	15 人 /月	15 人 /月
海田町	135人日/月	167 人日/月	182 人日/月	182 人日/月
	10人/月	11 人 /月	12 人 /月	12 人 /月
熊野町	109人日/月	109 人日/月	109 人日/月	131 人日/月
	5人/月	5 人 /月	5 人 /月	6 人 /月
坂町	43人日/月	56 人日/月	73 人日/月	95 人日/月
	2人/月	3 人 /月	4 人 /月	5 人 /月
安芸太田町	0人日/月	23 人日/月	23 人日/月	23 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
北広島町	20人日/月	20 人日/月	20 人日/月	35 人日/月
	2人/月	1 人 /月	1 人 /月	2 人 /月
広島西圏域	301人日/月	497 人日/月	496 人日/月	505 人日/月
	18人/月	27 人 /月	27 人 /月	28 人 /月
大竹市	41人日/月	180 人日/月	180 人日/月	180 人日/月
	2人/月	6 人 /月	6 人 /月	6 人 /月
廿日市市	260人日/月	316 人日/月	316 人日/月	325 人日/月
	16人/月	21 人 /月	21 人 /月	22 人 /月
呉圏域	1,345人日/月	1,482 人日/月	1,578 人日/月	1,636 人日/月
	70人/月	77 人 /月	82 人 /月	85 人 /月
呉市	1,287人日/月	1,402 人日/月	1,478 人日/月	1,536 人日/月
	66人/月	73 人 /月	77 人 /月	80 人 /月
江田島市	58人日/月	80 人日/月	100 人日/月	100 人日/月
	4人/月	4 人 /月	5 人 /月	5 人 /月

ク 就労移行支援②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広島中央圏域	1,266 人日/月	1,412 人日/月	1,448 人日/月	1,467 人日/月
	71 人/月	77 人 / 月	79 人 / 月	80 人 / 月
竹原市	199 人日/月	211 人日/月	211 人日/月	211 人日/月
	11 人/月	12 人 / 月	12 人 / 月	12 人 / 月
東広島市	932 人日/月	1,001 人日/月	1,037 人日/月	1,056 人日/月
	52 人/月	55 人 / 月	57 人 / 月	58 人 / 月
大崎上島町	135 人日/月	200 人日/月	200 人日/月	200 人日/月
	8 人/月	10 人 / 月	10 人 / 月	10 人 / 月
尾三圏域	1,163 人日/月	1,484 人日/月	1,542 人日/月	1,605 人日/月
	65 人/月	75 人 / 月	81 人 / 月	88 人 / 月
三原市	520 人日/月	539 人日/月	547 人日/月	555 人日/月
	32 人/月	32 人 / 月	36 人 / 月	39 人 / 月
尾道市	550 人日/月	800 人日/月	850 人日/月	900 人日/月
	28 人/月	36 人 / 月	38 人 / 月	41 人 / 月
世羅町	93 人日/月	145 人日/月	145 人日/月	150 人日/月
	5 人/月	7 人 / 月	7 人 / 月	8 人 / 月
福山・府中圏域	1,460 人日/月	1,371 人日/月	1,492 人日/月	1,632 人日/月
	81 人/月	84 人 / 月	91 人 / 月	99 人 / 月
福山市	1,237 人日/月	1,131 人日/月	1,217 人日/月	1,338 人日/月
	69 人/月	71 人 / 月	76 人 / 月	83 人 / 月
府中市	200 人日/月	200 人日/月	200 人日/月	200 人日/月
	11 人/月	11 人 / 月	11 人 / 月	11 人 / 月
神石高原町	23 人日/月	40 人日/月	40 人日/月	40 人日/月
	1 人/月	2 人 / 月	3 人 / 月	3 人 / 月
備北圏域	174 人日/月	160 人日/月	180 人日/月	195 人日/月
	12 人/月	11 人 / 月	12 人 / 月	13 人 / 月
三次市	87 人日/月	50 人日/月	50 人日/月	50 人日/月
	7 人/月	5 人 / 月	5 人 / 月	5 人 / 月
庄原市	87 人日/月	110 人日/月	130 人日/月	145 人日/月
	5 人/月	6 人 / 月	7 人 / 月	8 人 / 月

ケ 就労継続支援A型①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	34,516人日/月	40,574 人日/月	43,312 人日/月	46,484 人日/月
	1,715人/月	1,976 人 /月	2,110 人 /月	2,261 人 /月
広島圏域	14,580人日/月	18,745 人日/月	20,631 人日/月	22,766 人日/月
	734人/月	893 人 /月	983 人 /月	1,085 人 /月
広島市	12,012人日/月	15,435 人日/月	17,136 人日/月	19,026 人日/月
	596人/月	735 人 /月	816 人 /月	906 人 /月
安芸高田市	1,292人日/月	1,588 人日/月	1,588 人日/月	1,588 人日/月
	73人/月	74 人 /月	74 人 /月	74 人 /月
府中町	271人日/月	300 人日/月	300 人日/月	300 人日/月
	13人/月	15 人 /月	15 人 /月	15 人 /月
海田町	295人日/月	324 人日/月	324 人日/月	324 人日/月
	16人/月	16 人 /月	16 人 /月	16 人 /月
熊野町	301人日/月	322 人日/月	322 人日/月	322 人日/月
	15人/月	16 人 /月	16 人 /月	16 人 /月
坂町	186人日/月	240 人日/月	310 人日/月	400 人日/月
	9人/月	12 人 /月	16 人 /月	21 人 /月
安芸太田町	23人日/月	276 人日/月	391 人日/月	506 人日/月
	2人/月	12 人 /月	17 人 /月	22 人 /月
北広島町	200人日/月	260 人日/月	260 人日/月	280 人日/月
	10人/月	13 人 /月	13 人 /月	14 人 /月
広島西圏域	1,389人日/月	1,789 人日/月	2,001 人日/月	2,241 人日/月
	71人/月	93 人 /月	104 人 /月	117 人 /月
大竹市	372人日/月	440 人日/月	460 人日/月	480 人日/月
	18人/月	22 人 /月	23 人 /月	24 人 /月
廿日市市	1,017人日/月	1,349 人日/月	1,541 人日/月	1,761 人日/月
	53人/月	71 人 /月	81 人 /月	93 人 /月
呉圏域	3,580人日/月	3,723 人日/月	3,826 人日/月	3,929 人日/月
	175人/月	186 人 /月	191 人 /月	196 人 /月
呉市	3,226人日/月	3,090 人日/月	3,130 人日/月	3,170 人日/月
	159人/月	156 人 /月	158 人 /月	160 人 /月
江田島市	354人日/月	633 人日/月	696 人日/月	759 人日/月
	16人/月	30 人 /月	33 人 /月	36 人 /月

コ 就労継続支援A型②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	1,914人日/月	2,061 人日/月	2,168 人日/月	2,275 人日/月
	89人/月	97 人 /月	102 人 /月	107 人 /月
竹原市	311人日/月	284 人日/月	284 人日/月	284 人日/月
	15人/月	14 人 /月	14 人 /月	14 人 /月
東広島市	1,603人日/月	1,755 人日/月	1,862 人日/月	1,969 人日/月
	74人/月	82 人 /月	87 人 /月	92 人 /月
大崎上島町	0人日/月	22 人日/月	22 人日/月	22 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
尾三圏域	2,259人日/月	2,648 人日/月	2,858 人日/月	3,148 人日/月
	110人/月	132 人 /月	144 人 /月	155 人 /月
三原市	550人日/月	560 人日/月	570 人日/月	580 人日/月
	28人/月	28 人 /月	30 人 /月	31 人 /月
尾道市	1,664人日/月	2,000 人日/月	2,200 人日/月	2,480 人日/月
	80人/月	100 人 /月	110 人 /月	120 人 /月
世羅町	45人日/月	88 人日/月	88 人日/月	88 人日/月
	2人/月	4 人 /月	4 人 /月	4 人 /月
福山・府中圏域	9,829人日/月	10,528 人日/月	10,628 人日/月	10,805 人日/月
	488人/月	522 人 /月	527 人 /月	536 人 /月
福山市	9,093人日/月	9,696 人日/月	9,696 人日/月	9,696 人日/月
	451人/月	481 人 /月	480 人 /月	480 人 /月
府中市	674人日/月	792 人日/月	872 人日/月	1,029 人日/月
	34人/月	40 人 /月	44 人 /月	52 人 /月
神石高原町	62人日/月	40 人日/月	60 人日/月	80 人日/月
	3人/月	2 人 /月	3 人 /月	4 人 /月
備北圏域	965人日/月	1,080 人日/月	1,200 人日/月	1,320 人日/月
	48人/月	53 人 /月	59 人 /月	65 人 /月
三次市	575人日/月	700 人日/月	800 人日/月	900 人日/月
	30人/月	35 人 /月	40 人 /月	45 人 /月
庄原市	390人日/月	380 人日/月	400 人日/月	420 人日/月
	18人/月	18 人 /月	19 人 /月	20 人 /月

サ 就労継続支援B型①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	94,612人日/月	105,696 人日/月	111,516 人日/月	117,724 人日/月
	5,370人/月	6,022 人 /月	6,343 人 /月	6,658 人 /月
広島圏域	34,811人日/月	41,884 人日/月	45,261 人日/月	48,850 人日/月
	1,989人/月	2,390 人 /月	2,584 人 /月	2,788 人 /月
広島市	29,000人日/月	35,257 人日/月	38,481 人日/月	41,795 人日/月
	1,636人/月	2,015 人 /月	2,200 人 /月	2,390 人 /月
安芸高田市	1,875人日/月	2,346 人日/月	2,346 人日/月	2,346 人日/月
	115人/月	120 人 /月	120 人 /月	120 人 /月
府中町	1,183人日/月	1,260 人日/月	1,350 人日/月	1,440 人日/月
	68人/月	70 人 /月	75 人 /月	80 人 /月
海田町	449人日/月	497 人日/月	530 人日/月	563 人日/月
	27人/月	30 人 /月	32 人 /月	34 人 /月
熊野町	615人日/月	645 人日/月	660 人日/月	675 人日/月
	41人/月	43 人 /月	44 人 /月	45 人 /月
坂町	297人日/月	311 人日/月	326 人日/月	341 人日/月
	16人/月	17 人 /月	18 人 /月	19 人 /月
安芸太田町	294人日/月	468 人日/月	468 人日/月	540 人日/月
	17人/月	26 人 /月	26 人 /月	30 人 /月
北広島町	1,098人日/月	1,100 人日/月	1,100 人日/月	1,150 人日/月
	69人/月	69 人 /月	69 人 /月	70 人 /月
広島西圏域	3,411人日/月	4,309 人日/月	4,593 人日/月	4,893 人日/月
	207人/月	256 人 /月	273 人 /月	291 人 /月
大竹市	406人日/月	1,080 人日/月	1,140 人日/月	1,200 人日/月
	22人/月	54 人 /月	57 人 /月	60 人 /月
廿日市市	3,005人日/月	3,229 人日/月	3,453 人日/月	3,693 人日/月
	185人/月	202 人 /月	216 人 /月	231 人 /月
呉圏域	10,891人日/月	10,873 人日/月	11,014 人日/月	11,156 人日/月
	585人/月	611 人 /月	619 人 /月	627 人 /月
呉市	9,771人日/月	9,794 人日/月	9,935 人日/月	10,077 人日/月
	528人/月	553 人 /月	561 人 /月	569 人 /月
江田島市	1,120人日/月	1,079 人日/月	1,079 人日/月	1,079 人日/月
	57人/月	58 人 /月	58 人 /月	58 人 /月

シ 就労継続支援B型②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	6,913 人日/月	7,910 人日/月	8,507 人日/月	9,138 人日/月
	393 人/月	457 人 / 月	493 人 / 月	531 人 / 月
竹原市	1,949 人日/月	1,915 人日/月	1,915 人日/月	1,915 人日/月
	97 人/月	99 人 / 月	99 人 / 月	99 人 / 月
東広島市	4,431 人日/月	5,445 人日/月	6,042 人日/月	6,673 人日/月
	268 人/月	328 人 / 月	364 人 / 月	402 人 / 月
大崎上島町	533 人日/月	550 人日/月	550 人日/月	550 人日/月
	28 人/月	30 人 / 月	30 人 / 月	30 人 / 月
尾三圏域	13,163 人日/月	13,469 人日/月	13,777 人日/月	14,175 人日/月
	741 人/月	752 人 / 月	764 人 / 月	754 人 / 月
三原市	5,094 人日/月	5,129 人日/月	5,257 人日/月	5,385 人日/月
	288 人/月	288 人 / 月	290 人 / 月	292 人 / 月
尾道市	7,489 人日/月	7,740 人日/月	7,920 人日/月	8,190 人日/月
	420 人/月	430 人 / 月	440 人 / 月	455 人 / 月
世羅町	580 人日/月	600 人日/月	600 人日/月	600 人日/月
	33 人/月	34 人 / 月	34 人 / 月	7 人 / 月
福山・府中圏域	20,175 人日/月	21,751 人日/月	22,654 人日/月	23,592 人日/月
	1,157 人/月	1,231 人 / 月	1,273 人 / 月	1,317 人 / 月
福山市	17,616 人日/月	19,044 人日/月	19,705 人日/月	20,389 人日/月
	1,008 人/月	1,073 人 / 月	1,102 人 / 月	1,131 人 / 月
府中市	1,918 人日/月	2,057 人日/月	2,249 人日/月	2,453 人日/月
	110 人/月	118 人 / 月	129 人 / 月	141 人 / 月
神石高原町	641 人日/月	650 人日/月	700 人日/月	750 人日/月
	39 人/月	40 人 / 月	42 人 / 月	45 人 / 月
備北圏域	5,248 人日/月	5,500 人日/月	5,710 人日/月	5,920 人日/月
	298 人/月	325 人 / 月	337 人 / 月	350 人 / 月
三次市	3,036 人日/月	3,200 人日/月	3,360 人日/月	3,520 人日/月
	170 人/月	200 人 / 月	210 人 / 月	220 人 / 月
庄原市	2,212 人日/月	2,300 人日/月	2,350 人日/月	2,400 人日/月
	128 人/月	125 人 / 月	127 人 / 月	130 人 / 月

又 就労定着支援

区 域	平成28年度実績	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
県全域	人/月	285	人/月	321	人/月	357	人/月
広島圏域	人/月	251	人/月	264	人/月	275	人/月
広島市	人/月	236	人/月	244	人/月	253	人/月
安芸高田市	人/月	4	人/月	5	人/月	6	人/月
府中町	人/月	5	人/月	5	人/月	5	人/月
海田町	人/月	0	人/月	1	人/月	1	人/月
熊野町	人/月	5	人/月	5	人/月	6	人/月
坂町	人/月	1	人/月	2	人/月	3	人/月
安芸太田町	人/月	0	人/月	2	人/月	0	人/月
北広島町	人/月	0	人/月	0	人/月	1	人/月
広島西圏域	人/月	1	人/月	2	人/月	2	人/月
大竹市	人/月	0	人/月	1	人/月	1	人/月
廿日市市	人/月	1	人/月	1	人/月	1	人/月
呉圏域	人/月	0	人/月	6	人/月	11	人/月
呉市	人/月	0	人/月	5	人/月	10	人/月
江田島市	人/月	0	人/月	1	人/月	1	人/月
広島中央圏域	人/月	4	人/月	7	人/月	13	人/月
竹原市	人/月	1	人/月	1	人/月	2	人/月
東広島市	人/月	2	人/月	5	人/月	10	人/月
大崎上島町	人/月	1	人/月	1	人/月	1	人/月
尾三圏域	人/月	9	人/月	10	人/月	11	人/月
三原市	人/月	3	人/月	4	人/月	5	人/月
尾道市	人/月	5	人/月	5	人/月	5	人/月
世羅町	人/月	1	人/月	1	人/月	1	人/月
福山・府中圏域	人/月	15	人/月	27	人/月	39	人/月
福山市	人/月	10	人/月	20	人/月	30	人/月
府中市	人/月	3	人/月	3	人/月	3	人/月
神石高原町	人/月	2	人/月	4	人/月	6	人/月
備北圏域	人/月	5	人/月	5	人/月	6	人/月
三次市	人/月	2	人/月	2	人/月	2	人/月
庄原市	人/月	3	人/月	3	人/月	4	人/月

七 療養介護

区 域	平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	641 人/月	662 人/月	672 人/月	681 人/月
広島圏域	296 人/月	313 人/月	321 人/月	329 人/月
広島市	238 人/月	250 人/月	256 人/月	262 人/月
安芸高田市	13 人/月	14 人/月	14 人/月	14 人/月
府中町	11 人/月	12 人/月	14 人/月	15 人/月
海田町	6 人/月	6 人/月	6 人/月	6 人/月
熊野町	7 人/月	8 人/月	8 人/月	9 人/月
坂町	5 人/月	5 人/月	5 人/月	5 人/月
安芸太田町	7 人/月	7 人/月	7 人/月	7 人/月
北広島町	9 人/月	11 人/月	11 人/月	11 人/月
広島西圏域	49 人/月	48 人/月	49 人/月	49 人/月
大竹市	11 人/月	12 人/月	12 人/月	12 人/月
廿日市市	38 人/月	36 人/月	37 人/月	37 人/月
呉圏域	77 人/月	75 人/月	75 人/月	75 人/月
呉市	65 人/月	63 人/月	63 人/月	63 人/月
江田島市	12 人/月	12 人/月	12 人/月	12 人/月
広島中央圏域	45 人/月	45 人/月	45 人/月	45 人/月
竹原市	11 人/月	11 人/月	11 人/月	11 人/月
東広島市	31 人/月	31 人/月	31 人/月	31 人/月
大崎上島町	3 人/月	3 人/月	3 人/月	3 人/月
尾三圏域	51 人/月	52 人/月	52 人/月	52 人/月
三原市	18 人/月	18 人/月	18 人/月	18 人/月
尾道市	26 人/月	27 人/月	27 人/月	27 人/月
世羅町	7 人/月	7 人/月	7 人/月	7 人/月
福山・府中圏域	94 人/月	99 人/月	100 人/月	101 人/月
福山市	83 人/月	87 人/月	88 人/月	89 人/月
府中市	9 人/月	10 人/月	10 人/月	10 人/月
神石高原町	2 人/月	2 人/月	2 人/月	2 人/月
備北圏域	29 人/月	30 人/月	30 人/月	30 人/月
三次市	14 人/月	15 人/月	15 人/月	15 人/月
庄原市	15 人/月	15 人/月	15 人/月	15 人/月

ソ 短期入所（福祉型）①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	11,004人日/月	10,259 人日/月	10,897 人日/月	11,527 人日/月
	1,543人/月	3,488 人 /月	3,671 人 /月	3,852 人 /月
広島圏域	4,494人日/月	5,526 人日/月	6,016 人日/月	6,525 人日/月
	661人/月	791 人 /月	862 人 /月	936 人 /月
広島市	4,039人日/月	5,009 人日/月	5,483 人日/月	5,980 人日/月
	584人/月	704 人 /月	773 人 /月	845 人 /月
安芸高田市	42人日/月	95 人日/月	95 人日/月	95 人日/月
	10人/月	11 人 /月	11 人 /月	11 人 /月
府中町	112人日/月	120 人日/月	120 人日/月	120 人日/月
	32人/月	30 人 /月	30 人 /月	30 人 /月
海田町	39人日/月	71 人日/月	71 人日/月	71 人日/月
	6人/月	11 人 /月	11 人 /月	11 人 /月
熊野町	95人日/月	113 人日/月	119 人日/月	119 人日/月
	16人/月	19 人 /月	20 人 /月	20 人 /月
坂町	89人日/月	38 人日/月	48 人日/月	60 人日/月
	5人/月	5 人 /月	6 人 /月	8 人 /月
安芸太田町	42人日/月	60 人日/月	60 人日/月	60 人日/月
	5人/月	6 人 /月	6 人 /月	6 人 /月
北広島町	36人日/月	20 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	3人/月	5 人 /月	5 人 /月	5 人 /月
広島西圏域	1,133人日/月	1,012 人日/月	1,082 人日/月	1,110 人日/月
	152人/月	144 人 /月	154 人 /月	158 人 /月
大竹市	191人日/月	161 人日/月	168 人日/月	175 人日/月
	22人/月	23 人 /月	24 人 /月	25 人 /月
廿日市市	942人日/月	851 人日/月	914 人日/月	935 人日/月
	130人/月	121 人 /月	130 人 /月	133 人 /月
呉圏域	1,340人日/月	1,265 人日/月	1,281 人日/月	1,306 人日/月
	157人/月	155 人 /月	157 人 /月	160 人 /月
呉市	1,299人日/月	1,232 人日/月	1,248 人日/月	1,265 人日/月
	154人/月	151 人 /月	153 人 /月	155 人 /月
江田島市	41人日/月	33 人日/月	34 人日/月	41 人日/月
	3人/月	4 人 /月	4 人 /月	5 人 /月

（注）第3期計画期間中の平成25年度実績は、（福祉型）と（医療型）の合計値で計上しているため、この表には計上していません。（以下「ソ」～「チ」も同様）

夕 短期入所（福祉型）②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
広島中央圏域	487人日/月	485人日/月	497人日/月	508人日/月	
	108人/月	116人/月	119人/月	122人/月	
	竹原市	92人日/月	114人日/月	114人日/月	114人日/月
		20人/月	21人/月	21人/月	21人/月
	東広島市	380人日/月	351人日/月	363人日/月	374人日/月
		85人/月	90人/月	93人/月	96人/月
大崎上島町	15人日/月	20人日/月	20人日/月	20人日/月	
	3人/月	5人/月	5人/月	5人/月	
尾三圏域	870人日/月	900人日/月	927人日/月	961人日/月	
	188人/月	197人/月	208人/月	218人/月	
	三原市	296人日/月	300人日/月	304人日/月	308人日/月
		53人/月	58人/月	63人/月	68人/月
	尾道市	532人日/月	550人日/月	570人日/月	600人日/月
		123人/月	125人/月	130人/月	135人/月
世羅町	42人日/月	50人日/月	53人日/月	53人日/月	
	12人/月	14人/月	15人/月	15人/月	
福山・府中圏域	2,125人日/月	416人日/月	419人日/月	422人日/月	
	231人/月	2,011人/月	2,093人/月	2,175人/月	
	福山市	1,986人日/月	243人日/月	253人日/月	263人日/月
		215人/月	1,989人/月	2,071人/月	2,153人/月
	府中市	121人日/月	103人日/月	86人日/月	69人日/月
		14人/月	12人/月	10人/月	8人/月
神石高原町	18人日/月	70人日/月	80人日/月	90人日/月	
	2人/月	10人/月	12人/月	14人/月	
備北圏域	555人日/月	655人日/月	675人日/月	695人日/月	
	46人/月	74人/月	78人/月	83人/月	
	三次市	356人日/月	480人日/月	500人日/月	520人日/月
		30人/月	60人/月	62人/月	65人/月
	庄原市	199人日/月	175人日/月	175人日/月	175人日/月
		16人/月	14人/月	16人/月	18人/月

子 短期入所（医療型）①（県全域，広島圏域，広島西圏域，呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	822人日/月	1,005 人日/月	1,048 人日/月	1,103 人日/月
	146人/月	196 人 /月	205 人 /月	216 人 /月
広島圏域	425人日/月	481 人日/月	506 人日/月	536 人日/月
	71人/月	94 人 /月	99 人 /月	105 人 /月
広島市	401人日/月	410 人日/月	435 人日/月	465 人日/月
	66人/月	82 人 /月	87 人 /月	93 人 /月
安芸高田市	0人日/月	7 人日/月	7 人日/月	7 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
府中町	0人日/月	7 人日/月	7 人日/月	7 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
海田町	16人日/月	13 人日/月	13 人日/月	13 人日/月
	2人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
熊野町	8人日/月	15 人日/月	15 人日/月	15 人日/月
	3人/月	4 人 /月	4 人 /月	4 人 /月
坂町	0人日/月	7 人日/月	7 人日/月	7 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
安芸太田町	0人日/月	20 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	0人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
北広島町	0人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
広島西圏域	83人日/月	91 人日/月	91 人日/月	97 人日/月
	16人/月	18 人 /月	18 人 /月	19 人 /月
大竹市	20人日/月	28 人日/月	28 人日/月	28 人日/月
	2人/月	4 人 /月	4 人 /月	4 人 /月
廿日市市	63人日/月	63 人日/月	63 人日/月	69 人日/月
	14人/月	14 人 /月	14 人 /月	15 人 /月
呉圏域	87人日/月	101 人日/月	101 人日/月	101 人日/月
	10人/月	12 人 /月	12 人 /月	12 人 /月
呉市	87人日/月	98 人日/月	98 人日/月	98 人日/月
	10人/月	11 人 /月	11 人 /月	11 人 /月
江田島市	0人日/月	3 人日/月	3 人日/月	3 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月

ツ 短期入所（医療型）②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	69人日/月	76 人日/月	76 人日/月	76 人日/月
	18人/月	19 人 /月	19 人 /月	19 人 /月
竹原市	25人日/月	8 人日/月	8 人日/月	8 人日/月
	2人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
東広島市	44人日/月	48 人日/月	48 人日/月	48 人日/月
	16人/月	16 人 /月	16 人 /月	16 人 /月
大崎上島町	0人日/月	20 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
尾三圏域	91人日/月	110 人日/月	115 人日/月	120 人日/月
	13人/月	17 人 /月	18 人 /月	19 人 /月
三原市	1人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	1人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
尾道市	76人日/月	85 人日/月	90 人日/月	95 人日/月
	10人/月	12 人 /月	13 人 /月	14 人 /月
世羅町	14人日/月	23 人日/月	23 人日/月	23 人日/月
	2人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
福山・府中圏域	67人日/月	81 人日/月	84 人日/月	88 人日/月
	18人/月	23 人 /月	24 人 /月	25 人 /月
福山市	67人日/月	81 人日/月	84 人日/月	88 人日/月
	18人/月	23 人 /月	24 人 /月	25 人 /月
府中市	0人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0人/月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
神石高原町	0人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0人/月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
備北圏域	0人日/月	65 人日/月	75 人日/月	85 人日/月
	0人/月	13 人 /月	15 人 /月	17 人 /月
三次市	0人日/月	50 人日/月	60 人日/月	70 人日/月
	0人/月	10 人 /月	12 人 /月	14 人 /月
庄原市	0人日/月	15 人日/月	15 人日/月	15 人日/月
	0人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月

(3) 居住系サービス

ア 自立生活援助

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	人/月	60 人/月	66 人/月	75 人/月
広島圏域	人/月	27 人/月	27 人/月	29 人/月
広島市	人/月	22 人/月	22 人/月	22 人/月
安芸高田市	人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
府中町	人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
海田町	人/月	0 人/月	0 人/月	1 人/月
熊野町	人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
坂町	人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
安芸太田町	人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
北広島町	人/月	0 人/月	0 人/月	1 人/月
広島西圏域	人/月	2 人/月	2 人/月	2 人/月
大竹市	人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
廿日市市	人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
呉圏域	人/月	0 人/月	1 人/月	3 人/月
呉市	人/月	0 人/月	1 人/月	2 人/月
江田島市	人/月	0 人/月	0 人/月	1 人/月
広島中央圏域	人/月	3 人/月	3 人/月	4 人/月
竹原市	人/月	0 人/月	0 人/月	1 人/月
東広島市	人/月	2 人/月	2 人/月	2 人/月
大崎上島町	人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
尾三圏域	人/月	15 人/月	15 人/月	15 人/月
三原市	人/月	10 人/月	10 人/月	10 人/月
尾道市	人/月	5 人/月	5 人/月	5 人/月
世羅町	人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月
福山・府中圏域	人/月	11 人/月	12 人/月	13 人/月
福山市	人/月	4 人/月	4 人/月	4 人/月
府中市	人/月	6 人/月	6 人/月	6 人/月
神石高原町	人/月	1 人/月	2 人/月	3 人/月
備北圏域	人/月	2 人/月	6 人/月	9 人/月
三次市	人/月	1 人/月	3 人/月	4 人/月
庄原市	人/月	1 人/月	3 人/月	5 人/月

イ 共同生活援助（グループホーム）

区 域	平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	1,942 人/月	2,168 人/月	2,251 人/月	2,341 人/月
広島圏域	593 人/月	678 人/月	719 人/月	772 人/月
広島市	443 人/月	505 人/月	538 人/月	573 人/月
安芸高田市	61 人/月	67 人/月	70 人/月	72 人/月
府中町	13 人/月	20 人/月	20 人/月	25 人/月
海田町	14 人/月	17 人/月	18 人/月	20 人/月
熊野町	11 人/月	8 人/月	8 人/月	9 人/月
坂町	7 人/月	10 人/月	14 人/月	19 人/月
安芸太田町	7 人/月	14 人/月	14 人/月	14 人/月
北広島町	37 人/月	37 人/月	37 人/月	40 人/月
広島西圏域	97 人/月	120 人/月	123 人/月	126 人/月
大竹市	23 人/月	24 人/月	25 人/月	26 人/月
廿日市市	74 人/月	96 人/月	98 人/月	100 人/月
呉圏域	204 人/月	206 人/月	209 人/月	212 人/月
呉市	182 人/月	184 人/月	187 人/月	190 人/月
江田島市	22 人/月	22 人/月	22 人/月	22 人/月
広島中央圏域	146 人/月	160 人/月	162 人/月	162 人/月
竹原市	34 人/月	36 人/月	36 人/月	36 人/月
東広島市	101 人/月	101 人/月	101 人/月	101 人/月
大崎上島町	11 人/月	23 人/月	25 人/月	25 人/月
尾三圏域	293 人/月	349 人/月	360 人/月	370 人/月
三原市	91 人/月	95 人/月	100 人/月	105 人/月
尾道市	182 人/月	230 人/月	235 人/月	240 人/月
世羅町	20 人/月	24 人/月	25 人/月	25 人/月
福山・府中圏域	475 人/月	510 人/月	528 人/月	546 人/月
福山市	399 人/月	423 人/月	435 人/月	447 人/月
府中市	54 人/月	65 人/月	70 人/月	75 人/月
神石高原町	22 人/月	22 人/月	23 人/月	24 人/月
備北圏域	134 人/月	145 人/月	150 人/月	153 人/月
三次市	76 人/月	85 人/月	87 人/月	90 人/月
庄原市	58 人/月	60 人/月	63 人/月	63 人/月

ウ 施設入所支援

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	3,033人/月	3,023人/月	3,001人/月	2,975人/月
広島圏域	1,218人/月	1,207人/月	1,199人/月	1,190人/月
広島市	956人/月	946人/月	941人/月	936人/月
安芸高田市	96人/月	96人/月	95人/月	94人/月
府中町	30人/月	30人/月	30人/月	29人/月
海田町	24人/月	24人/月	23人/月	23人/月
熊野町	30人/月	29人/月	28人/月	28人/月
坂町	13人/月	13人/月	13人/月	12人/月
安芸太田町	22人/月	22人/月	22人/月	22人/月
北広島町	47人/月	47人/月	47人/月	46人/月
広島西圏域	166人/月	165人/月	163人/月	162人/月
大竹市	40人/月	38人/月	36人/月	35人/月
廿日市市	126人/月	127人/月	127人/月	127人/月
呉圏域	385人/月	381人/月	379人/月	376人/月
呉市	326人/月	323人/月	321人/月	319人/月
江田島市	59人/月	58人/月	58人/月	57人/月
広島中央圏域	268人/月	270人/月	269人/月	267人/月
竹原市	55人/月	56人/月	55人/月	55人/月
東広島市	191人/月	190人/月	190人/月	189人/月
大崎上島町	22人/月	24人/月	24人/月	23人/月
尾三圏域	370人/月	374人/月	371人/月	368人/月
三原市	142人/月	144人/月	143人/月	142人/月
尾道市	188人/月	189人/月	188人/月	187人/月
世羅町	40人/月	41人/月	40人/月	39人/月
福山・府中圏域	447人/月	444人/月	441人/月	436人/月
福山市	367人/月	364人/月	362人/月	359人/月
府中市	58人/月	58人/月	57人/月	56人/月
神石高原町	22人/月	22人/月	22人/月	21人/月
備北圏域	179人/月	182人/月	179人/月	176人/月
三次市	104人/月	105人/月	103人/月	101人/月
庄原市	75人/月	77人/月	76人/月	75人/月

(4) 相談支援

ア 計画相談支援

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	3,320人/月	3,104人/月	3,209人/月	3,316人/月
広島圏域	1,517人/月	1,001人/月	1,030人/月	1,059人/月
広島市	1,310人/月	816人/月	836人/月	857人/月
安芸高田市	33人/月	36人/月	37人/月	38人/月
府中町	51人/月	55人/月	60人/月	65人/月
海田町	20人/月	21人/月	22人/月	22人/月
熊野町	24人/月	24人/月	25人/月	25人/月
坂町	11人/月	12人/月	13人/月	14人/月
安芸太田町	10人/月	7人/月	7人/月	8人/月
北広島町	58人/月	30人/月	30人/月	30人/月
広島西圏域	117人/月	135人/月	146人/月	157人/月
大竹市	24人/月	30人/月	30人/月	30人/月
廿日市市	93人/月	105人/月	116人/月	127人/月
呉圏域	372人/月	372人/月	377人/月	383人/月
呉市	331人/月	329人/月	333人/月	338人/月
江田島市	41人/月	43人/月	44人/月	45人/月
広島中央圏域	200人/月	222人/月	227人/月	232人/月
竹原市	30人/月	41人/月	41人/月	41人/月
東広島市	165人/月	175人/月	180人/月	185人/月
大崎上島町	5人/月	6人/月	6人/月	6人/月
尾三圏域	400人/月	427人/月	445人/月	464人/月
三原市	181人/月	192人/月	199人/月	206人/月
尾道市	197人/月	210人/月	220人/月	230人/月
世羅町	22人/月	25人/月	26人/月	28人/月
福山・府中圏域	518人/月	562人/月	591人/月	621人/月
福山市	440人/月	481人/月	503人/月	526人/月
府中市	62人/月	65人/月	70人/月	75人/月
神石高原町	16人/月	16人/月	18人/月	20人/月
備北圏域	196人/月	385人/月	393人/月	400人/月
三次市	114人/月	35人/月	38人/月	40人/月
庄原市	82人/月	350人/月	355人/月	360人/月

イ 地域相談支援（地域移行支援）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	4人/月	30人/月	39人/月	43人/月
広島圏域	1人/月	7人/月	11人/月	13人/月
広島市	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
安芸高田市	1人/月	1人/月	2人/月	3人/月
府中町	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
海田町	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
熊野町	0人/月	0人/月	1人/月	1人/月
坂町	0人/月	0人/月	1人/月	2人/月
安芸太田町	0人/月	1人/月	2人/月	2人/月
北広島町	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
広島西圏域	0人/月	3人/月	3人/月	3人/月
大竹市	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
廿日市市	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
呉圏域	1人/月	2人/月	3人/月	3人/月
呉市	1人/月	1人/月	2人/月	2人/月
江田島市	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
広島中央圏域	1人/月	6人/月	7人/月	8人/月
竹原市	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
東広島市	1人/月	2人/月	3人/月	4人/月
大崎上島町	0人/月	3人/月	3人/月	3人/月
尾三圏域	0人/月	5人/月	6人/月	6人/月
三原市	0人/月	1人/月	2人/月	2人/月
尾道市	0人/月	3人/月	3人/月	3人/月
世羅町	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
福山・府中圏域	1人/月	5人/月	5人/月	5人/月
福山市	1人/月	3人/月	3人/月	3人/月
府中市	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
神石高原町	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
備北圏域	0人/月	2人/月	4人/月	5人/月
三次市	0人/月	1人/月	3人/月	4人/月
庄原市	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月

ウ 地域相談支援（地域定着支援）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	36人/月	70人/月	80人/月	91人/月
広島圏域	5人/月	10人/月	13人/月	14人/月
広島市	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
安芸高田市	5人/月	5人/月	5人/月	5人/月
府中町	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
海田町	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
熊野町	0人/月	0人/月	1人/月	1人/月
坂町	0人/月	0人/月	1人/月	2人/月
安芸太田町	0人/月	1人/月	2人/月	2人/月
北広島町	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
広島西圏域	0人/月	14人/月	16人/月	18人/月
大竹市	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
廿日市市	0人/月	12人/月	14人/月	16人/月
呉圏域	11人/月	12人/月	12人/月	12人/月
呉市	11人/月	11人/月	11人/月	11人/月
江田島市	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
広島中央圏域	8人/月	15人/月	16人/月	17人/月
竹原市	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
東広島市	8人/月	10人/月	11人/月	12人/月
大崎上島町	0人/月	3人/月	3人/月	3人/月
尾三圏域	10人/月	15人/月	16人/月	17人/月
三原市	10人/月	11人/月	12人/月	13人/月
尾道市	0人/月	3人/月	3人/月	3人/月
世羅町	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
福山・府中圏域	2人/月	3人/月	5人/月	9人/月
福山市	2人/月	4人/月	4人/月	4人/月
府中市	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
神石高原町	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
備北圏域	0人/月	1人/月	2人/月	4人/月
三次市	0人/月	0人/月	1人/月	3人/月
庄原市	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月

(5) 障害児に関するサービス

ア 児童発達支援①(県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域)

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	20,135人日/月	21,690人日/月	22,586人日/月	23,587人日/月
	2,921人/月	3,213人/月	3,350人/月	3,497人/月
広島圏域	7,149人日/月	7,540人日/月	7,874人日/月	8,277人日/月
	748人/月	824人/月	859人/月	900人/月
広島市	6,543人日/月	6,795人日/月	7,056人日/月	7,326人日/月
	694人/月	755人/月	784人/月	814人/月
安芸高田市	46人日/月	95人日/月	95人日/月	95人日/月
	8人/月	12人/月	12人/月	12人/月
府中町	271人日/月	300人日/月	360人日/月	480人日/月
	20人/月	25人/月	30人/月	40人/月
海田町	89人日/月	114人日/月	114人日/月	114人日/月
	6人/月	9人/月	9人/月	9人/月
熊野町	128人日/月	138人日/月	138人日/月	138人日/月
	13人/月	14人/月	14人/月	14人/月
坂町	62人日/月	78人日/月	91人日/月	104人日/月
	5人/月	6人/月	7人/月	8人/月
安芸太田町	0人日/月	10人日/月	10人日/月	10人日/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
北広島町	10人日/月	10人日/月	10人日/月	10人日/月
	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月
広島西圏域	609人日/月	698人日/月	706人日/月	715人日/月
	134人/月	148人/月	150人/月	151人/月
大竹市	70人日/月	60人日/月	60人日/月	60人日/月
	15人/月	15人/月	15人/月	15人/月
廿日市市	539人日/月	638人日/月	646人日/月	655人日/月
	119人/月	133人/月	135人/月	136人/月
呉圏域	1,806人日/月	1,794人日/月	1,841人日/月	1,883人日/月
	335人/月	330人/月	336人/月	342人/月
呉市	1,582人日/月	1,594人日/月	1,616人日/月	1,633人日/月
	296人/月	292人/月	296人/月	299人/月
江田島市	224人日/月	200人日/月	225人日/月	250人日/月
	39人/月	38人/月	40人/月	43人/月

イ 児童発達支援②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広島中央圏域	1,416 人日/月	1,570 人日/月	1,675 人日/月	1,789 人日/月
	299 人/月	343 人 / 月	366 人 / 月	391 人 / 月
竹原市	87 人日/月	111 人日/月	119 人日/月	128 人日/月
	20 人/月	26 人 / 月	28 人 / 月	30 人 / 月
東広島市	1,316 人日/月	1,449 人日/月	1,546 人日/月	1,651 人日/月
	276 人/月	315 人 / 月	336 人 / 月	359 人 / 月
大崎上島町	13 人日/月	10 人日/月	10 人日/月	10 人日/月
	3 人/月	2 人 / 月	2 人 / 月	2 人 / 月
尾三圏域	3,704 人日/月	4,029 人日/月	4,197 人日/月	4,375 人日/月
	501 人/月	559 人 / 月	590 人 / 月	621 人 / 月
三原市	898 人日/月	1,085 人日/月	1,115 人日/月	1,145 人日/月
	163 人/月	196 人 / 月	216 人 / 月	236 人 / 月
尾道市	2,635 人日/月	2,760 人日/月	2,890 人日/月	3,030 人日/月
	314 人/月	340 人 / 月	350 人 / 月	360 人 / 月
世羅町	171 人日/月	184 人日/月	192 人日/月	200 人日/月
	24 人/月	23 人 / 月	24 人 / 月	25 人 / 月
福山・府中圏域	5,338 人日/月	5,799 人日/月	6,003 人日/月	6,223 人日/月
	867 人/月	954 人 / 月	987 人 / 月	1,022 人 / 月
福山市	4,997 人日/月	5,408 人日/月	5,559 人日/月	5,716 人日/月
	817 人/月	897 人 / 月	922 人 / 月	948 人 / 月
府中市	332 人日/月	381 人日/月	434 人日/月	497 人日/月
	47 人/月	54 人 / 月	62 人 / 月	71 人 / 月
神石高原町	9 人日/月	10 人日/月	10 人日/月	10 人日/月
	3 人/月	3 人 / 月	3 人 / 月	3 人 / 月
備北圏域	113 人日/月	260 人日/月	290 人日/月	325 人日/月
	37 人/月	55 人 / 月	62 人 / 月	70 人 / 月
三次市	68 人日/月	200 人日/月	225 人日/月	250 人日/月
	27 人/月	40 人 / 月	45 人 / 月	50 人 / 月
庄原市	45 人日/月	60 人日/月	65 人日/月	75 人日/月
	10 人/月	15 人 / 月	17 人 / 月	20 人 / 月

ウ 医療型児童発達支援①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	1,141 人日/月	1,113 人日/月	1,130 人日/月	1,147 人日/月
	99 人/月	110 人 / 月	111 人 / 月	112 人 / 月
広島圏域	826 人日/月	710 人日/月	710 人日/月	710 人日/月
	63 人/月	59 人 / 月	59 人 / 月	59 人 / 月
広島市	794 人日/月	660 人日/月	660 人日/月	660 人日/月
	60 人/月	55 人 / 月	55 人 / 月	55 人 / 月
安芸高田市	12 人日/月	30 人日/月	30 人日/月	30 人日/月
	1 人/月	2 人 / 月	2 人 / 月	2 人 / 月
府中町	0 人日/月	15 人日/月	15 人日/月	15 人日/月
	0 人/月	1 人 / 月	1 人 / 月	1 人 / 月
海田町	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人/月	0 人 / 月	0 人 / 月	0 人 / 月
熊野町	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人/月	0 人 / 月	0 人 / 月	0 人 / 月
坂町	4 人日/月	5 人日/月	5 人日/月	5 人日/月
	1 人/月	1 人 / 月	1 人 / 月	1 人 / 月
安芸太田町	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人/月	0 人 / 月	0 人 / 月	0 人 / 月
北広島町	16 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	1 人/月	0 人 / 月	0 人 / 月	0 人 / 月
広島西圏域	0 人日/月	4 人日/月	4 人日/月	4 人日/月
	0 人/月	1 人 / 月	1 人 / 月	1 人 / 月
大竹市	0 人日/月	4 人日/月	4 人日/月	4 人日/月
	0 人/月	1 人 / 月	1 人 / 月	1 人 / 月
廿日市市	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人/月	0 人 / 月	0 人 / 月	0 人 / 月
呉圏域	5 人日/月	11 人日/月	11 人日/月	11 人日/月
	1 人/月	3 人 / 月	3 人 / 月	3 人 / 月
呉市	5 人日/月	11 人日/月	11 人日/月	11 人日/月
	1 人/月	3 人 / 月	3 人 / 月	3 人 / 月
江田島市	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人/月	0 人 / 月	0 人 / 月	0 人 / 月

工 医療型児童発達支援②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	154人日/月	160人日/月	160人日/月	160人日/月
	13人/月	15人/月	15人/月	15人/月
竹原市	0人日/月	22人日/月	22人日/月	22人日/月
	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
東広島市	154人日/月	152人日/月	152人日/月	152人日/月
	13人/月	13人/月	13人/月	13人/月
大崎上島町	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
尾三圏域	28人日/月	43人日/月	43人日/月	43人日/月
	5人/月	8人/月	8人/月	8人/月
三原市	1人日/月	10人日/月	12人日/月	14人日/月
	1人/月	2人/月	2人/月	2人/月
尾道市	27人日/月	30人日/月	30人日/月	30人日/月
	4人/月	5人/月	5人/月	5人/月
世羅町	0人日/月	5人日/月	5人日/月	5人日/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
福山・府中圏域	128人日/月	137人日/月	137人日/月	137人日/月
	17人/月	21人/月	21人/月	21人/月
福山市	128人日/月	131人日/月	131人日/月	131人日/月
	17人/月	19人/月	19人/月	19人/月
府中市	0人日/月	5人日/月	5人日/月	5人日/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
神石高原町	0人日/月	1人日/月	1人日/月	1人日/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
備北圏域	0人日/月	32人日/月	47人日/月	62人日/月
	0人/月	3人/月	4人/月	5人/月
三次市	0人日/月	30人日/月	45人日/月	60人日/月
	0人/月	2人/月	3人/月	4人/月
庄原市	0人日/月	2人日/月	2人日/月	2人日/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月

才 放課後等デイサービス①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	59,263 人日/月	65,497 人日/月	69,429 人日/月	73,268 人日/月
	6,039 人/月	8,114 人 / 月	8,580 人 / 月	9,638 人 / 月
広島圏域	33,480 人日/月	33,506 人日/月	34,740 人日/月	35,926 人日/月
	2,711 人/月	3,931 人 / 月	4,047 人 / 月	4,754 人 / 月
広島市	30,501 人日/月	31,296 人日/月	32,304 人日/月	33,348 人日/月
	2,444 人/月	2,608 人 / 月	2,692 人 / 月	2,779 人 / 月
安芸高田市	675 人日/月	596 人日/月	607 人日/月	618 人日/月
	53 人/月	55 人 / 月	56 人 / 月	57 人 / 月
府中町	932 人日/月	112 人日/月	140 人日/月	175 人日/月
	89 人/月	1,120 人 / 月	1,140 人 / 月	1,750 人 / 月
海田町	479 人日/月	530 人日/月	571 人日/月	601 人日/月
	46 人/月	52 人 / 月	56 人 / 月	59 人 / 月
熊野町	561 人日/月	585 人日/月	597 人日/月	608 人日/月
	48 人/月	50 人 / 月	51 人 / 月	52 人 / 月
坂町	247 人日/月	242 人日/月	286 人日/月	341 人日/月
	18 人/月	22 人 / 月	26 人 / 月	31 人 / 月
安芸太田町	0 人日/月	35 人日/月	35 人日/月	35 人日/月
	0 人/月	6 人 / 月	6 人 / 月	6 人 / 月
北広島町	85 人日/月	110 人日/月	200 人日/月	200 人日/月
	13 人/月	18 人 / 月	20 人 / 月	20 人 / 月
広島西圏域	3,433 人日/月	4,447 人日/月	4,635 人日/月	4,833 人日/月
	366 人/月	438 人 / 月	457 人 / 月	478 人 / 月
大竹市	344 人日/月	675 人日/月	675 人日/月	675 人日/月
	32 人/月	45 人 / 月	45 人 / 月	45 人 / 月
廿日市市	3,089 人日/月	3,772 人日/月	3,960 人日/月	4,158 人日/月
	334 人/月	393 人 / 月	412 人 / 月	433 人 / 月
呉圏域	4,313 人日/月	4,563 人日/月	5,027 人日/月	5,445 人日/月
	447 人/月	528 人 / 月	582 人 / 月	631 人 / 月
呉市	3,791 人日/月	4,073 人日/月	4,507 人日/月	4,925 人日/月
	404 人/月	478 人 / 月	529 人 / 月	578 人 / 月
江田島市	522 人日/月	490 人日/月	520 人日/月	520 人日/月
	43 人/月	50 人 / 月	53 人 / 月	53 人 / 月

カ 放課後等デイサービス②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	3,142人日/月	4,119人日/月	4,572人日/月	5,024人日/月
	755人/月	968人/月	1,075人/月	1,182人/月
竹原市	149人日/月	210人日/月	222人日/月	233人日/月
	31人/月	36人/月	38人/月	40人/月
東広島市	2,989人日/月	3,906人日/月	4,347人日/月	4,788人日/月
	720人/月	930人/月	1,035人/月	1,140人/月
大崎上島町	4人日/月	3人日/月	3人日/月	3人日/月
	4人/月	2人/月	2人/月	2人/月
尾三圏域	3,376人日/月	3,918人日/月	4,166人日/月	4,364人日/月
	460人/月	512人/月	529人/月	546人/月
三原市	587人日/月	588人日/月	598人日/月	608人日/月
	121人/月	122人/月	127人/月	132人/月
尾道市	2,635人日/月	2,970人日/月	3,190人日/月	3,360人日/月
	314人/月	350人/月	360人/月	370人/月
世羅町	154人日/月	360人日/月	378人日/月	396人日/月
	25人/月	40人/月	42人/月	44人/月
福山・府中圏域	10,932人日/月	14,299人日/月	15,589人日/月	16,921人日/月
	1,242人/月	1,656人/月	1,802人/月	1,952人/月
福山市	9,918人日/月	13,087人日/月	14,148人日/月	15,208人日/月
	1,148人/月	1,543人/月	1,668人/月	1,793人/月
府中市	981人日/月	1,177人日/月	1,408人日/月	1,678人日/月
	90人/月	108人/月	129人/月	154人/月
神石高原町	33人日/月	35人日/月	35人日/月	35人日/月
	4人/月	5人/月	5人/月	5人/月
備北圏域	587人日/月	645人日/月	700人日/月	755人日/月
	58人/月	81人/月	88人/月	95人/月
三次市	539人日/月	585人日/月	630人日/月	675人日/月
	48人/月	65人/月	70人/月	75人/月
庄原市	48人日/月	60人日/月	70人日/月	80人日/月
	10人/月	16人/月	18人/月	20人/月

キ 保育所等訪問支援①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	83人日/月	132 人日/月	153 人日/月	176 人日/月
	82人/月	124 人 /月	137 人 /月	151 人 /月
広島圏域	55人日/月	65 人日/月	69 人日/月	76 人日/月
	54人/月	64 人 /月	68 人 /月	74 人 /月
広島市	52人日/月	56 人日/月	59 人日/月	62 人日/月
	51人/月	56 人 /月	59 人 /月	62 人 /月
安芸高田市	0人日/月	0 人日/月	0 人日/月	1 人日/月
	0人/月	0 人 /月	0 人 /月	1 人 /月
府中町	1人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	1人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
海田町	1人日/月	3 人日/月	3 人日/月	3 人日/月
	1人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
熊野町	1人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	1人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
坂町	0人日/月	2 人日/月	3 人日/月	5 人日/月
	0人/月	1 人 /月	2 人 /月	3 人 /月
安芸太田町	0人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
北広島町	0人日/月	0 人日/月	0 人日/月	1 人日/月
	0人/月	0 人 /月	0 人 /月	1 人 /月
広島西圏域	2人日/月	3 人日/月	3 人日/月	3 人日/月
	2人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
大竹市	0人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	0人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
廿日市市	2人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	2人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
呉圏域	1人日/月	5 人日/月	5 人日/月	5 人日/月
	1人/月	5 人 /月	5 人 /月	5 人 /月
呉市	1人日/月	4 人日/月	4 人日/月	4 人日/月
	1人/月	4 人 /月	4 人 /月	4 人 /月
江田島市	0人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月

ク 保育所等訪問支援②（広島中央圏域，尾三圏域，福山・府中圏域，備北圏域）

区 域	平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広島中央圏域	5 人日/月	6 人日/月	7 人日/月	8 人日/月
	5 人/月	6 人 / 月	7 人 / 月	8 人 / 月
竹原市	2 人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	2 人/月	1 人 / 月	1 人 / 月	1 人 / 月
東広島市	3 人日/月	5 人日/月	6 人日/月	7 人日/月
	3 人/月	5 人 / 月	6 人 / 月	7 人 / 月
大崎上島町	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人/月	0 人 / 月	0 人 / 月	0 人 / 月
尾三圏域	3 人日/月	9 人日/月	10 人日/月	11 人日/月
	3 人/月	9 人 / 月	10 人 / 月	11 人 / 月
三原市	1 人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	1 人/月	2 人 / 月	2 人 / 月	2 人 / 月
尾道市	2 人日/月	5 人日/月	6 人日/月	7 人日/月
	2 人/月	5 人 / 月	6 人 / 月	7 人 / 月
世羅町	0 人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	0 人/月	2 人 / 月	2 人 / 月	2 人 / 月
福山・府中圏域	17 人日/月	33 人日/月	38 人日/月	42 人日/月
	17 人/月	33 人 / 月	38 人 / 月	42 人 / 月
福山市	16 人日/月	31 人日/月	36 人日/月	40 人日/月
	16 人/月	31 人 / 月	36 人 / 月	40 人 / 月
府中市	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	1 人/月	1 人 / 月	1 人 / 月	1 人 / 月
神石高原町	0 人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	0 人/月	1 人 / 月	1 人 / 月	1 人 / 月
備北圏域	0 人日/月	11 人日/月	21 人日/月	31 人日/月
	0 人/月	4 人 / 月	6 人 / 月	8 人 / 月
三次市	0 人日/月	5 人日/月	15 人日/月	25 人日/月
	0 人/月	1 人 / 月	3 人 / 月	5 人 / 月
庄原市	0 人日/月	6 人日/月	6 人日/月	6 人日/月
	0 人/月	3 人 / 月	3 人 / 月	3 人 / 月

ケ 居宅訪問型児童発達支援①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	人日/月	96 人日/月	101 人日/月	115 人日/月
	人/月	26 人/月	28 人/月	32 人/月
広島圏域	人日/月	25 人日/月	29 人日/月	34 人日/月
	人/月	4 人/月	5 人/月	6 人/月
広島市	人日/月	16 人日/月	16 人日/月	16 人日/月
	人/月	2 人/月	2 人/月	2 人/月
安芸高田市	人日/月	0 人日/月	4 人日/月	4 人日/月
	人/月	0 人/月	1 人/月	1 人/月
府中町	人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月
海田町	人日/月	4 人日/月	4 人日/月	4 人日/月
	人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
熊野町	人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月
坂町	人日/月	5 人日/月	5 人日/月	5 人日/月
	人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
安芸太田町	人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月
北広島町	人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月
広島西圏域	人日/月	3 人日/月	3 人日/月	3 人日/月
	人/月	2 人/月	2 人/月	2 人/月
大竹市	人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
廿日市市	人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
呉圏域	人日/月	0 人日/月	1 人日/月	5 人日/月
	人/月	0 人/月	1 人/月	3 人/月
呉市	人日/月	0 人日/月	1 人日/月	2 人日/月
	人/月	0 人/月	1 人/月	2 人/月
江田島市	人日/月	0 人日/月	0 人日/月	3 人日/月
	人/月	0 人/月	0 人/月	1 人/月

コ 居宅訪問型児童発達支援②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	人日/月	30 人日/月	30 人日/月	30 人日/月
	人/月	6 人/月	6 人/月	6 人/月
竹原市	人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月
東広島市	人日/月	30 人日/月	30 人日/月	30 人日/月
	人/月	6 人/月	6 人/月	6 人/月
大崎上島町	人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月
尾三圏域	人日/月	12 人日/月	12 人日/月	12 人日/月
	人/月	7 人/月	7 人/月	7 人/月
三原市	人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	人/月	2 人/月	2 人/月	2 人/月
尾道市	人日/月	10 人日/月	10 人日/月	10 人日/月
	人/月	5 人/月	5 人/月	5 人/月
世羅町	人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月
福山・府中圏域	人日/月	16 人日/月	16 人日/月	16 人日/月
	人/月	4 人/月	4 人/月	4 人/月
福山市	人日/月	8 人日/月	8 人日/月	8 人日/月
	人/月	2 人/月	2 人/月	2 人/月
府中市	人日/月	7 人日/月	7 人日/月	7 人日/月
	人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
神石高原町	人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
備北圏域	人日/月	10 人日/月	10 人日/月	15 人日/月
	人/月	3 人/月	3 人/月	4 人/月
三次市	人日/月	10 人日/月	10 人日/月	15 人日/月
	人/月	2 人/月	2 人/月	3 人/月
庄原市	人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月

サ 福祉型児童入所支援

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	135人/月	人/月	人/月	人/月
広島圏域	50人/月	人/月	人/月	人/月
広島西圏域	3人/月	人/月	人/月	人/月
呉圏域	19人/月	人/月	調整中	人/月
広島中央圏域	15人/月	人/月		人/月
尾三圏域	10人/月	人/月	人/月	人/月
福山・府中圏域	27人/月	人/月	人/月	人/月
備北圏域	11人/月	人/月	人/月	人/月

シ 医療型児童入所支援

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	120人/月	人/月	人/月	人/月
広島圏域	53人/月	人/月	人/月	人/月
広島西圏域	8人/月	人/月	人/月	人/月
呉圏域	14人/月	人/月	調整中	人/月
広島中央圏域	15人/月	人/月		人/月
尾三圏域	8人/月	人/月	人/月	人/月
福山・府中圏域	18人/月	人/月	人/月	人/月
備北圏域	4人/月	人/月	人/月	人/月

又 障害児相談支援

区 域	平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	982 人/月	1,218 人/月	1,298 人/月	1,379 人/月
広島圏域	230 人/月	283 人/月	293 人/月	303 人/月
広島市	175 人/月	206 人/月	213 人/月	220 人/月
安芸高田市	8 人/月	12 人/月	12 人/月	12 人/月
府中町	20 人/月	30 人/月	30 人/月	30 人/月
海田町	9 人/月	13 人/月	14 人/月	15 人/月
熊野町	12 人/月	13 人/月	13 人/月	13 人/月
坂町	4 人/月	5 人/月	7 人/月	9 人/月
安芸太田町	0 人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
北広島町	2 人/月	3 人/月	3 人/月	3 人/月
広島西圏域	78 人/月	125 人/月	131 人/月	137 人/月
大竹市	9 人/月	15 人/月	15 人/月	15 人/月
廿日市市	69 人/月	110 人/月	116 人/月	122 人/月
呉圏域	179 人/月	233 人/月	257 人/月	280 人/月
呉市	159 人/月	211 人/月	234 人/月	256 人/月
江田島市	20 人/月	22 人/月	23 人/月	24 人/月
広島中央圏域	77 人/月	84 人/月	84 人/月	84 人/月
竹原市	3 人/月	9 人/月	9 人/月	9 人/月
東広島市	74 人/月	74 人/月	74 人/月	74 人/月
大崎上島町	0 人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
尾三圏域	168 人/月	177 人/月	187 人/月	197 人/月
三原市	77 人/月	72 人/月	76 人/月	80 人/月
尾道市	89 人/月	95 人/月	100 人/月	105 人/月
世羅町	2 人/月	10 人/月	11 人/月	12 人/月
福山・府中圏域	236 人/月	279 人/月	305 人/月	333 人/月
福山市	215 人/月	255 人/月	278 人/月	303 人/月
府中市	20 人/月	22 人/月	25 人/月	28 人/月
神石高原町	1 人/月	2 人/月	2 人/月	2 人/月
備北圏域	14 人/月	37 人/月	41 人/月	45 人/月
三次市	11 人/月	7 人/月	9 人/月	10 人/月
庄原市	3 人/月	30 人/月	32 人/月	35 人/月

3 地域生活支援事業の実施見込み

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより効果的な実施が可能な事業です。障害福祉サービス等と組み合わせて提供されることなどにより障害者の地域生活を支援するものです。

利用者に身近な市町できめ細かく対応する市町地域生活支援事業と、専門性の高い分野や市町域を越えた広域的な対応を行う県地域生活支援事業が、連携・役割分担をし、障害者の地域生活を支援します。

(1) 市町地域生活支援事業

市町における地域生活支援事業のうち、実施が必要とされている事業等について各市町は次のとおり実施します。

事業名	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備考
理解促進研修・啓発事業	17市町	20市町	20市町	20市町	実施市町
自発的活動支援事業	13市町	17市町	17市町	17市町	実施市町
障害者相談支援事業	82か所	80か所	80か所	80か所	実施か所数
基幹相談支援センター	5市町	11市町	11市町	13市町	設置市町数
基幹相談支援センター等機能強化事業	16市町	18市町	18市町	18市町	実施市町数
住宅入居等支援事業	6市町	9市町	9市町	9市町	実施市町数
成年後見制度利用支援事業	39人	66人	70人	73人	年間実利用者数
成年後見制度法人後見支援事業	2市町	9市町	9市町	9市町	実施市町数
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	416件	685件	693件	700件	実利用者数 ※1か月分
手話通訳者設置事業	72人	27人	27人	27人	実設置者数 ※1か月分
介護・訓練支援用具	232件	249件	251件	253件	年間支給件数
自立生活支援用具	533件	554件	555件	557件	〃
在宅療養等支援用具	565件	638件	641件	644件	〃
情報・意思疎通支援用具	505件	550件	553件	556件	〃
排泄管理支援用具	55,654件	59,892件	62,203件	64,648件	〃
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	76件	105件	106件	107件	〃
手話奉仕員養成研修事業	310人	351人	354人	371人	年間実養成者数
移動支援事業	3,923人	4,500人	4,541人	4,926人	実利用者数 ※1か月分
地域活動支援センター	1,827人	1,963人	1,977人	1,991人	実利用者数 ※1か月分
福祉ホーム	70人	75人	75人	73人	実利用者数 ※1か月分
日中一時支援事業	1,462人	1,884人	1,947人	2,262人	実利用者数 ※1か月分

(2) 県地域生活支援事業等

県では、特に、専門性の高い相談支援事業や市町域を越えた広域的な対応が必要な事業を実施します。

事業名	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備考
県障害者自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所	実施か所数
県相談支援体制整備事業	11人	11人	11人	11人	アドバイザー実人員
障害児等療育支援事業 (療育支援施設事業)	11か所	11か所	11か所	11か所	実施か所数
発達障害者支援センター	563人	580人	600人	620人	実相談利用者数
障害者就業・生活支援センター	7か所	7か所	7か所	7か所	設置か所数
高次脳機能センター	260人	260人	260人	260人	相談等新規実利用者数
高次脳機能地域支援センター	7か所	7か所	7か所	7か所	設置か所数
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業(手話通訳者)	89人	80人	80人	80人	年間実養成講習修了者数
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業(要約筆記者)	48人	40人	40人	40人	〃
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	15人	15人	15人	15人	〃
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(手話通訳者)	122件	120件	120件	120件	利用件数
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(要約筆記者)	64件	65件	65件	65件	〃
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	1,885件	1,880件	1,880件	1,880件	〃
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町相互間の連絡調整事業	実施	実施	実施	実施	実施の有無
発達障害支援地域協議会の開催	2回	2回	2回	2回	開催回数